

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年6月29日

【事業年度】 第1期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

【会社名】 株式会社三越伊勢丹ホールディングス

【英訳名】 Isetan Mitsukoshi Holdings Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 兼 最高経営責任者
武藤 信一

【本店の所在の場所】 東京都中央区銀座四丁目6番16号

【電話番号】 03(5843)5115

【事務連絡者氏名】 執行役員管理本部経理部長
山崎 茂樹

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区新宿五丁目16番10号

【電話番号】 03(5843)5115

【事務連絡者氏名】 執行役員管理本部経理部長
山崎 茂樹

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第1期
決算年月	平成21年3月
売上高 (百万円)	1,426,684
経常利益 (百万円)	35,052
当期純利益 (百万円)	4,683
純資産額 (百万円)	489,740
総資産額 (百万円)	1,351,633
1株当たり純資産額 (円)	1,225.85
1株当たり当期純利益 (円)	12.08
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	12.07
自己資本比率 (%)	35.2
自己資本利益率 (%)	1.0
株価収益率 (倍)	62.7
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	18,162
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	27,429
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	7,116
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	34,749
従業員数 (外 平均臨時雇用者数) (名)	17,352 (13,373)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 当社は平成20年4月1日に株式移転により共同持株会社として設立されたため、当連結会計年度が第1期となります。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第1期
決算年月	平成21年3月
営業収益 (百万円)	12,058
経常利益 (百万円)	8,491
当期純利益 (百万円)	7,759
資本金 (百万円)	50,006
発行済株式総数 (千株)	387,859
純資産額 (百万円)	450,534
総資産額 (百万円)	451,467
1株当たり純資産額 (円)	1,159.82
1株当たり配当額 (円)	14.00
(内1株当たり 中間配当額) (円)	(-)
1株当たり当期純利益 (円)	20.01
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	20.00
自己資本比率 (%)	99.6
自己資本利益率 (%)	1.7
株価収益率 (倍)	37.8
配当性向 (%)	70.0
従業員数 (名)	143

(注) 1 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2 第1期の1株当たり配当額14円には、特別配当4円を含んでおります。

3 当社は平成20年4月1日に株式移転により共同持株会社として設立されたため、当事業年度が第1期となります。

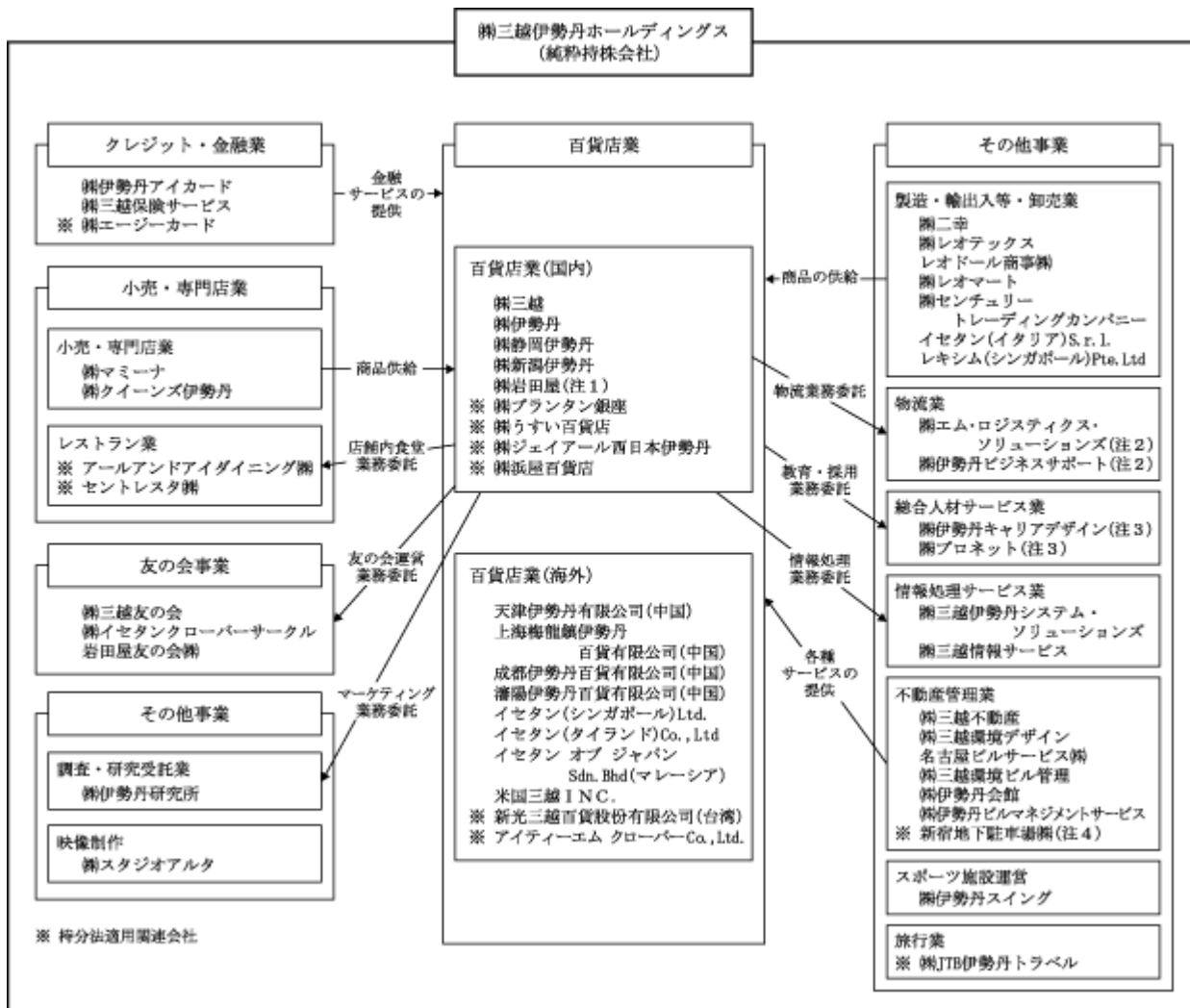
2 【沿革】

- 平成19年8月23日 株式会社三越と株式会社伊勢丹は株主総会の承認を前提として、株式移転により共同で持株会社を設立することについて合意に達し、両社取締役会において株式移転による経営統合に関する統合契約書を締結することを決議いたしました。
- 平成19年10月4日 両社は、株主総会の承認を前提として、統合契約書に基づき、取締役会において「株式移転計画書」を作成いたしました。また、両社はそれぞれの株主総会に付議すべき株式移転に関する議案の内容を取締役会で決議いたしました。
- 平成19年11月20日 両社の臨時株主総会において、両社が共同で株式移転の方法により株式会社三越伊勢丹ホールディングスを設立し、両社がその完全子会社になることについて承認を受けました。
- 平成20年4月1日 両社が株式移転の方法により当社を設立いたしました。当社の普通株式を株式会社東京証券取引所に上場いたしました。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び関係会社（連結子会社42社、持分法適用関連会社11社、非連結子会社20社、持分法非適用関連会社4社（平成21年3月31日現在））により構成され、百貨店業、クレジット・金融業、小売・専門店業、友の会事業及びその他事業の5事業を行っております。各事業における当社及び関係会社の位置付け等は次のとおりであります。

事業内容等	主な会社名	会社数
百貨店業	(株)三越、(株)伊勢丹、(株)静岡伊勢丹、(株)新潟伊勢丹、(株)岩田屋、天津伊勢丹有限公司(中華人民共和国)、上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公司(中華人民共和国)、成都伊勢丹百貨有限公司(中華人民共和国)、瀋陽伊勢丹百貨有限公司(中華人民共和国)、イセタン(シンガポール)Ltd.、イセタン(タイランド)Co.,Ltd.、イセタンオブジャパンSdn.Bhd.(マレーシア)、(株)ジェイアール西日本伊勢丹、(株)浜屋百貨店、アイティーエム クローバーCo.,Ltd.(タイランド)、米国三越INC.、(株)ブランタン銀座、(株)うすい百貨店、新光三越百貨股? 有限公司(台湾)	連結子会社 13社 持分法適用関連会社 6社 非連結子会社 8社
クレジット・金融業	(株)伊勢丹アイカード、(株)エージーカード、(株)三越保険サービス	連結子会社 2社 持分法適用関連会社 1社 非連結子会社 1社
小売・専門店業	(株)マミーナ、(株)クイーンズ伊勢丹、アールアンドアイダイニング(株)、セントレスタ(株)	連結子会社 2社 持分法適用関連会社 2社
友の会事業	(株)イセタンクローバーサークル、岩田屋友の会(株)、(株)三越友の会	連結子会社 3社 非連結子会社 1社
その他事業	(株)三越不動産、(株)三越環境デザイン、(株)三越環境ビル管理、名古屋ビルサービス(株)、(株)伊勢丹会館、(株)伊勢丹ビルマネジメントサービス、新宿地下駐車場(株)、(株)伊勢丹キャリアデザイン、(株)三越伊勢丹システム・ソリューションズ、(株)伊勢丹スイング、(株)伊勢丹ビジネスサポート、(株)センチュリートレーディングカンパニー、(株)伊勢丹研究所、イセタン(イタリア)S.r.l.、レキシム(シンガポール)Pte.Ltd.、(株)JTB伊勢丹トラベル、(株)二幸、(株)レオテックス、レオドル商事(株)、(株)レオマート、(株)スタジオアルタ、(株)プロネット、(株)三越情報サービス、(株)エム・ロジスティクス・ソリューションズ	連結子会社 22社 持分法適用関連会社 2社 非連結子会社 10社 持分法非適用関連会社 4社



(注1)㈱岩田屋は、福岡証券取引所に株式を上場しております。

(注2)平成21年4月1日より㈱エム・ロジスティクス・ソリューションズを存続会社として㈱伊勢丹ビジネスサポートと合併し、名称を㈱三越伊勢丹ビジネス・サポートに変更しております。

(注3)平成21年4月1日より㈱伊勢丹キャリアデザインを存続会社として㈱プロネットと合併し、名称を㈱三越伊勢丹ヒューマン・ソリューションズに変更しております。

(注4)平成21年4月1日より新宿地下駐車場㈱は、新宿サブナード㈱に名称変更しております。

(注5)上海錦江伊勢丹有限公司は解散の決議が行われ、営業活動が停止し、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、当連結会計年度末に連結の範囲から除外しております。

(注6)㈱井筒屋ウィズカードは、㈱伊勢丹アイカードが株式譲渡に合意し、株式譲渡契約を締結したため、当連結会計年度末に連結の範囲から除外しております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有又 は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社)					
(株)三越 5、7	東京都中央区	37,404	百貨店業	100.0	役員の兼任 5名
(株)伊勢丹 5、7	東京都新宿区	36,763	百貨店業	100.0	役員の兼任 6名
(株)静岡伊勢丹	静岡県静岡市葵区	2,222	百貨店業	100.0 (100.0)	
(株)新潟伊勢丹	新潟県新潟市中央区	200	百貨店業	100.0 (100.0)	
(株)岩田屋 4	福岡県福岡市中央区	3,451	百貨店業	51.8 (51.8)	役員の兼任 1名
天津伊勢丹有限公司	中華人民共和国 天津市	米ドル 2,100,000	百貨店業	90.0 (90.0)	
上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公 司	中華人民共和国 上海市	米ドル 5,000,000	百貨店業	80.0 (80.0)	
成都伊勢丹百貨有限公司	中華人民共和国 四川省成都市	米ドル 14,990,000	百貨店業	100.0 (100.0)	
瀋陽伊勢丹百貨有限公司	中華人民共和国 遼寧省瀋陽市	米ドル 12,950,000	百貨店業	100.0 (100.0)	
イセタン(シンガポール) Ltd.	シンガポール シンガポール市	シンガポールドル 20,625,000	百貨店業	52.7 (52.7)	
イセタン(タイランド)Co., Ltd. 2	タイ バンコク市	バーツ 290,000,000	百貨店業	49.0 (49.0)	
イセタン オブ ジャパン Sdn. Bhd.	マレーシア クアラルンプール市	マレーシアリング 20,000,000	百貨店業	51.0 (51.0)	
米国三越INC.	アメリカ合衆国 ニューヨーク市	米ドル 25,000,000	百貨店業	100.0 (100.0)	
(株)伊勢丹アイカード	東京都新宿区	1,100	クレジット・金 融業	100.0 (100.0)	
(株)三越保険サービス	東京都千代田区	20	クレジット・金 融業	100.0 (100.0)	
(株)マミーナ	東京都新宿区	400	小売・専門店業	100.0 (100.0)	
(株)クイーンズ伊勢丹	東京都新宿区	100	小売・専門店業	100.0 (100.0)	
(株)三越不動産	東京都千代田区	100	その他事業(不 動産管理業)	100.0 (100.0)	
(株)三越環境デザイン	東京都中央区	100	その他事業(不 動産管理業)	100.0 (100.0)	
(株)三越環境ビル管理	東京都中央区	50	その他事業(不 動産管理業)	100.0 (100.0)	
(株)伊勢丹ビルマネジメント サービス	東京都新宿区	40	その他事業(不 動産管理業)	100.0 (100.0)	
名古屋ビルサービス(株)	愛知県名古屋市中区	100	その他事業(不 動産管理業)	100.0 (100.0)	
(株)伊勢丹会館	東京都新宿区	60	その他事業(不 動産管理業)	100.0 (100.0)	
(株)二幸	東京都中央区	100	その他事業(製 造・輸出入等・ 卸売業)	100.0 (100.0)	
(株)レオテックス	東京都江東区	100	その他事業(製 造・輸出入等・ 卸売業)	100.0 (100.0)	
レオドル商事(株)	東京都中央区	100	その他事業(製 造・輸出入等・ 卸売業)	100.0 (100.0)	
(株)レオマート	東京都千代田区	10	その他事業(製 造・輸出入等・ 卸売業)	100.0 (100.0)	

㈱センチュリートレーディングカンパニー	東京都新宿区	20	その他事業（製造・輸出入等・卸売業）	80.0 (80.0)	
---------------------	--------	----	--------------------	----------------	--

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有又 は被所有割合 (%)	関係内容
イセタン(イタリア)S.r.l.	イタリア ミラノ市	ユーロ 100,000	その他事業(製 造・輸出入等・ 卸売業)	100.0 (100.0)	
レキシム(シンガポール) Pte.Ltd.	シンガポール シンガポール市	シンガポールドル 5,000,000	その他事業(製 造・輸出入等・ 卸売業)	100.0 (100.0)	
(株)伊勢丹ビジネスサポート	東京都新宿区	40	その他事業(物 流業)	100.0 (100.0)	
(株)エム・ロジスティクス・ソ リューションズ	東京都江東区	50	その他事業(物 流業)	100.0 (100.0)	
(株)伊勢丹キャリアデザイン	東京都新宿区	100	その他事業(総 合人材サービス 業)	100.0 (100.0)	
(株)プロネット	東京都千代田区	90	その他事業(総 合人材サービス 業)	100.0 (100.0)	
(株)三越伊勢丹システム・ソ リューションズ	東京都新宿区	90	その他事業(情 報処理サービス 業)	100.0	
(株)三越情報サービス	東京都中央区	100	その他事業(情 報処理サービス 業)	100.0 (100.0)	
(株)三越友の会	東京都千代田区	100	友の会事業	100.0 (100.0)	
岩田屋友の会(株)	福岡県福岡市中央区	50	友の会事業	100.0 (100.0)	
(株)イセタンクローバーサーク ル	東京都新宿区	50	友の会事業	100.0 (100.0)	
(株)伊勢丹研究所	東京都新宿区	10	その他事業(調 査・研究受託 業)	100.0 (100.0)	役員の兼任 1名
(株)スタジオアルタ	東京都新宿区	100	その他事業(映 像制作)	60.0 (60.0)	役員の兼任 1名
(株)伊勢丹スイング	東京都新宿区	50	その他事業(ス ポーツ施設運 営)	100.0 (100.0)	
(持分法適用関連会社)					
(株)プランタン銀座	東京都中央区	1,000	百貨店業	30.0 (30.0)	役員の兼任 1名
(株)うすい百貨店	福島県郡山市	200	百貨店業	34.9 (34.9)	
(株)ジェイアール西日本伊勢丹	京都府京都市下京区	12,000	百貨店業	40.0	役員の兼任 1名
(株)浜屋百貨店	長崎県長崎市	250	百貨店業	27.0 (27.0)	
新光三越百貨股? 有限公司	台湾 台北市	台湾ドル 7,251,000,000	百貨店業	43.5 (43.5) 被所有割合 0.0	役員の兼任 2名
アイティーエムクローバー Co.,Ltd.	タイ バンコク市	タイバーツ 11,000,100	百貨店業(持株 会社)	45.5 (45.5)	
(株)エージーカード	福岡県福岡市博多区	400	クレジット・金 融業	34.0 (34.0)	
アールアンドアイダイニング (株)	東京都新宿区	80	小売・専門店業 (レストラン 業)	15.0 (15.0)	
セントレスタ(株)	東京都中央区	10	小売・専門店業 (レストラン 業)	33.4 (33.4)	

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有又は 被所有割合 (%)	関係内容
㈱JTB伊勢丹トラベル	東京都新宿区	98	その他事業(旅行業)	33.7 (33.7)	
新宿地下駐車場㈱	東京都新宿区	3,600	その他事業(不動産管理業)	33.3 (33.3)	

(注) 1 事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。なお()内は具体的な事業内容であります。

2 持分は100分の50以下であります。実質的に支配しているため連結子会社としたものであります。

3 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

4 有価証券報告書の提出会社であります。

5 特定子会社であります。

6 住所は、登記上のものによっております。

7 株式会社三越及び株式会社伊勢丹については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。株式会社三越の主要な損益情報等につきましては「第5 経理の状況 2 財務諸表等(3) その他 株式会社三越 財務諸表」に記載しております。株式会社伊勢丹の主要な損益情報等につきましては「第5 経理の状況 2 財務諸表等(3) その他 株式会社伊勢丹 財務諸表」に記載しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年3月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)
百貨店業	13,991 (9,534)
クレジット・金融業	358 (342)
小売・専門店業	601 (1,503)
友の会事業	64 (170)
その他事業	2,338 (1,824)
合計	17,352 (13,373)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(主として1日8時間換算)は()内に年間平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成21年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(円)
143	46歳3ヶ月	22年4ヶ月	10,177,543

(注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人数であります。

2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループには伊勢丹労働組合(平成21年3月31日現在、組合員数11,296名)と三越グループ労働組合連合会(平成21年3月31日現在、組合員数10,572名)があります。

また、連結子会社である㈱岩田屋を中心とした岩田屋グループには岩田屋ユニオン(平成21年3月31日現在、組合員数1,394名)があります。

伊勢丹労働組合、三越グループ労働組合連合会、岩田屋ユニオンは、日本サービス・流通労働組合連合に加盟しております。

会社と組合の関係は良好であります。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度(平成20年4月1日～平成21年3月31日)におけるわが国経済を取り巻く環境は、米国の金融危機に端を発する円高や株価低迷、雇用不安等、明るい材料は見られず、大幅に減退しております。一部で景況感の底打ち感をうかがわせる指標も出始めておりますが、今後も急速な景気回復は見込めず、停滞したまま推移するものと思われれます。

百貨店業界におきましては、同業・他業態との競争激化に加え、消費マインドの冷え込みから、売上高が3年連続で前年割れとなっております。特に平成21年2月及び3月については、11年ぶりに前年比2桁減となり、業界売上の縮小は加速の一途を辿っております。

このような状況の下、当社グループは「常に上質であたらしいライフスタイルを創造し、お客さまの生活の中のさまざまなシーンでお役に立つことを通じて、お客さま一人ひとりにとっての生涯にわたるマイデパートメントストアとなり、高収益で成長し続ける世界随一の小売サービス業グループ」の実現に向けた取組みを行ってまいりました。

しかし、日々厳しさが強まる環境の下、当連結会計年度の連結業績は、売上高が1,426,684百万円、営業利益は19,582百万円、経常利益は35,052百万円、当期純利益は4,683百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

百貨店業

中核の百貨店業におきましては、平成20年4月の統合記念祭、6月の東京メトロ副都心線開通、9月の伊勢丹新宿店婦人リモデル、11月の三越仙台店の増床等で新しい顧客の開拓に踏み出しておりますが、厳しい経済状況の下、全体の底上げまでには至らず、各店舗で減収となりました。なお店舗政策の一環として、三越の武蔵村山店(東京都武蔵村山市)、名取店(宮城県名取市)および小型店舗(鎌倉、盛岡)各店は平成21年3月1日、池袋店、鹿児島店は平成21年5月6日をもって営業終了いたしました。

海外百貨店に関しては、東南アジア、中国とも円高の影響もあり、減収となりました。また利益面においては、中国新店の開店に伴う経費負担増等により、減益となりました。

なお、上海錦江伊勢丹については、平成20年12月に店舗を閉店し、連結財務諸表に重要な影響を及ぼさなくなったため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

この結果、売上高は1,322,925百万円、営業利益は19,134百万円となりました。

クレジット・金融業

クレジット・金融業におきましては、(株)伊勢丹アイカードが、平成20年11月に「VISA付新アイカード」を発行いたしました。百貨店カード取扱高の減少やカードシステム投資等の費用発生などの要因により、減益となりました。なお、(株)伊勢丹アイカードが、平成21年3月31日に100%子会社である(株)井筒屋ウィズカードの発行済全株式を(株)山口フィナンシャルグループへ譲渡することにつき合意し、株式譲渡契約を締結いたしましたので、(株)井筒屋ウィズカードを当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。この結果、売上高は15,269百万円、営業利益は1,182百万円となりました。

小売・専門店業

小売・専門店業におきましては、(株)クイーンズ伊勢丹が平成20年3月に砧店(東京都世田谷区)、4月に東陽町店(東京都江東区)、10月に大宮店(埼玉県さいたま市)をオープンし増収となりましたが、新規開店に伴う経費負担増等の影響により減益となりました。なお、希望が丘店(東京都世田谷区)は平成20年9月30日をもって閉店いたしました。この結果、売上高は63,822百万円、営業損失は503百万円となりました。

友の会事業

友の会事業におきましては、(株)三越友の会や(株)イセタンクローバーサークルなどが、百貨店店舗内において友の会の運営を行い、顧客満足の向上に取り組みました。この結果、売上高は4,985百万円、営業損失は2,758百万円となりました。

その他事業

その他事業におきましては、営業支援機能を担うグループ会社が、統合効果を早期に創出すべく、生産性の高い業務基盤の構築に取り組みました。この結果、売上高は143,039百万円、営業利益は2,351百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、34,749百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、18,162百万円の収入となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益11,484百万円の計上、売上債権の減少8,936百万円の収入があったこと、一方、主な支出として仕入債務の減少17,349百万円、法人税等の支払額10,099百万円があったこと等によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、27,429百万円の支出となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出26,762百万円、無形固定資産の取得による支出5,129百万円があったこと等によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、7,116百万円の収入となりました。これは主に、長期借入金を70,973百万円返済、社債を10,000百万円償還する一方、短期借入金の増加39,311百万円、長期借入金の借入収入30,000百万円等があったことによるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績及び受注実績

当社及び当社の関係会社においては、その他事業の一部に実績がありますが、当社グループ全体の事業活動に占める比重が極めて低いため、記載を省略しております。

(2) 販売実績

当連結会計年度における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額(百万円)
百貨店業	1,322,221
クレジット・金融業	9,862
小売・専門店業	54,081
友の会事業	363
その他事業	40,155
合計	1,426,684

(注) 1 セグメント間の取引については相殺消去しております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

今後の経済環境につきましては、国内需要を喚起する経済対策の徹底した実行と構造改革のさらなる推進が期待されますが、危機が連鎖するグローバル経済のなかにおいて、先行きの不透明感はさらに深まっております。小売業界におきましては、個人消費は一段と厳しい状況で推移し、各企業が顧客獲得に向けた運営体制の再構築に取り組むなかで、優勝劣敗の鮮明化が今まで以上に進むものと思われれます。

このような状況のもとで当社グループは、常にお客さまと向きあい、一人ひとりのお客さまのご満足の最大化を図ることで、お客さまとの信頼関係を深めてまいります。また、お客さまの生活の中のさまざまなシーンでお役に立つことを通じて、お客さまにとってなくてはならない「マイデパートメントストア」となることを目指してまいります。

また、コーポレート・ガバナンスにつきましては、株主の皆様にご信頼いただける透明性・客観性の高い経営機構の構築に引き続き取り組むとともに、実効的な内部統制システムを整備することで、企業価値向上に向けた基盤づくりに努めてまいります。

当社グループの当連結会計年度におきましては、統合後におけるグループ基盤の構築に向けて、カードやシステム等に関する先行投資を行うとともに、新店計画の見直しや不採算店舗の整理を着実に進めてまいりました。しかしながら、昨今の急激な経営環境の変化に迅速に対応していくために、統合当初のスケジュールを大幅に前倒しすることとし、平成23年春頃までにグループの最適化を完了することで、お客さまのご要望にお応えできる体制を構築してまいります。

具体的には、三越日本橋本店、三越銀座店および伊勢丹新宿本店の3店舗につきましては、今後もマーケットとしての成長が期待できる首都圏に位置する優位性を最大限に活かすべく、戦略的に大規模な投資を行うことで、お客さまのご要望とご期待にお応えできる「世界随一のデパートメントストア」づくりを積極的に進めてまいります。

一方、地方店舗におきましては、さらに地域に密着した営業体制を構築すべく、平成22年4月を目処に、地域事業会社として再編成し、それぞれの地域において各店舗が「私たちの街のマイデパートメントストア」となることを目指してまいります。

三越と伊勢丹の店舗が併存するエリアにおいては、それぞれのブランドを明確にしながら、品揃えの幅を広げるとともに、後方部門の統合などを通じて運営を一体化しコスト削減に努めてまいります。

さらに、平成22年4月を目処に、グループ内のカード事業に係わるインフラを一元化し、カードから得られる情報を品揃えや店づくりに活かすことで、グループ全体の効率化と収益力強化に繋げてまいります。

また、お客さまのご要望に的確・スピーディーにお応えすべく、現在、三越日本橋本店等で構築を進めております伊勢丹の店頭営業の仕組みを、三越全店に拡大することにより、グループ全体の営業力の強化と収益性の向上を図ってまいります。そして、店頭営業を支えるシステムやその他の支援機能ならびに本社機能の統合を順次進め、平成23年4月には、その最終形として、事業会社としての三越と伊勢丹の統合を行ってまいります。

なお、お客さまのニーズも高く、今後成長が期待できる通信販売とWEB事業ならびに中国、アジアでの百貨店事業等につきましては、今後も育成と拡大を図ってまいります。

業界を取り巻く環境が厳しさを増すなかで、当社グループにおきましては、以上のような重点戦略を設定し、その実現に向けた施策を確実に推進することで、収益性向上に向けたグループ全体の事業再構築を速やかに行ってまいります。

4 【事業等のリスク】

本報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には以下のようなものがあります。但し、将来の業績や財政状態に与えるリスクや不確実性は、これらに限定されるものではありません。また、文中における将来に関する事項は当社グループが判断したものであります。

(1) 需要動向におけるリスク

当社グループの主要なセグメントである、百貨店業及び小売・専門店業の需要は、事業展開する国内・海外各国における気候状況や景気動向・消費動向等の経済情勢、同業・異業態の小売業他社との競争状況等に大きな影響を受けます。従って、これらの要因により、当社グループの業績や財務状況に、悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 海外の事業展開におけるリスク

当社グループのセグメントのうち、百貨店業は東南アジア、中国、台湾、米国で店舗を営業しています。これらの売上高、費用、資産を含む現地通貨建ての項目は、連結財務諸表の作成のため円換算されています。換算時の為替レートにより、これらの項目は現地通貨における価値が変わらなかったとしても、円換算後の価値が影響を受ける場合があります。

また、海外における事業展開には、以下のようないくつかのリスクが内在しています。

- 1) 予期しない法律または規制の変更
- 2) 不利な政治または経済要因
- 3) 潜在的に不利な税制度
- 4) テロ、戦争、その他の要因による社会的混乱

(3) 公的規制におけるリスク

当社グループは、事業展開をする各国において、事業・投資の許可等、さまざまな政府規制の適用を受けています。また、独占禁止、消費者、租税、為替管理、環境・リサイクル関連の法規制の適用も受けています。これらの規制を遵守できなかった場合、当社グループの活動が制限される可能性や、費用の増加につながる可能性があります。従って、これらの規制は、当社グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 自然災害・事故におけるリスク

当社グループのうち、百貨店業や小売・専門店業においては、店舗による事業展開を行っています。このため、自然災害・事故等により、店舗の営業継続に悪影響をきたす可能性があります。

特に火災については、消防法に基づいた火災発生の防止を徹底して行っています。しかし、店舗において火災が発生した場合、被害者に対する損害賠償責任、従業員の罹災による人的資源の喪失、建物等固定資産や棚卸資産への被害、消防法による規制等、当社グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、地震災害の被害を最小限に抑えることを目的として株式会社伊勢丹及び株式会社三越で「地震災害対策基本計画」を策定し、大地震発生時の対応および事業継続に積極的に取り組んでおります。しかし、東京直下型の大地震が発生した場合、首都圏に基幹店が集中している当社グループは、従業員及び建物等に甚大な被害を被る恐れがあり、それにより当社グループの業績や財務状況に深刻な悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) 商品取引におけるリスク

当社グループでは、百貨店業や小売・専門店業において、消費者向け取引を行っています。これらの事業において欠陥商品や食中毒を引き起こす商品等、瑕疵のある商品を販売した場合、公的規制を受ける可能性があるとともに、製造物責任や債務不履行による損害賠償責任等による費用が発生する場合があります。更に消費者からの信用失墜による売上高の減少等、当社グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

また当社グループでは、百貨店業の外商部門やその他事業の卸売業を中心として、法人向けの取引を行っています。これらの事業は契約先1社当たりの販売額が高額であり、製造物責任や債務不履行による損害賠償責任等により費用が発生した場合や、契約先の倒産による売掛金の回収が不能となった場合の費用の発生等、当社グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) データ・センター運用上のリスク

当社グループが事業を展開するための各種システムは、主にデータ・センターのコンピューター設備で一括管理しています。当該データ・センターでは、電源・通信回線の二重化、耐震工事、不正侵入抑止等の対策を講じていますが、完全にリスク回避できるものではありません。自然災害や事故等により甚大な設備の損壊があった場合、通信回線や電力供給に支障が出た場合、不正侵入や従業員の過誤による障害が起きた場合、業務の遂行に支障をきたし、グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社グループではこれらのデータ・センター運用上のリスクを軽減するため、各種システムを現状よりも安全性の高いデータ・センター仕様の外部施設へ移転しました。また、関東以外の地区に小規模のバックアップセンターを新設し、本センター被災時に店頭営業に必要な最低限のオンラインを提供できるようにしております。

(7) 顧客情報の流出におけるリスク

当社グループでは百貨店業及び小売・専門店業、クレジット・金融業、情報処理サービス業を中心に、顧客の個人情報を保有・処理しています。これらの個人情報の管理は社内管理体制を整備して、厳重に行っていますが、犯罪等により外部に漏洩した場合、顧客個人に支払う損害賠償による費用の発生や、当社グループの社会的信用の失墜による売上高の減少が考えられ、当社グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

・三越池袋店固定資産譲渡について

当社は、平成20年9月25日開催の取締役会において、三越池袋店の固定資産の譲渡について決議を行い、同日付で譲渡契約を締結しました。

1. 譲渡の理由

株式会社三越では、従来から所有不動産について、資産価値の最大化とその利用のあり方を吟味し、今後の活用について検討を重ねてまいりました。

今回の三越池袋店の営業終了に伴い、収益力向上のための新たな投資資金確保に加え、財務体質の改善、有利子負債の削減を目的として譲渡するものです。

2. 譲渡資産の内容

譲 渡 内 容 土地・建物・借地権

所 在 地 東京都豊島区東池袋一丁目5番7外

帳 簿 価 格 569億7百万円（平成20年6月末現在）

譲 渡 価 格 750億円（譲渡経費は未確定）

3. 譲渡先の概要

商 号 シンプレクス・リート投資法人

本店所在地 東京都千代田区丸の内一丁目2番1号

代 表 者 執行役員 野崎 義雄

当社との関係 当社とシンプレクス・リート投資法人の間には資本的関係はありません。

4. 譲渡の日程

平成21年9月30日（予定）

・株式会社伊勢丹との吸収分割契約

当社は、平成20年8月22日開催の取締役会において、株式会社三越伊勢丹システム・ソリューションズ（以下「IMS」）及び株式会社ジェイアール西日本伊勢丹（以下「WJRI」）に係る子会社等の経営管理及び営業支援業務（以下「本件事業」）を、当社の100%子会社である株式会社伊勢丹（以下「伊勢丹」）から当社に承継させる会社分割（以下「本会社分割」）を行うことを決定し、同日付で伊勢丹と吸収分割契約を締結しました。

1. 会社分割の目的

当社グループでは、平成22年春のシステム統合をスピーディーかつ確実にを行うための体制作りを目的としたシステム子会社再編プロセスを進めております。現在までに、伊勢丹及び株式会社三越（以下「三越」）の情報システム関連事業・資産のIMSへの集約が完了しております。今般、その最終段階として、IMSに係る子会社等の経営管理及び営業支援業務を当社が伊勢丹から承継し、IMSを当社の直接子会社としました。なお、IMSの発行済株式のうち、三越が保有していた18.4%につきましても、別途当社が三越から時価で取得し、本会社分割と併せ、IMSを当社の100%子会社といたしました。

また、当社グループでは、ジェイアール大阪三越伊勢丹を運営することを予定しております。当該事業は当社グループ全体としての重要プロジェクトであることから、本会社分割により、WJRIに係る子会社等の経営管理及び営業支援業務についても当社が伊勢丹から承継し、当社がWJRIの直接の株主となることといたしました。この体制の下、当社グループと西日本旅客鉄道株式会社の経営資源の最適ミックスを行い、よりスピード感を持って、関西地区のお客様にご満足いただける百貨店作りを推進するための体制を構築してまいります。なお、本会社分割に先立ち、伊勢丹がWJRIによる60億円の第三者割当て増資を引受け、WJRIに対する出資比率を現在の33.3%から40%に引き上げております。したがって、本会社分割後は、当社がWJRI株

式の40%を保有することになります。

2. 会社分割の要旨

(1) 吸収分割の効力発生日

平成20年10月1日

(2) 分割方式

伊勢丹を分割会社とし、当社を承継会社とする吸収分割です。

(3) 承継により増加する資本金等

該当事項はありません。

(4) 分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

伊勢丹は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

(5) 承継会社が承継する権利義務

当社は、吸収分割契約の定めにしたがって、効力発生日において伊勢丹が本件事業に関して有するIMS株式及びWJRI株式を承継します。

3. 承継する事業部門の概要

(1) 承継する部門の事業内容

IMS及びWJRIに係る子会社等の経営管理及び営業支援業務

(2) 承継する資産、負債の項目及び金額

資産	
項目	帳簿価格
関係会社株式	8,090百万円
合計	8,090百万円

(注) 関係会社株式の内容は、株式会社三越伊勢丹システム・ソリューションズ株式及び株式会社ジェイアール西日本伊勢丹株式です。

・株式会社伊勢丹及び株式会社三越との吸収分割契約

当社は、平成21年1月27日開催の取締役会において、当社の100%子会社である株式会社三越（以下「三越」）及び株式会社伊勢丹（以下「伊勢丹」）から、それぞれのカード・保険子会社、友の会子会社、物流子会社及び人材サービス子会社に係る経営管理及び営業支援業務を、当社に承継させる会社分割を行うことを決定し、平成21年1月30日付で伊勢丹及び三越とそれぞれ吸収分割契約を締結しました。詳細は、「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表」の重要な後発事象を参照して下さい。

・株式会社岩田屋との株式交換契約及び株式会社伊勢丹との吸収分割契約

当社は、平成21年6月16日開催の取締役会において、当社を完全親会社、株式会社岩田屋（以下「岩田屋」という。）を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行うことを決議し、同日付で株式交換契約書を締結いたしました。

また、当社の完全子会社である株式会社伊勢丹（以下「伊勢丹」という。）は、既に岩田屋の発行済株式（以下「岩田屋株式」という。）のうち51.58%を保有しておりますが、当社と伊勢丹は、同日付でそれぞれ本株式交換に先立つ平成21年10月1日を効力発生日（予定）として、岩田屋に係る経営管理及び営業支援業務（以下「本件事業」という。）を、当社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）を行うことを決議し、同日付で吸収分割契約書を締結いたしました。詳細は、「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表」の重要な後発事象を参照して下さい。

・株式会社丸井今井との事業譲渡契約

平成21年5月29日に当社が設立した、株式会社札幌丸井今井（以下「札幌丸井今井」）及び株式会社函館丸井今井（以下「函館丸井今井」）は、平成21年6月29日に民事再生手続中の株式会社丸井今井（以下「丸井今井」）との間で、札幌丸井今井が丸井今井の札幌事業を、函館丸井今井が丸井今井の函館事業を、それぞれ譲り受けることで合意し、丸井今井との間で各事業譲渡契約を締結いたしました。詳細は、「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表」の重要な後発事象を参照して下さい。

6 【研究開発活動】

特に記載する事項はありません。

7 【財政状態及び経営成績の分析】

当社グループに関する財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析・検討内容は、原則として連結財務諸表に基づいて分析した内容であります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。その作成には経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債や収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要とします。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、第5「経理の状況」の1「連結財務諸表」の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

(2) 当連結会計年度の経営成績分析

概要

当社グループの当連結会計年度の経営成績の概要として、連結売上高は1,426,684百万円、連結営業利益は19,582百万円、連結経常利益は35,052百万円を計上しました。特別損益及び税金費用等を控除した連結当期純利益は、4,683百万円となりました。以下、連結財務諸表に重要な影響を与えた要因について分析します。

売上高

連結売上高は、1,426,684百万円となりました。中核の百貨店業では、株式会社三越、株式会社伊勢丹をはじめ国内5社全てが前年同期実績を下回り、海外は瀋陽伊勢丹の開店などの増収要因もありましたが、円高の影響で海外合計では前年同期実績を下回りました。小売・専門店業は、株式会社クイーンズ伊勢丹が新店の開店により前年同期実績を上回る売上を計上しました。

販売費及び一般管理費

連結の販売費及び一般管理費は377,863百万円となりました。経費削減に努めた結果、各社とも前年実績を下回る実績となりました。

営業外損益

営業外損益は15,469百万円の利益となりました。営業外収益には負ののれん償却額13,235百万円、持分法による投資利益4,368百万円を計上しました。

特別損益

特別利益として1,330百万円を計上しました。主に固定資産売却益1,056百万円などです。特別損失として24,897百万円を計上いたしました。主に構造改革損失8,492百万円、投資有価証券評価損8,078百万円、減損損失4,982百万円などです。

(3) 当連結会計年度の財政状態の分析

(資産)

当連結会計年度における総資産は1,351,633百万円となりました。うち流動資産は260,856百万円、固定資産は1,090,776百万円であります。

流動資産の主な内容は、現金及び預金41,102百万円、受取手形及び売掛金104,001百万円、商品63,838百万円であります。

固定資産の主な内容は、有形固定資産784,811百万円、無形固定資産74,642百万円、投資その他の資産231,322百万円であります。

(負債)

当連結会計年度における負債は861,892百万円となりました。うち流動負債は500,990百万円、固定負債は360,902百万円であります。

流動負債の主な内容は、支払手形及び買掛金99,004百万円、短期借入金165,742百万円であります。

固定負債の主な内容は、長期借入金37,100百万円、繰延税金負債194,393百万円、退職給付引当金63,561百万円、負ののれん52,937百万円であります。

(純資産)

当連結会計年度における純資産は489,740百万円となりました。

(4) 資金の財源及び資金の流動性についての分析

当連結会計年度末の現金及び現金同等物は、34,749百万円となりました。これは営業活動によるキャッシュ・フロー(18,162百万円の収入)、財務活動によるキャッシュ・フロー(7,116百万円の収入)に現金及び預金を加え、投資活動によるキャッシュ・フロー(27,429百万円の支出)に充当した結果によるものです。

(5) 戦略的現状と見通し

グループ中期経営計画「三越伊勢丹グループ3ヶ年計画(平成21-23年度)」では、以下の3つの基本方針を掲げております。

・「三越」「伊勢丹」ブランドの明確化とブランド価値の向上

当社グループの最大の資産は、「三越」「伊勢丹」のブランドであり、信頼で結ばれたそれぞれのお客さまです。お客さまがそれぞれのブランドに求めていることを再認識してブランドの明確化を図り、どのように価値を高め、磨き上げていくかということに力を注いでいきます。

・店頭における販売員一人ひとりが提供する顧客満足の最大化

お客さまから真っ先にご相談いただけるよう高度な能力、知識、技術を身につけ、「おもてなし」(=顧客接点)における感動レベルで世界随一となるとともに、サービス、商品、店舗の上質さを維持・向上することを目指します。

・グループ力を最大限発揮するための営業基盤の統合

グループ力を最大限に発揮するための営業基盤の統合を図り、統合効果の早期創出によって、お客さま満足向上とコスト削減を図ります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資については、百貨店業を中心に全体で30,120百万円の設備投資を実施しました。主な内訳は、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額(百万円)
百貨店業	22,256
クレジット・金融業	2,955
小売・専門店業	1,826
友の会事業	6
その他事業	3,694
消去	(619)
合計	30,120

百貨店業においては、(株)三越の各店改修工事等で13,314百万円、(株)伊勢丹の各店改修工事等で4,974百万円の投資を実施しました。

クレジット・金融業においては、(株)伊勢丹アイカードが、無形固定資産の取得を中心に2,715百万円の設備投資を実施しました。

小売・専門店業においては、(株)クイーンズ伊勢丹が昨年4月に東陽町店を、また、昨年10月に大宮店をそれぞれ開店し、1,685百万円の設備投資を実施しました。

なお、所要資金については、自己資金及び借入金等により充当しました。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成21年3月31日現在

事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)
			建物及び 構築物	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
(株)三越伊勢丹ホールディングス (東京都中央区)		事務所等		()	1	1	143

(注1) 所在地は、登記上のものによっております。

(注2) 帳簿価格のうちその他は、工具、器具及び備品であります

(2) 国内子会社

平成21年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)
				建物及び 構築物	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
(株)伊勢丹	本社等 (東京都新宿区等)	百貨店業	事務所等	7,860	7,993 (24)	578	16,433	891 [168]
(株)伊勢丹	本店 (東京都新宿区)	百貨店業	店舗等	32,711	19,848 (21)	2,978	55,537	1,591 [1,827]
(株)伊勢丹	立川店 (東京都立川市)	百貨店業	店舗等	2,304	()	280	2,585	133 [454]
(株)伊勢丹	松戸店 (千葉県松戸市)	百貨店業	店舗等	824	()	357	1,181	161 [341]
(株)伊勢丹	浦和店 (埼玉県さいたま市 浦和区)	百貨店業	店舗等	8,655	5,254 (5)	597	14,507	198 [452]
(株)伊勢丹	相模原店 (神奈川県相模原市)	百貨店業	店舗等	7,507	5,039 (10)	346	12,892	163 [389]
(株)伊勢丹	府中店 (東京都府中市)	百貨店業	店舗等	584	()	330	914	129 [334]
(株)三越	本店 (東京都中央区)	百貨店業	店舗等	31,746	97,191 (12)	1,472	130,409	1,642 [329]
(株)三越	銀座店 (東京都中央区)	百貨店業	店舗等	5,376	81,610 (4)	950	87,937	443 [84]
(株)三越	池袋店 (東京都豊島区)	百貨店業	店舗等	2,702	2,479 (3)	340	5,522	244 [75]
(株)三越	千葉店 (千葉県千葉市中央 区)	百貨店業	店舗等	355	()	97	452	167 [165]
(株)三越	新潟店 (新潟県新潟市中央 区)	百貨店業	店舗等	2,384	2,473 (5)	120	4,978	198 [113]
(株)三越	仙台店 (宮城県仙台市青葉 区)	百貨店業	店舗等	6,163	3,789 (3)	338	10,291	292 [166]
(株)三越	札幌店 (北海道札幌市中央 区)	百貨店業	店舗等	3,212	6,900 (3)	152	10,266	356 [177]
(株)三越	名古屋栄店 (愛知県名古屋市中 区)	百貨店業	店舗等	13,095	11,509 (3)	410	25,015	653 [190]
(株)三越	星ヶ丘店 (愛知県名古屋市中 区)	百貨店業	店舗等	965	()	107	1,072	104 [81]
(株)三越	広島店 (広島県広島市中区)	百貨店業	店舗等	673	684 (1)	78	1,436	152 [93]
(株)三越	高松店 (香川県高松市)	百貨店業	店舗等	5,163	2,953 (7)	243	8,360	203 [238]

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)
				建物及び 構築物	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
株三越	松山店 (愛媛県松山市)	百貨店業	店舗等	6,788	1,968 (7)	304	9,061	192 [165]
株三越	福岡店 (福岡県福岡市中央 区)	百貨店業	店舗等	139	()	10	150	296 [379]
株三越	鹿児島店 (鹿児島県鹿児島市)	百貨店業	店舗等	406	1,592 (2)	4	2,003	116 [154]
株静岡伊勢丹	静岡伊勢丹等 (静岡県静岡市葵区 等)	百貨店業	事務所等	266	()	21	288	182 [271]
株新潟伊勢丹	新潟伊勢丹等 (新潟県新潟市中央 区等)	百貨店業	事務所等	404	15 (0)	56	476	330 [370]
株岩田屋	本店等 (福岡県福岡市中央 区等)	百貨店業	店舗等	9,500	1,314 (4)	568	11,384	903 [915]
株クイーンズ 伊勢丹	笹塚店等 (東京都渋谷区等)	小売・専門店 業	店舗等	1,235	()	625	1,861	502 [1,244]

(注) 従業員数の[]は、臨時従業員数(主として1日8時間換算)を外書しております。

(3) 在外子会社

平成20年12月31日現在

会社名	所在地	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)
				建物及び 構築物	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
イセタン(シ ンガポール) Ltd.	シンガポール シンガポール市	百貨店業	店舗等	2,852	1,088 (3)	1,631	5,572	546 [217]
イセタンオブ ジャパン Sdn.Bhd.	マレーシア クアラルンプール 市	百貨店業	店舗等	1,987	()	575	2,563	633 [74]

(注) 従業員数の[]は、臨時従業員数(主として1日8時間換算)を外書しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

三越伊勢丹グループの目指す方向に基づき、設備投資については、主に以下の3分野に優先的に投資をしてまいります。

「三越」「伊勢丹」ブランドの明確化とブランド価値向上のための投資

グループ力を最大限発揮するための営業基盤の統合のための投資

販売サービスの質の向上のための投資

当連結会計年度末現在における重要な設備、改修等に係る投資予定額はおよそ33,200百万円であります。

重要な設備の新設、改修等の計画は、以下のとおりであります。

(1) 新設

会社名 事業所名	所在地	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の 内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定		完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
(株)三越	東京都 中央区	百貨店業	銀座店増床	未定	6,609	自己資金・ 借入金等	平成20年	平成22年	売場面積 約1.8倍

(2) 改修

会社名 事業所名	所在地	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の 内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定		完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
(株)伊勢丹	東京都 新宿区	百貨店業	リモデル等	6,800		銀行借入等	平成21年 4月	平成22年 3月	

(3) 売却

会社名 事業所名	所在地	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の 内容	期末帳簿価額 (百万円)	売却の 予定時期	売却による減少能力 (百万円)
(株)三越 池袋店	東京都 豊島区	百貨店業	店舗等	56,743	平成21年9月	平成20年度年間売上高 24,151

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,500,000,000
計	1,500,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成21年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年6月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	387,859,022	387,859,022	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は100株であります。
計	387,859,022	387,859,022	-	-

(注) 「提出日現在発行数」には、平成21年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

株式会社三越及び株式会社伊勢丹が発行した新株予約権は、平成20年4月1日をもって消滅し、同日当該新株予約権の新株予約権者に対してこれに代わる当社の新株予約権を交付しました。当社が交付した新株予約権の内容は以下のとおりです。

株式会社三越伊勢丹ホールディングス第1回新株予約権(株式会社伊勢丹発行)

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	3,042 1	3,022 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	304,200	302,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,162 2	同左
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日から平成24年 6月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,162 資本組入額は、会社計算規則第 40条第1項に従い算出される資 本金等増加限度額の2分の1の 金額として、計算の結果生じる 1円未満の端数は、これを切り 上げるものとする。	同左

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>伊勢丹の取締役が付与された伊勢丹第1回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。</p> <p>(1) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p> <p>(2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第1回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した場合又は当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任する場合若しくは当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任後再び当社又は伊勢丹の取締役の地位に就任する場合は、それぞれ最終の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年が経過した場合は未行使の新株予約権を以後行使することはできない。</p> <p>(3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第1回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限り、その行使を認める。</p> <p>新株予約権者が株式会社伊勢丹第1回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の取締役であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>伊勢丹の執行役員に付与された伊勢丹第1回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。</p> <p>(1) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p> <p>(2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第1回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失した場合は、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年が経過した場合、未行使の新株予約権を以後行使することができない。ただし、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失後、引続き当社又は伊勢丹の取締役として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年間に限り新株予約権の行使を認める。</p> <p>(3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第1回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限り、その行使を認める。</p> <p>新株予約権者が株式会社伊勢丹第1回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の執行役員であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成21年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年 5月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>伊勢丹の従業員に付与された伊勢丹第1回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。</p> <p>(1) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p> <p>(2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第1回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失したときは、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年が経過した場合は未行使の新株予約権を以後行使することはできない。ただし、当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失後、引続き当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年間に限り新株予約権の行使を認める。</p> <p>(3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第1回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限り、その行使を認める。</p> <p>新株予約権者が株式会社伊勢丹第1回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の従業員であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。</p> <p>(2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。</p> <p>(4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に前記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」の株式の分割又は株式の併合の場合の調整に準じて行使価額を調整した価額とする。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。</p> <p>(9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件 前記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p>	同左

株式会社三越伊勢丹ホールディングス第2回新株予約権(株式会社伊勢丹発行)

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,019 1	969 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	101,900	96,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり891 2	同左
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日から平成22年 6月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 891 資本組入額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	伊勢丹の取締役が付与された伊勢丹第2回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。 (1) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。 (2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第2回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した場合又は当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任する場合若しくは当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任後再び当社又は伊勢丹の取締役の地位に就任する場合は、それぞれ最終の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年が経過した場合は未行使の新株予約権を以後行使することはできない。 (3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第2回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人が新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権	同左

	事業年度末現在 (平成21年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年 5月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限り、その行使を認める。新株予約権者が株式会社伊勢丹第2回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の取締役であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。</p> <p>伊勢丹の執行役員に付与された伊勢丹第2回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。</p> <p>(1) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p> <p>(2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第2回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失した場合は、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年が経過した場合、未行使の新株予約権を以後行使することはできない。ただし、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失後、引続き当社又は伊勢丹の取締役として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年間に限り新株予約権の行使を認める。</p> <p>(3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第2回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権</p>	同左

	事業年度末現在 (平成21年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年 5月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限り、その行使を認める。新株予約権者が株式会社伊勢丹第2回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の執行役員であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。</p> <p>伊勢丹の従業員に付与された伊勢丹第2回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。</p> <p>(1) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p> <p>(2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第2回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失したときは、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年が経過した場合は未行使の新株予約権を以後行使することはできない。ただし、当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失後、引き続き当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年間に限り新株予約権の行使を認める。</p> <p>(3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第2回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成21年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年 5月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>い。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限り、その行使を認める。</p> <p>新株予約権者が株式会社伊勢丹第2回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の従業員であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。</p> <p>(2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に前記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」の株式の分割又は株式の併合の場合の調整に準じて行使価額を調整した価額とする。</p> <p>(5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。</p> <p>(9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件 前記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p>	同左

株式会社三越伊勢丹ホールディングス第3回新株予約権(株式会社伊勢丹発行)

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	3,500 1	3,460 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	350,000	346,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,378 2	同左
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日から平成23年 6月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,378 資本組入額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	伊勢丹の取締役が付与された伊勢丹第3回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。 (1) 新株予約権1個当たり的一部行使はできないものとする。 (2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第3回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した場合又は当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任する場合若しくは当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任後再び当社又は伊勢丹の取締役の地位に就任する場合は、それぞれ最終の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年が経過した場合は未行使の新株予約権を以後行使することはできない。 (3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第3回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権	同左

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限り、その行使を認める。</p> <p>新株予約権者が株式会社伊勢丹第3回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の取締役であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。</p> <p>伊勢丹の執行役員に付与された伊勢丹第3回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。</p> <p>(1) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p> <p>(2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第3回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失した場合は、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年が経過した場合、未行使の新株予約権を以後行使することができない。ただし、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失後、引続き当社又は伊勢丹の取締役として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年間に限り新株予約権の行使を認める。</p> <p>(3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第3回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権</p>	同左

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限り、その行使を認める。</p> <p>新株予約権者が株式会社伊勢丹第3回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の執行役員であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。</p> <p>伊勢丹の従業員に付与された伊勢丹第3回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。</p> <p>(1) 新株予約権1個当たり的一部行使はできないものとする。</p> <p>(2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第3回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失したときは、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年が経過した場合は未行使の新株予約権を以後行使することはできない。ただし、当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失後、引続き当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年間に限り新株予約権の行使を認める。</p> <p>(3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第3回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならな</p>	同左

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>い、承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限り、その行使を認める。</p> <p>新株予約権者が株式会社伊勢丹第3回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の従業員であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。</p> <p>(2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を助案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に前記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、組織再編行為の条件等を助案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」の株式の分割又は株式の併合の場合の調整に準じて行使価額を調整した価額とする。</p> <p>(5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。</p> <p>(9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件 前記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p>	同左

株式会社三越伊勢丹ホールディングス第4回新株予約権(株式会社伊勢丹発行)

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	5,571 1	5,571 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	557,100	557,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,560 2	同左
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日から平成24年 6月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,560 資本組入額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	伊勢丹の取締役が付与された伊勢丹第4回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。 (1) 新株予約権1個当たり的一部行使はできないものとする。 (2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第4回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した場合又は当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任する場合若しくは当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任後再び当社又は伊勢丹の取締役の地位に就任する場合は、それぞれ最終の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年が経過した場合は未行使の新株予約権を以後行使することはできない。 (3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第4回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権	同左

	事業年度末現在 (平成21年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年 5月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限り、その行使を認める。</p> <p>新株予約権者が株式会社伊勢丹第4回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の取締役であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。</p> <p>伊勢丹の執行役員に付与された伊勢丹第4回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。</p> <p>(1) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p> <p>(2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第4回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失した場合は、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年が経過した場合、未行使の新株予約権を以後行使することができない。ただし、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失後、引続き当社又は伊勢丹の取締役として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年間に限り新株予約権の行使を認める。</p> <p>(3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第4回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権</p>	同左

	事業年度末現在 (平成21年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年 5月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限り、その行使を認める。新株予約権者が株式会社伊勢丹第4回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の執行役員であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。</p> <p>伊勢丹の従業員に付与された伊勢丹第4回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。</p> <p>(1) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p> <p>(2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第4回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失したときは、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年が経過した場合は未行使の新株予約権を以後行使することはできない。ただし、当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失後、引続き当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年間に限り新株予約権の行使を認める。</p> <p>(3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第4回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合は、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>い、承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない、承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限り、その行使を認める。</p> <p>新株予約権者が株式会社伊勢丹第4回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の従業員であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。</p> <p>(2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に前記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」の株式の分割又は株式の併合の場合の調整に準じて行使価額を調整した価額とする。</p> <p>(5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。</p> <p>(9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件 前記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p>	同左

1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。

なお、当社が当社の普通株式につき、株式の分割又は株式の併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2 当社が当社の普通株式につき株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により行使価額の調整を行うものとする。

$$\text{調整後の行使価額} = \text{調整前の行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(1円未満の端数は切り上げ)

また、当社が時価を下回る行使価額で当社の普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整するものとする(新株予約権及び平成13年以前に当社取締役及び使用人に付与された新株引受権の権利行使の場合を除く。)

$$\text{調整後の行使価額} = \text{調整前の行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{新規発行の1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(1円未満の端数は切り上げ)

株式会社三越伊勢丹ホールディングス第5回新株予約権(株式会社伊勢丹発行)

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	6,127 3	6,087 3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	612,700	608,700
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,829 4	同左
新株予約権の行使期間	平成20年8月9日から平成25年 8月8日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,330 資本組入額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	伊勢丹の取締役が付与された伊勢丹第5回新株予約権に代えて交付される新株予約権は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、当該各号時点以降、当然に新株予約権は行使することができなくなり、当該各時点に未行使の新株予約権全部を当然に放棄したとみなされる。 (1) 取締役の地位を平成19年3月31日までに、自己の都合により喪失した場合。 (2) 取締役の地位を平成19年3月31日までに、死亡により喪失した場合。 (3) 前2号に定めるほか、当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失したとき又は当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任するとき若しくは当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任後再び当社又は伊勢丹の取締役の地位に就任するときは、それぞれ最終の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年が経過した場合。 (4) 当社の事前の書面による承認を得ずに当社又は伊勢丹と競業関係にある会社(当社が認める会社を除く。)の役員、従業員、嘱託(派遣社員を含む。)、顧問、相談役、代表者又はコンサルタントその他名称の如何に係わらず、その職務に就いた場合。 (5) 行使期間が経過した場合。 (6) 新株予約権を付与された取締役が死亡したときは、死亡の日より6ヶ月以内に新株予約権を相続により承継	同左

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>する者を1人に限定し、且つ当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出できなかった場合又は承継者(株式会社伊勢丹第5回新株予約権を相続により承継して新株予約権者となった者を含む。)が死亡した場合若しくは新株予約権を付与された取締役が死亡した日(新株予約権者が株式会社伊勢丹第5回新株予約権を相続により承継した者である場合には、取締役であった被相続人が死亡した日)から2年以内に行使しない場合。</p> <p>(7) 以下に定める事由が生じた場合。</p> <p>会社法に定める取締役の欠格事由に該当した場合。</p> <p>当社又は伊勢丹の取締役を解任された場合。</p> <p>当社又は伊勢丹のインサイダー取引防止規程に違反したと当社が認めた場合。</p> <p>新株予約権の内容又は割当契約の規定に違反したと当社が認めた場合。</p> <p>その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社又は伊勢丹に著しい損害を与えたと当社が認めた場合。</p> <p>著しく当社又は伊勢丹の信用を毀損する行為を行ったと当社が認めた場合。</p> <p>伊勢丹の執行役員に付与された伊勢丹第5回新株予約権に代えて交付される新株予約権は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、当該各号時点以降、当然に新株予約権は行使することができなくなり、当該各時点に未行使の新株予約権全部を当然に放棄したとみなされる。</p> <p>(1) 執行役員の地位を平成19年3月31日までに、自己の都合により喪失した場合。</p> <p>(2) 執行役員の地位を平成19年3月31日までに、死亡により喪失した場合。</p> <p>(3) 前2号に定めるほか、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失して(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日から)2年が経過した場合、ただし、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失後、引き続き当社又は伊勢丹の取締役として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、その場合は、最終的に当社又は伊勢丹の取締役の地位</p>	同左

	事業年度末現在 (平成21年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年 5月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年が経過した場合。</p> <p>(4) 当社の事前の書面による承認を得ずに当社又は伊勢丹と競業関係にある会社(当社が認める会社を除く。)の役員、従業員、嘱託(派遣社員を含む。)、顧問、相談役、代表者又はコンサルタントその他名称の如何に係わらず、その職務に就いた場合。</p> <p>(5) 行使期間が経過した場合。</p> <p>(6) 新株予約権を付与された執行役員が死亡したときは、死亡の日より6ヶ月以内に新株予約権を相続により承継する者を1人に限定し、且つ当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出できなかった場合又は承継者(株式会社伊勢丹第5回新株予約権を相続により承継して新株予約権者となった者を含む。)が死亡した場合若しくは新株予約権を付与された執行役員が死亡した日(新株予約権者が株式会社伊勢丹第5回新株予約権を相続により承継した者である場合には、執行役員であった被相続人が死亡した日)から2年以内に行使しない場合。</p> <p>(7) 以下に定める事由が生じた場合。 当社又は伊勢丹の執行役員規程に定める執行役員の欠格事由に該当した場合。 当社又は伊勢丹の執行役員規程に基づき執行役員を解任された場合。 当社又は伊勢丹のインサイダー取引防止規程に違反したと当社が認めた場合。 新株予約権の内容又は割当契約の規定に違反したと当社が認めた場合。 その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社又は伊勢丹に著しい損害を与えたと当社が認めた場合。 著しく当社又は伊勢丹の信用を毀損する行為を行ったと当社が認めた場合。</p> <p>伊勢丹の従業員に付与された伊勢丹第5回新株予約権に代えて交付される新株予約権は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、当該各時点以降、当然に新株予約権は行使することができなくなり、当該各時点に未行使の新株予約権全部を当然に放棄したものとみなされる。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成21年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年 5月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 従業員の地位を平成19年3月31日までに、自己の都合により喪失した場合。</p> <p>(2) 従業員の地位を平成19年3月31日までに、死亡により喪失した場合。</p> <p>(3) 前2号に定めるほか、当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失し、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日)において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年が経過した場合。ただし、当社又は伊勢丹の従業員の地位喪失後、引続き当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合はこの限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日)において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年が経過した場合。</p> <p>(4) 当社の事前の書面による承認を得ずに当社又は伊勢丹と競業関係にある会社(当社が認める会社を除く。)の役員、従業員、嘱託(派遣社員を含む。)、顧問、相談役、代表者又はコンサルタントその他名称の如何に係わらず、その職務に就いた場合。</p> <p>(5) 行使期間が経過した場合。</p> <p>(6) 新株予約権を付与された従業員が死亡したときは、死亡の日より6ヶ月以内に新株予約権を相続により承継する者を1人に限定し、且つ当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出できなかった場合又は承継者(株式会社伊勢丹第5回新株予約権を相続により承継して新株予約権者となった者を含む。)が死亡した場合若しくは新株予約権を付与された従業員が死亡した日(新株予約権者が株式会社伊勢丹第5回新株予約権を相続により承継した者である場合には、従業員であった被相続人が死亡した日)から2年以内に行使しない場合。</p> <p>(7) 以下に定める事由が生じた場合。 当社又は伊勢丹の労働協約の規定又は表彰・懲戒規程に基づき解雇された場合。 当社又は伊勢丹のインサイダー取引防止規程に違反したと当社が認めた場合。 新株予約権の内容又は割当契約の規定に違反したと当社が認めた場合。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の行使の条件	その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社又は伊勢丹に著しい損害を与えたと当社が認めた場合。 著しく当社又は伊勢丹の信用を毀損する行為を行ったと当社が認めた場合。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。</p> <p>(2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。</p> <p>(4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に前記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」の株式の分割又は株式の併</p>	同左

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>合の場合の調整に準じて行使価額を調整した価額とする。</p> <p>(5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。</p> <p>(9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件 前記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p>	同左

[次へ](#)

株式会社三越伊勢丹ホールディングス第6回新株予約権(株式会社伊勢丹発行)

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	7,510 3	7,510 3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	751,000	751,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,952 4	同左
新株予約権の行使期間	平成21年8月8日から平成26年 8月7日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,391 資本組入額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	伊勢丹の取締役役に付与された伊勢丹第6回新株予約権に代えて交付される新株予約権は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、当該各号時点以降、当然に新株予約権は行使することができなくなり、当該各時点に未行使の新株予約権全部を当然に放棄したとみなされる。 (1) 取締役の地位を平成20年3月31日までに、自己の都合により喪失した場合。 (2) 取締役の地位を平成20年3月31日までに、死亡により喪失した場合。 (3) 前2号に定めるほか、当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失したとき又は当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任するとき若しくは当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任後再び当社又は伊勢丹の取締役の地位に就任するときは、それぞれ最終の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年が経過した場合。 (4) 当社の事前の書面による承認を得ずに当社又は伊勢丹と競業関係にある会社(当社が認める会社を除く。)の役員、従業員、嘱託(派遣社員を含む。)、顧問、相談役、代表者又はコンサルタントその他名称の如何に係わらず、その職務に就いた場合。 (5) 行使期間が経過した場合。	同左

	事業年度末現在 (平成21年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年 5月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>(6) 新株予約権を付与された取締役が死亡したときは、死亡の日より6ヶ月以内に新株予約権を相続により承継する者を1人に限定し、且つ当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出できなかった場合又は承継者(株式会社伊勢丹第6回新株予約権を相続により承継して新株予約権者となった者を含む。)が死亡した場合若しくは新株予約権を付与された取締役が死亡した日(新株予約権者が株式会社伊勢丹第6回新株予約権を相続により承継した者である場合には、取締役であった被相続人が死亡した日)から2年以内に行使しない場合。</p> <p>(7) 以下に定める事由が生じた場合。</p> <p>会社法に定める取締役の欠格事由に該当した場合。</p> <p>当社又は伊勢丹の取締役を解任された場合。</p> <p>当社又は伊勢丹のインサイダー取引防止規程に違反したと当社が認めた場合。</p> <p>新株予約権の内容又は割当契約の規定に違反したと当社が認めた場合。</p> <p>その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社又は伊勢丹に著しい損害を与えたと当社が認めた場合。</p> <p>著しく当社又は伊勢丹の信用を毀損する行為を行ったと当社が認めた場合。</p> <p>伊勢丹の執行役員に付与された伊勢丹第6回新株予約権に代えて交付される新株予約権は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、当該各号時点以降、当然に新株予約権は行使することができなくなり、当該各時点に未行使の新株予約権全部を当然に放棄したとみなされる。</p> <p>(1) 執行役員の地位を平成20年3月31日までに、自己の都合により喪失した場合。</p> <p>(2) 執行役員の地位を平成20年3月31日までに、死亡により喪失した場合。</p> <p>(3) 前2号に定めるほか、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失して(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日から)2年が経過した場合、ただし、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失後、引き続き当社又は伊勢丹の取締役として当社又は伊勢丹と</p>	同左

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>の委任契約を締結する場合には、この限りではなく、その場合は、最終的に当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年が経過した場合。</p> <p>(4) 当社の事前の書面による承認を得ずに当社又は伊勢丹と競業関係にある会社(当社が認める会社を除く。)の役員、従業員、嘱託(派遣社員を含む。)、顧問、相談役、代表者又はコンサルタントその他名称の如何に係わらず、その職務に就いた場合。</p> <p>(5) 行使期間が経過した場合。</p> <p>(6) 新株予約権を付与された執行役員が死亡したときは、死亡の日より6ヶ月以内に新株予約権を相続により承継する者を1人に限定し、且つ当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出できなかった場合又は承継者(株式会社伊勢丹第6回新株予約権を相続により承継して新株予約権者となった者を含む。)が死亡した場合若しくは新株予約権を付与された執行役員が死亡した日(新株予約権者が株式会社伊勢丹第6回新株予約権を相続により承継した者である場合には、執行役員であった被相続人が死亡した日)から2年以内に行使しない場合。</p> <p>(7) 以下に定める事由が生じた場合。 当社又は伊勢丹の執行役員規程に定める執行役員の欠格事由に該当した場合。 当社又は伊勢丹の執行役員規程に基づき執行役員を解任された場合。 当社又は伊勢丹のインサイダー取引防止規程に違反したと当社が認めた場合。 新株予約権の内容又は割当契約の規定に違反したと当社が認めた場合。 その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社又は伊勢丹に著しい損害を与えたと当社が認めた場合。 著しく当社又は伊勢丹の信用を毀損する行為を行ったと当社が認めた場合。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成21年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年 5月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>伊勢丹の従業員に付与された伊勢丹第6回新株予約権に代えて交付される新株予約権は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、当該各時点以降、当然に新株予約権は行使することができなくなり、当該各時点に未行使の新株予約権全部を当然に放棄したものとみなされる。</p> <p>(1) 従業員の地位を平成20年3月31日までに、自己の都合により喪失した場合。</p> <p>(2) 従業員の地位を平成20年3月31日までに、死亡により喪失した場合。</p> <p>(3) 前2号に定めるほか、当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失し、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年が経過した場合。ただし、当社又は伊勢丹の従業員の地位喪失後、引続き当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合はこの限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年が経過した場合。</p> <p>(4) 当社の事前の書面による承認を得ずに当社又は伊勢丹と競業関係にある会社(当社が認める会社を除く。)の役員、従業員、嘱託(派遣社員を含む。)、顧問、相談役、代表者又はコンサルタントその他名称の如何に係わらず、その職務に就いた場合。</p> <p>(5) 行使期間が経過した場合。</p> <p>(6) 新株予約権を付与された従業員が死亡したときは、死亡の日より6ヶ月以内に新株予約権を相続により承継する者を1人に限定し、且つ当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出できなかった場合又は承継者(株式会社伊勢丹第6回新株予約権を相続により承継して新株予約権者となった者を含む。)が死亡した場合若しくは新株予約権を付与された従業員が死亡した日(新株予約権者が株式会社伊勢丹第6回新株予約権を相続により承継した者である場合には、従業員であった被相続人が死亡した日)から2年以内に行使しない場合。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の行使の条件	(7) 以下に定める事由が生じた場合。 当社又は伊勢丹の労働協約の規定又は表彰・懲戒規程に基づき解雇された場合。 当社又は伊勢丹のインサイダー取引防止規程に違反したと当社が認めた場合。 新株予約権の内容又は割当契約の規定に違反したと当社が認めた場合。 その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社又は伊勢丹に著しい損害を与えたと当社が認めた場合。 著しく当社又は伊勢丹の信用を毀損する行為を行ったと当社が認めた場合。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。 (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 (3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。	同左

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に前記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」の株式の分割又は株式の併合の場合の調整に準じて行使価額を調整した価額とする。</p> <p>(5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。</p> <p>(9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件 前記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p>	同左

3 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。

なお、当社が当社の普通株式につき、株式の分割又は株式の併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、前記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

4 当社が当社の普通株式につき株式の分割又は株式の併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、当社が時価を下回る価額で当社の普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{新規発行の1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、前記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新規発行の1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に読み替えるものとする。また、前記算式中の各用語の定義その他調整に必要な事項については、当社代表取締役が定めるところによる。

さらに、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

株式会社三越伊勢丹ホールディングス第7回新株予約権(株式会社伊勢丹発行)

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	37 5	37 5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	37,000	37,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,157 6	同左
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日から平成22年 6月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,157 資本組入額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。 (1) 新株予約権1個当たり的一部行使はできないものとする。 (2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第7回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した場合は、当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年間に限り新株予約権の行使を認める。当社若しくは伊勢丹の取締役の地位を喪失後、引き続き当社若しくは伊勢丹の執行役員として当社若しくは伊勢丹との委任契約を締結する場合は、又は当社若しくは伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社若しくは伊勢丹の執行役員に就任後、再び当社若しくは伊勢丹の取締役として当社若しくは伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社若しくは伊勢丹の取締役若しくは執行役員の地位を喪失した日(新株予約権の割当日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年間に限り新株予約権の行使を認める。 (3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第7回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は	同左

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限り、その行使を認める。新株予約権者が株式会社伊勢丹第7回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の取締役であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成21年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年 5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。</p> <p>(4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に前記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記「新株予約権の行使時の払込金額」の株式の分割又は株式の併合の場合の調整に準じて行使価額を調整した価額とする。</p> <p>(5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。</p> <p>(9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件 前記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p>	同左

株式会社三越伊勢丹ホールディングス第8回新株予約権(株式会社伊勢丹発行)

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	279 5	279 5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	279,000	279,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,359 6	同左
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日から平成23年 6月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,359 資本組入額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	伊勢丹の取締役が付与された伊勢丹新株引受権を有する者に付与された株式会社伊勢丹第8回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。 (1) 新株予約権1個当たり的一部行使はできないものとする。 (2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第8回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した場合は、当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年間に限り新株予約権の行使を認める。 (3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第8回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限りその行使を認める。	同左

	事業年度末現在 (平成21年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年 5月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者が株式会社伊勢丹第8回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の取締役であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。</p> <p>伊勢丹の執行役員に付与された伊勢丹新株引受権を有する者に付与された株式会社伊勢丹第8回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。</p> <p>(1) 新株予約権1個当たり的一部行使はできないものとする。</p> <p>(2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第8回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失した場合は、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年間に限り新株予約権の行使を認める。当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失後、引き続き当社又は伊勢丹の取締役として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年間に限り新株予約権の行使を認める。</p> <p>(3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第8回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2</p>	同左

	事業年度末現在 (平成21年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年 5月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>年間に限りその行使を認める。</p> <p>新株予約権者が株式会社伊勢丹第8回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の執行役員であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。</p> <p>伊勢丹の従業員に付与された伊勢丹新株引受権を有する者に付与された株式会社伊勢丹第8回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。</p> <p>(1) 新株予約権1個当たり的一部行使はできないものとする。</p> <p>(2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第8回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失した場合は、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年間に限り新株予約権の行使を認める。当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失後、引き続き当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年間に限り新株予約権の行使を認める。</p> <p>(3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第8回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、承継者の相続人には承継さ</p>	同左

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>れない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限りその行使を認める。</p> <p>新株予約権者が株式会社伊勢丹第8回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の従業員であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。</p> <p>(2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成21年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年 5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に前記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記「新株予約権の行使時の払込金額」の株式の分割又は株式の併合の場合の調整に準じて行使価額を調整した価額とする。</p> <p>(5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。</p> <p>(9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件 前記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p>	同左

5 新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は1,000株とする。

なお、当社が当社の普通株式につき、株式の分割又は株式の併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、前記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

6 当社が当社の普通株式につき株式の分割又は株式の併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、当社が時価を下回る価額で当社の普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による

場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{新規発行の1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、前記の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新規発行の1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に読み替えるものとする。また、前記算式中の各用語の定義その他調整に必要な事項については、当社代表取締役が定めるところによる。

さらに、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

株式会社三越伊勢丹ホールディングス第9回新株予約権(株式会社三越発行)

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	76 7	76 7
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	25,840	25,840
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1	同左
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日から平成26年 5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,174 資本組入額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権1個当たり的一部行使はできないものとする。 (2) 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は、相続人に相続される。但し、相続人は、遺産分割により新株予約権全部を承継する者をその相続人のうちの1人(以下「承継者」という。)に限定するものとし、承継者は当社の別途定める条件に従う場合に限って、承継した新株予約権を行使することができるものとする。 なお、新株予約権者に相続人がいない場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅する。 また、承継者が新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、承継者の相続人には承継されないものとする。 (3) 平成17年6月1日より前に株式会社三越の取締役、執行役員又は監査役(以下、総称して「役員」という。)を任期満了により退任した者は、定年退職その他正当な理由のある場合に限り、当該役員の地位を喪失した日から5年間を経過する日まで新株予約権を行使することができるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		

	事業年度末現在 (平成21年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年 5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。但し、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。</p> <p>(2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。</p> <p>(4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整した後の再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>(5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 組織再編行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。</p> <p>(9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p>	同左

株式会社三越伊勢丹ホールディングス第10回新株予約権(株式会社三越発行)

	事業年度末現在 (平成21年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年 5月31日)
新株予約権の数(個)	98 7	98 7
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	33,320	33,320
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	平成20年 4月 1日から平成27年 5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,170 資本組入額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権1個当たり的一部行使はできないものとする。 (2) 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は、相続人に相続される。但し、相続人は、遺産分割により新株予約権全部を承継する者をその相続人のうちの1人(以下「承継者」という。)に限定するものとし、承継者は当社の別途定める条件に従う場合に限って、承継した新株予約権を行使することができるものとする。 なお、新株予約権者に相続人がいない場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅する。 また、承継者が新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、承継者の相続人には承継されないものとする。 (3) 平成18年6月1日より前に株式会社三越の取締役、執行役員又は監査役(以下、総称して「役員」という。)を任期満了により退任した者は、定年退職その他正当な理由のある場合に限り、当該役員の地位を喪失した日から5年間を経過する日まで新株予約権を行使することができるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		

	事業年度末現在 (平成21年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年 5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。但し、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。</p> <p>(2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」準じて決定する。</p> <p>(4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整した後の再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>(5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 組織再編行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。</p> <p>(9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使条件」に準じて決定する。</p>	同左

株式会社三越伊勢丹ホールディングス第11回新株予約権(株式会社三越発行)

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	54 7	54 7
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	18,360	18,360
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1	同左
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日から平成28年 5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,165 資本組入額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役、執行役員および監査役の地位を有する時は新株予約権を行使できないものとする。 (2) 新株予約権者が平成27年5月31日まで当社又は当社の子会社の取締役、執行役員および監査役の地位を喪失せず新株予約権を行使することができない場合には、平成27年6月1日から平成28年5月31日まで新株予約権を行使することができるものとする。 (3) 当社もしくは当社の子会社が消滅会社となる合併契約、当社もしくは当社の子会社が完全子会社となる株式交換契約、又は株式移転計画の承認議案につき当社もしくは当社の子会社の株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から15日間新株予約権を行使することができるものとする。 (4) 新株予約権者がその有する新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権は行使できないものとする。 (5) 相続人による新株予約権の行使 (a) 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は、相続人に相続される。但し、新株予約権全部を承継する者(以下「承継者」という。)を新株予約権者の相続人のうちの1人に限定するものとし、承継者は下記(b)に掲げる書類を下記(b)に従い提出の上、当社の別途定める条件に従う場合に限る。また、承継者は、新株予約権者の配偶者、子(新株予約権者の養子を含む。)、父母又は兄弟姉妹に限る。承継者は、新株予約権を行使することが	同左

	事業年度末現在 (平成21年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年 5月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>できる期間内において、民法の規定に従い新株予約権を承継した日から1年間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>(b) 承継者は、新株予約権者の死亡後速やかに(但し、遅くとも新株予約権者が死亡した日1年間を経過する日までに)以下の各号に掲げる書類(又は法的にこれらと同等と当社が認める書類)を当社に提出しない限り、新株予約権を行使することができない。</p> <p>除籍謄本等(発行後3ヶ月以内のものに限る。)</p> <p>承継者の印鑑証明書(発行後3ヶ月以内のものに限る。)</p> <p>遺言、遺産分割協議書又はこれに類する遺産の分割を証明するのに必要な書類であって、承継者のみが新株予約権を承継したことを証する書類</p> <p>承継者の氏名及び住所を証する書面</p> <p>その他当社が指定する書面</p> <p>(c) 新株予約権者の相続人において、新株予約権者が死亡した日から1年間を経過する日までに遺産分割協議が整わない時は、速やかに相続人の代表者を定めてその旨当社に届け出るものとする。この場合において、遺産分割協議が整い次第、上記(b)柱書に定める1年間を経過する日までに上記(b)の各号に掲げる書類を当社に提出するものとする。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、	同左

	事業年度末現在 (平成21年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年 5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。	同左

7 新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は340株とする。

なお、当社が当社の普通株式につき、株式の分割又は株式の併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式の分割の場合は、株式の分割に係る基準日の翌日以降、株式の併合の場合は、株式の併合がその効力を生ずる日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式の分割に係る基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、当社につき付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という。)に公告又は通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。

株式会社三越伊勢丹ホールディングス第12回新株予約権(株式会社三越発行)

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	16 8	16 8
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,440	5,440
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1	同左
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日から平成28年 5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,165 資本組入額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 新株予約権者は、当社または当社の子会社の取締役、執行役員および監査役の地位を有する時は新株予約権を行使できないものとする。</p> <p>(2) 上記(1)に拘わらず、新株予約権者は以下のア)またはイ)に定める場合(ただし、イ)については、下記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)にはそれぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>ア) 新株予約権者が平成27年5月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 平成27年6月1日から平成28年5月31日</p> <p>イ) 当社もしくは当社の子会社が消滅会社となる合併契約、当社もしくは当社の子会社が完全子会社となる株式交換契約、または株式移転計画承認の議案につき当社もしくは当社の子会社の株主総会で承認された場合 当該承認日の翌日から15日間</p> <p>(3) 新株予約権者がその有する新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権は行使できないものとする。</p> <p>(4) 相続人による新株予約権の行使</p> <p>(a) 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は、相続人に相続される。但し、新株予約権全部を承継する者(以下「承継者」という。)を新株予約権者の相続人のうちの</p>	同左

	事業年度末現在 (平成21年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年 5月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>1人に限定するものとし、承継者は下記(c)に掲げる書類を下記(c)に従い提出の上、当社の別途定める条件に従う場合に限る。また、承継者は、新株予約権者の配偶者、子(新株予約権者の養子を含む。)、父母又は兄弟姉妹に限る。</p> <p>(b) 承継者は、新株予約権を行使することができる期間内において、民法の規定に従い新株予約権を承継した日から1年間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>(c) 承継者は、新株予約権者の死亡後速やかに(但し、遅くとも新株予約権者が死亡した日1年間を経過する日までに)以下の各号に掲げる書類(又は法的にこれらと同等と当社が認める書類)を当社に提出しない限り、新株予約権を行使することができない。 除籍謄本等(発行後3ヶ月以内のものに限る。) 承継者の印鑑証明書(発行後3ヶ月以内のものに限る。) 遺言、遺産分割協議書又はこれに類する遺産の分割を証明するのに必要な書類であって、承継者のみが新株予約権を承継したことを証する書類 承継者の氏名及び住所を証する書面 その他当社が指定する書面</p> <p>(d) 新株予約権者の相続人において、新株予約権者が死亡した日から1年間を経過する日までに遺産分割協議が整わない時は、速やかに相続人の代表者を定めてその旨当社に届け出るものとする。この場合において、遺産分割協議が整い次第、上記(c)柱書に定める1年間を経過する日までに上記(c)の各号に掲げる書類を当社に提出するものとする。</p> <p>(5) 新株予約権者又は承継人は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、各号記載時点以降、新株予約権を行使することはできないものとする。</p> <p>(a) 当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は監査役のいずれかを解任された場合 解任された時点</p>	同左

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>(b) 上記(a)以外の場合において、当社又は当社の子会社の取締役会が新株予約権者による新株予約権の保有の継続を適当でないと認めた事由が生じた場合 当社又は当社の子会社がその旨決議した時点</p> <p>(c) 新株予約権者が死亡した場合で、以下のア)又はイ)に該当した場合</p> <p>ア) 新株予約権者に承継者がいない場合 新株予約権者が死亡した時点</p> <p>イ) 承継者が上記(4)(c)に従い(4)(c)の各号に掲げる書類のいずれかを提出しなかった場合 (4)(c)柱書に定める1年間を経過する日が経過した時点</p> <p>(d) 承継者が以下のア)又はイ)に該当した場合</p> <p>ア) 承継者が上記(4)(c)に定める期間内に新株予約権を行使しなかった場合 当該期間が満了した時点</p> <p>イ) 承継者が新株予約権の承継後でかつ権利行使する以前に死亡した場合 承継者が死亡した時点</p> <p>(e) 新株予約権者が後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けた場合 審判を受けた時点</p> <p>(f) 新株予約権者が破産手続開始決定又は民事再生手続開始決定を受けた場合 決定を受けた時点</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契	同左

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。</p> <p>(2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2.に準じて決定する。</p> <p>(4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>(5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 組織再編行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 上記8.に準じて決定する。</p> <p>(9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使条件」に準じて決定する。</p>	同左

8 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は340株とする。

なお、当社が当社の普通株式につき、株式の分割又は株式の併合を行う場合には、当該新株予約権に係る付与株式数は株式の分割又は株式の併合の比率に応じ比例的に調整する。

調整後付与株式数は、株式の分割の場合は、株式の分割に係る基準日の翌日以降、株式の併合の場合は、株式の併

合がその効力を生ずる日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式の分割に係る基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、当社が資本金の減少を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本金の減少等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という。)に公告又は通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年4月1日 1	387,848	387,848	50,000	50,000	12,500	12,500
平成20年4月1日～ 平成21年3月31日 2	10	387,859	6	50,006	6	12,506

- (注) 1 会社設立によるものです。
2 新株予約権の権利行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

平成21年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	1	113	43	1,126	367	56	137,094	138,800	-
所有株式数 (単元)	6	1,287,873	52,955	757,466	541,540	222	1,206,772	3,846,834	3,175,622
所有株式数の 割合(%)	0.00	33.48	1.38	19.69	14.07	0.01	31.37	100.00	-

- (注) 1 自己株式40,408株は、「個人その他」に404単元、「単元未満株式の状況」に8株含まれております。
2 上記「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ86単元及び40株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

平成21年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口) 1	東京都港区浜松町2丁目11番3号	24,249	6.25
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口) 2	東京都中央区晴海1丁目8番11号	20,039	5.16
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口4G) 3	東京都中央区晴海1丁目8番11号	18,665	4.81
財団法人三越厚生事業団	東京都新宿区西新宿1丁目24番1号	13,667	3.52
株式会社オンワードホールディ ングス	東京都中央区日本橋3丁目10番5号	9,375	2.41
明治安田生命保険相互会社 常 任代理人 資産管理サービス信 託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8番12号晴海ア イランドトリトンスクエアオフィスタ ワーZ棟	7,147	1.84
清水建設株式会社	東京都港区芝浦1丁目2番3号	6,200	1.59
株式会社三菱東京UFJ銀行 5	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	5,342	1.37
日本興亜損害保険株式会社	東京都霞ヶ関3丁目7番3号	5,189	1.33
興隆株式会社	東京都新宿区5丁目17番18号 H&Iピ ル	4,796	1.23
計		114,673	29.56

- (注) 1 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数24,249千株は信託業務に係る株式でありま
す。
- 2 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数20,039千株は信託業務に係る株式であ
ります。
- 3 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G)の所有株式数18,665千株は信託業務に係る株
式であります。
- 4 千株未満は切り捨てて表示しております。
- 5 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから平成21年3月30日付けで提出された大量保有報告書の
変更報告書により、平成21年3月23日現在で以下の株式を共同保有している旨の報告を受けております
が、当社として当期末現在の実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は株主名簿に
よっております。なお、その大量保有報告書の内容は次の通りであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総 数に対する 所 有株式数 の割 合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	5,342	1.38
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	14,822	3.82
三菱UFJ証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	903	0.23
三菱UFJ投信株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	3,847	0.99

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成21年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 40,400 (相互保有株式) 普通株式 68,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 384,575,000	3,845,750	-
単元未満株式	普通株式 3,175,622	-	-
発行済株式総数	387,859,022	-	-
総株主の議決権	-	3,845,750	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が8,600株(議決権86個)含まれております。

【自己株式等】

平成21年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社三越伊勢丹ホールディングス	東京都中央区銀座 四丁目6番16号	40,400	-	40,400	0.01
(相互保有株式) 新光三越百貨股? 有限公司	台湾台北市信義区松 高路19号8階	-	68,000	68,000	0.02
計	-	40,400	68,000	108,400	0.02

(注) 新光三越百貨股? 有限公司の他人名義株式は、証券会社が保管するものであり、名義人名称は、Daiwa Securities SMBC Hong Kong Limited.住所は、Level26,One Pacific Place,88 Queensway,Hong Kong であります。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

平成21年6月29日開催の定時株主総会決議に基づくもの

会社法第361条の規定に基づき、下記の付与者に対し非金銭報酬等として新株予約権を付与することを平成21年6月29日開催の定時株主総会において普通決議したものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成21年 6 月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く）
新株予約権の総数	3,500個を上限とする。
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	各新株予約権の付与数は100株
新株予約権の行使時の払込金額	各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式数を乗じた金額
新株予約権の行使期間	新株予約権の割当日の翌日から1年を経過した日より15年以内で当社取締役会が定める期間とする。
新株予約権の行使の条件	新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、理事および顧問のいずれの地位も喪失した場合（かかる地位の喪失を以下「退任」という）、退任の日から5年以内に限り権利行使ができるものとする。 その他の内容については、当社取締役会の決議により決定される新株予約権割当契約書に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

株式会社三越及び株式会社伊勢丹が発行した新株予約権は、平成20年 4 月 1 日をもって消滅し、同日当該新株予約権の新株予約権者に対してこれに代わる当社の新株予約権を交付しました。当社が交付した新株予約権の内容は以下のとおりです。

第 1 回(株式会社伊勢丹発行)

決議年月日	平成14年 6 月27日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9 名、当社執行役員 20名、当社従業員 344名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第2回(株式会社伊勢丹発行)

決議年月日	平成15年6月27日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名、当社執行役員 19名、当社従業員 336名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しています。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第3回(株式会社伊勢丹発行)

決議年月日	平成16年6月29日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名、当社執行役員 18名、当社従業員 54名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第4回(株式会社伊勢丹発行)

決議年月日	平成17年6月29日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名、当社執行役員 19名、当社従業員 53名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第5回 (株式会社伊勢丹発行)

決議年月日	平成18年6月29日開催の定時株主総会決議及び 平成18年7月21日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みにに関する事項	同上
組織再編行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	同上

第5回 (株式会社伊勢丹発行)

決議年月日	平成18年5月8日開催の取締役会決議及び 平成18年7月21日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員 17名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みにに関する事項	同上
組織再編行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	同上

第5回 (株式会社伊勢丹発行)

決議年月日	平成18年6月29日開催の定時株主総会決議及び 平成18年7月21日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 54名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みにに関する事項	同上
組織再編行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	同上

第6回 (株式会社伊勢丹発行)

決議年月日	平成19年7月20日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第6回 (株式会社伊勢丹発行)

決議年月日	平成19年7月20日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員 19名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第6回 (株式会社伊勢丹発行)

決議年月日	平成19年6月28日開催の定時株主総会決議及び 平成19年7月20日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 52名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第7回(株式会社伊勢丹発行)

決議年月日	平成19年10月4日開催の取締役会決議 平成19年11月20日開催の臨時株主総会の特別決議及び 平成20年2月21日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	同上

第8回(株式会社伊勢丹発行)

決議年月日	平成19年10月4日開催の取締役会決議 平成19年11月20日開催の臨時株主総会の特別決議及び 平成20年2月21日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役、執行役員及び従業員 61名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	同上

第9回(株式会社三越発行)

決議年月日	平成16年5月27日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の社内取締役6名及び役付執行役員7名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	同上

第10回(株式会社三越発行)

決議年月日	平成17年5月24日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の社内取締役10名及び役付執行役員4名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第11回(株式会社三越発行)

決議年月日	平成18年5月23日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の社内取締役7名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第12回(株式会社三越発行)

決議年月日	平成18年5月23日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の役付執行役員3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成20年5月30日)での決議状況 (取得期間平成20年5月30日～平成20年5月30日)	11,681	14,846,551
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式	11,681	14,846,551
残存決議株式の総数及び価額の総額		
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	0.0	0.0
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)	0.0	0.0

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	61,872	65,444,407
当期間における取得自己株式	5,865	4,916,720

(注) 当期間における取得自己株式には、平成21年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他(単元未満株式の買増請求による売渡し)	33,145	34,217,808	975	819,292
保有自己株式数	40,408		45,298	

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成21年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び買増請求による売渡しによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、長期安定的な配当を実施しつつ、株主の皆さまに対する利益還元を一層充実させるべく、将来的には業績連動的な配当も取り入れていくことを基本的な考え方としております。

この方針の下、長期安定的な配当として1株当たり年間10円の配当を着実に実施してまいりたいと考えております。

他方、当社グループの市場競争力を一層向上させるためには、設備投資を行うとともに、連結有利子負債削減による財務体質の強化が必須と認識しております。

そのため、当面は内部留保金を主要店舗等への設備投資と有利子負債削減に充當いたしたく存じます。

以上から、業績連動配当につきましては今後の収支計画、設備投資計画および連結有利子負債の削減状況等を総合的に勘案し、その実施時期および計算方法を決定してまいります。

平成21年3月期の配当については、平成21年6月29日の第1回定時株主総会において、1株当たり10円の普通配当および1株当たり4円の特別配当の合計14円の配当を決議しております。

なお、当社は配当について以下の内容を定款で定めております。

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定めております。

また、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定めております。

(注)基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
平成21年6月29日定時株主総会	5,429	14

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第1期
決算年月	平成21年3月
最高(円)	1,381
最低(円)	599

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成20年 10月	11月	12月	平成21年 1月	2月	3月
最高(円)	1,266	972	828	787	716	879
最低(円)	780	658	661	621	615	599

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 会長執行役 員兼最高 経営責任者		武藤 信一	昭和20年7月20日生	昭和43年4月	株式会社伊勢丹入社	注3	58
				平成6年6月	同取締役店舗事業本部マーチャン ダイジング統括部婦人統括部長		
				平成8年2月	同常務取締役営業本部マーチャン ダイジング統括部長		
				平成10年4月	同常務取締役営業本部営業副本部 長(MD担当)		
				平成11年4月	同常務取締役営業本部長兼営業本 部営業副本部長(MD担当)		
				平成12年2月	同常務取締役営業本部長		
				平成12年6月	同専務取締役営業本部長		
				平成13年6月	同代表取締役社長執行役員兼営業 本部長		
				平成16年2月	同代表取締役社長執行役員		
				平成20年4月	当社代表取締役会長執行役員兼最 高経営責任者(現任)		
				平成20年5月	株式会社三越取締役(現任)		
				平成21年6月	株式会社伊勢丹取締役(現任)		
代表取締役 社長執行役 員兼最高 執行責任者		石塚 邦雄	昭和24年9月11日生	昭和47年5月	株式会社三越入社	注3	28
				平成6年3月	同銀座店総務部ゼネラルマネ ジャー		
				平成15年2月	同執行役員業務部長		
				平成16年3月	同上席執行役員経営企画部長		
				平成17年3月	同常務執行役員営業企画本部長		
				平成17年5月	同代表取締役社長執行役員兼営業 企画本部長		
				平成18年2月	同代表取締役社長執行役員		
				平成20年3月	同代表取締役社長執行役員兼百貨 店事業本部長		
				平成20年4月	当社代表取締役社長執行役員兼最 高執行責任者(現任)		
				平成20年6月	株式会社伊勢丹取締役(現任)		
				平成21年4月	株式会社三越代表取締役社長執行 役員(現任)		

取締役	二橋千裕	昭和29年1月26日生	昭和51年4月	株式会社伊勢丹入社	注3	24
			平成7年2月	同営業本部MD統括部婦人第一部商品計画担当部長		
			平成13年2月	同営業本部相模原店長		
			平成14年6月	同執行役員営業本部MD統括部婦人営業グループ担当部長		
			平成16年6月	同常務執行役員営業本部MD統括部部長		
			平成18年2月	同専務執行役員営業本部長		
			平成18年6月	同取締役専務執行役員営業本部長		
			平成20年4月	当社取締役(現任)		
			平成20年6月	株式会社伊勢丹代表取締役専務執行役員営業本部長(現任)		

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役		天野 公平	昭和23年9月17日生	昭和47年5月 平成7年3月 平成16年3月 平成17年5月 平成18年5月 平成19年2月 平成19年5月 平成20年3月 平成20年4月 平成21年4月	株式会社三越入社 同本店営業推進室担当部長 同執行役員管財部長 同取締役上席執行役員経営企画部長 同取締役常務執行役員経営企画部長兼関連事業本部長兼専門館事業・通信販売事業管掌 同取締役専務執行役員百貨店事業本部長兼専門館事業・通信販売事業管掌 同代表取締役専務執行役員百貨店事業本部長兼専門館事業・通信販売事業管掌 同代表取締役会長 当社取締役(現任) 株式会社三越代表取締役会長執行役員(現任)	注3	14
取締役専務執行役員	経営戦略本部長	高田 信哉	昭和27年1月8日生	昭和50年4月 平成7年2月 平成14年6月 平成17年6月 平成18年2月 平成19年4月 平成19年6月 平成20年3月 平成20年4月	株式会社伊勢丹入社 同営業本部営業政策部営業政策担当付部長 同執行役員経営企画部総合企画担当部長 同常務執行役員経営企画部長兼経理部担当 同常務執行役員経営企画部長・経営企画部総合企画担当部長兼経理部担当 同専務執行役員経営企画部長兼経理部担当 同取締役専務執行役員経営企画部長兼経理部担当 同取締役専務執行役員総合企画部・経理部・関連事業部担当 当社取締役専務執行役員経営戦略本部長(現任)	注3	24
取締役常務執行役員	管理本部長	赤松 憲	昭和27年9月5日生	昭和50年6月 平成15年2月 平成17年6月 平成18年2月 平成19年2月 平成19年5月 平成20年4月 平成20年4月 平成21年4月	株式会社三越入社 同業務部システム統括担当ゼネラルマネジャー 同業務部長 同執行役員業務部長 同執行役員グループ業務部長 同取締役上席執行役員グループ業務部長 同取締役 当社取締役常務執行役員管理本部長(現任) 株式会社伊勢丹取締役(現任)	注3	11

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役		畔柳 信雄	昭和16年12月18日生	昭和40年4月	株式会社三菱銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）入行	注3	-
				平成4年6月	同取締役		
				平成8年4月	株式会社東京三菱銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）取締役		
				平成8年6月	同常務取締役		
				平成13年6月	同常務執行役員		
				平成14年6月	同副頭取		
				平成15年6月	株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ（現株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ）取締役		
				平成16年6月	同取締役社長		
				平成16年6月	株式会社東京三菱銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）頭取		
				平成17年10月	株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役社長（現任）		
				平成18年1月	株式会社三菱東京UFJ銀行頭取		
				平成20年4月	同取締役会長（現任）		
				平成20年4月	当社取締役（現任）		
取締役		宮村 眞平	昭和9年8月3日生	昭和33年4月	三井金属鉱業株式会社入社	注3	-
				昭和62年6月	同取締役		
				平成元年6月	同常務取締役		
				平成3年6月	同代表取締役専務取締役		
				平成4年4月	同代表取締役副社長		
				平成5年6月	同代表取締役社長		
				平成5年6月	パウダーテック株式会社取締役会長（現任）		
				平成13年4月	三井金属鉱業株式会社代表取締役社長兼最高業務執行責任者		
				平成14年6月	パンパシフィック・カッパー株式会社取締役（現任）		
				平成15年6月	三井金属鉱業株式会社代表取締役会長兼CEO（最高経営責任者）		
				平成19年6月	同取締役相談役（現任）		
				平成20年4月	当社取締役（現任）		

取締役	池田守男	昭和11年12月25日生	昭和36年4月	株式会社資生堂入社	注3	-
			平成2年6月	同取締役		
			平成7年6月	同常務取締役		
			平成9年6月	同代表専務取締役		
			平成12年6月	同代表取締役副社長		
			平成13年6月	同代表取締役執行役員社長		
			平成17年6月	同取締役会長		
			平成17年6月	株式会社小松製作所取締役(現任)		
			平成18年6月	株式会社資生堂相談役(現任)		
			平成18年6月	東京メトロポリタンテレビジョン株式会社取締役(現任)		
			平成20年4月	当社取締役(現任)		
平成20年6月	旭化成㈱取締役(現任)					

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
常勤監査役		二瓶 郁夫	昭和21年5月23日生	昭和45年4月 平成元年2月 平成11年6月 平成13年6月 平成14年6月 平成17年6月 平成20年4月 平成20年4月 平成20年5月	株式会社伊勢丹入社 同経理部財務担当部長 同取締役経理部長 同執行役員経理部長 同取締役常務執行役員経営企画部長兼経理部担当 同常勤監査役 同監査役 当社常勤監査役(現任) 株式会社三越監査役(現任)	注4	31
常勤監査役		阿部 健一	昭和21年6月22日生	昭和45年5月 平成12年2月 平成12年5月 平成13年5月 平成14年9月 平成15年9月 平成16年5月 平成20年4月 平成20年4月 平成20年6月	株式会社三越入社 同経営推進室経理部長 同執行役員経営推進室経理部長 同取締役経営推進室経理部長 同取締役経理部長 同取締役上席執行役員経理部長 同常勤監査役 同監査役 当社常勤監査役(現任) 株式会社伊勢丹監査役(現任)	注4	11
監査役		北山 禎介	昭和21年10月26日生	昭和44年4月 平成9年6月 平成13年4月 平成15年6月 平成16年6月 平成17年6月 平成17年6月 平成18年5月 平成18年10月 平成20年4月	株式会社三井銀行(現株式会社三井住友銀行)入行 株式会社さくら銀行(現株式会社三井住友銀行)取締役 株式会社三井住友銀行常務取締役兼常務執行役員 同専務取締役兼専務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役副社長 同取締役社長(現任) 株式会社三井住友銀行取締役会長(現任) 株式会社三越取締役 富士フイルムホールディングス株式会社取締役(現任) 当社監査役(現任)	注4	0

監査役	飯島澄雄	昭和16年5月6日生	昭和41年4月	第二東京弁護士会登録 アンダーソン・毛利・ラビノ ウィッツ法律事務所入所	注4	-
			昭和52年12月	株式会社T K C 監査役(現任)		
			昭和63年4月	司法研修所民事弁護教官		
			平成3年1月	東京虎ノ門法律事務所開設(現任)		
			平成6年6月	北川工業株式会社監査役(現任)		
			平成16年9月	中央大学法科大学院講師(現任)		
			平成18年6月	株式会社商船三井監査役(現任)		
			平成19年6月	株式会社伊勢丹監査役(現任)		
			平成20年4月	当社監査役(現任)		
計					205	

- (注) 1 畔柳信雄氏、宮村眞平氏、池田守男氏は、会社法第2条第15号に定める「社外取締役」であります。
2 北山禎介氏と飯島澄雄氏は、会社法第2条第16号に定める「社外監査役」であります。
3 取締役の任期は、平成21年6月29日より、平成22年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4 監査役の任期は、平成20年4月1日より、平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

当社では、執行役員制度を導入しており、取締役を兼務しない執行役員の役名、職名および氏名は以下のとおりであります。

役名	職名	氏名
専務執行役員	営業政策本部長	大川 惠之輔
常務執行役員	経営戦略本部関連事業部長	中川 俊明
常務執行役員	営業政策本部付	松井 達政
執行役員	経営戦略本部経営企画部長	和田 秀治
執行役員	経営戦略本部企画推進部長	白井 俊徳
執行役員	営業政策本部営業政策部長	宮川 理一郎
執行役員	営業政策本部店舗運営部長	瀧野 良夫
執行役員	管理本部総務部長	武宮 徹郎
執行役員	管理本部経理部長	山崎 茂樹
執行役員	管理本部業務部長	中村 正秀

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

1. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社はお客さま・従業員・株主・お取引先・地域社会といったステークホルダーと良好な関係を構築するとともに、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人等、法律上の機能制度を整備・強化し、経営機構改革と併せて、コーポレート・ガバナンス改革を推進します。また、企業の社会的責任を果たすという観点から、企業活動の透明性を高めるとともにコンプライアンス経営に徹し、当社グループに関わる全てのステークホルダーの皆さまに対し提供すべき様々な価値の創造に努めてまいります。

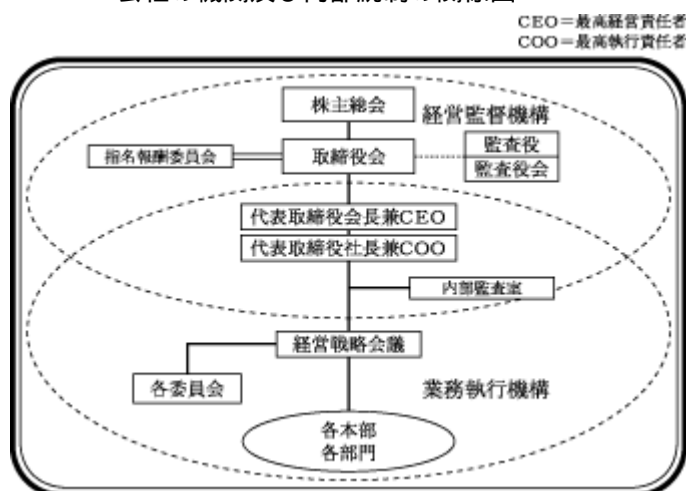
ステークホルダーの皆さまから信頼される企業グループを目指し、経営の意思決定の迅速化、経営監督機能の強化、内部統制システムの充実などに、継続的に取り組んでまいります。

2. 会社の機関の内容

会社の機関の内容

当社は監査役制度採用会社であり、会社の機関としては会社法に規定する株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しております。

会社の機関及び内部統制の関係図



3. 業務の適正を確保するための体制及び内部統制システムの整備の状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制の概要は以下のとおりであります。

コンプライアンス体制

- 取締役会を「取締役会規程」に則り月1回定例開催し、取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、法令定款違反行為を未然に防止します。
- 管理本部にコンプライアンスに関する所管部署・担当を設置し、内部統制・法令遵守体制の維持・向上を図ります。
- 取締役会の意思決定の適法性、効率性および妥当性を高めるため、取締役のうち複数名を社外取締役とします。
- 内部監査部門として、独立した専門部署を設置します。内部監査は内部監査部門と各部門が連携しながら実施し、業務遂行の適法性・妥当性等を監査します。
- 当社グループ全体を対象とする内部通報・相談窓口として、「三越伊勢丹グループホットライン」を設置し、当社グループの従業員からの通報・相談に対して、コンプライアンスの視点から、是正措置・再発防止策の策定と実施を行います。

リスクマネジメント体制

- (a) 事業運営上発生するリスクの特定と評価・分析を行い、その評価・分析にもとづき、優先的に対応すべきリスクを選定し、リスク発現を未然に防止します。
- (b) リスク発生の際の対策本部設置、情報管理など迅速に対応できる社内横断的な管理体制の整備を行い、損害の拡大、二次被害の防止、再発の防止を図ります。
- (c) リスクの認識・評価・対応の観点から、関連諸規程を策定し、グループ全体に周知・徹底させます。
- (d) 内部監査部門の監査により、当社内のリスクの早期発見、解決を図ります。
- (e) 反社会的勢力との関係を遮断し、不当な要求などを一切拒絶し、その被害を防止します。

財務報告に係る内部統制体制

- (a) 適正な財務報告を確保するための全社的な方針や手続を示すとともに、適切に整備および運用します。
- (b) 財務報告の重要な事項に虚偽記載が発生するリスクへの適切な評価および対応を行います。
- (c) 財務報告の重要な事項に虚偽記載が発生するリスクを低減するための体制を適切に整備および運用します。
- (d) 真実かつ公正な情報が識別、把握および処理され、適切な者に適時に伝達される仕組みを整備しかつ運用します。
- (e) 財務報告に関するモニタリングの体制を整備し、適切に運用します。
- (f) モニタリングによって把握された内部統制上の問題（不備）が、適時・適切に報告されるための体制を整備します。
- (g) 財務報告に係る内部統制に関するITに対し、適切な対応を行います。

情報保存管理体制

- (a) 取締役の職務の執行に関する以下の文書について、「文書管理規程」に基づき所定期間関連資料と共に記録・保管・管理する。
 - ・株主総会議事録
 - ・取締役会議事録
 - ・経営戦略会議議事録
 - ・計算書類
 - ・官公庁その他公的機関、金融商品取引所に提出した書類の写し
 - ・その他取締役会が決定する書類
- (b) 会社法・金融商品取引法等の法令によって秘密として管理すべき経営情報、営業秘密および顧客等の個人情報について、保護・管理体制および方法等につき「情報管理規程」等の規程類を整備し、関係する取締役および従業員がこれを遵守することにより、安全管理を行います。

効率的職務執行体制

- (a) 取締役の職務執行の分掌を定め、必要に応じて見直しを図ります。
- (b) 取締役会は月1回の定時開催の他必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、遅滞なく重要案件を審議する体制を確保します。また、事前に経営戦略会議において議論を行い、この議論を経て取締役会による執行決定を行います。
- (c) 執行役員制度を採用し、執行役員としての業務執行責任を明確にすることにより、業務執行の効率化を図ります。
- (d) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織役割規程」、「捺印権限規程」、「グループ意思決定規程」においてそれぞれ職務および、その責任、執行手続の詳細について定めることとし

ます。

グループ会社管理体制

- (a)グループ理念をグループ企業全てに適用します。グループ各社はこれを基礎として諸規程を定めるものとし、
- (b)経営管理については統合会計システムの導入、対象範囲拡大による一元管理を目指すとともに、決裁、報告制度による管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行います。また「グループ会社管理規程」に基づき、グループ会社における重要案件に関する当社への報告および協議ルールを定め、グループ全体としてのリスクマネジメントおよび効率性を追求します。
- (c)内部監査部門によるグループ会社の内部監査を実施し、業務遂行の適法性・妥当性等を監査します。

監査役スタッフに関する事項

- (a)監査役職務補助のため、監査役と協議のうえ、監査役スタッフを置くことができます。監査役は、監査役スタッフに対し監査業務に必要な事項を指示することができます。
- (b)監査役スタッフは業務執行組織から独立し、その処遇については監査役の確認を必要とします。

監査役への報告に関する体制

- (a)取締役および使用人が監査役に報告すべき事項を監査役会と協議のうえ「監査役監査基準」に定め、取締役および使用人は当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について遅滞なく監査役に報告します。なお、監査役は前記に関わらず、必要に応じていつでも取締役、使用人に対し報告を求めることができます。
- (b)内部通報制度の導入とその適切な運用の維持により法令違反、その他のコンプライアンス上の問題について、監査役会との連携を図り、適切な報告体制を確保するものとし、

監査役監査の実効性確保に関する体制

- (a)「監査役監査基準」に基づき、監査役は定期的に代表取締役、監査法人とそれぞれ意見交換会を開催します。
- (b)内部監査部門は、内部監査計画の策定、内部監査結果等につき、監査役と情報交換および連携を図ります。

4. 会計監査の状況

当連結会計年度において、当社は、新日本有限責任監査法人との間で監査契約を締結しており、法律の規定に基づいた会計監査を実施しております。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、次のとおりであります。

所属する会計事務所	業務執行をした公認会計士の氏名	当社に係る継続監査年数
新日本有限責任監査法人	指定有限責任社員 業務執行社員 長坂 隆	1年
新日本有限責任監査法人	指定有限責任社員 業務執行社員 関口 弘和	1年
新日本有限責任監査法人	指定有限責任社員 業務執行社員 永澤 宏一	1年
新日本有限責任監査法人	指定有限責任社員 業務執行社員 阪中 修	1年

また、当社の会計監査に係る補助者は、公認会計士18名、その他33名であります。

(注)その他は、会計士補、公認会計士試験合格者、システム監査担当者であります。

5. 社外取締役及び社外監査役との関係

社外取締役及び社外監査役は、外部の有識者であり、第三者の立場から当社の経営意思決定に対し、適時適切なアドバイスを行っております。

なお、現在の社外取締役は3名、社外監査役は2名であります。

また、当社の社外取締役である畔柳信雄氏は、株式会社三菱東京UFJ銀行取締役会長であり、当社の社外監査役である北山禎介氏は、株式会社三井住友銀行取締役会長であります。株式会社三菱東京UFJ銀行及び株式会社三井住友銀行と当社グループの間には、借入金等の取引関係があります。その他の社外取締役および社外監査役との間には、特別な利害関係はありません。

6. 責任限定契約の内容

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。

また、当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外監査役と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。

7. 取締役の定数

当社の取締役は12名以内とする旨定款に定めております。

8. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

9. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする旨定款に定めております。

当社は、取締役の選任決議について、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

10. 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

剰余金の配当等の決定機関

当社は、株主への機動的な利益還元を目的として、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定める旨定款に定めております。

中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を目的として、取締役会の決議によって、毎年9月30日の株主名簿に記載若しくは記録の株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に規定する金銭による剰余金の配当をすることができる旨定款に定めております。

自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、機動的な資本政策を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款で定めております。

取締役及び監査役の責任軽減

当社は、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的として、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令に定める限度において免除することができる旨を定款に定めております。

11. 役員報酬

区 分	定額報酬	
	支給人員	支給額
取締役 (うち社外)	9名 (3名)	141百万円 (32百万円)
監査役 (うち社外)	4名 (2名)	48百万円 (15百万円)
合計	13名 (5名)	189百万円 (48百万円)

注) 1. 取締役のうち執行役員を兼務する者の執行役員部分の報酬等はありません。

2. 上記のほか、取締役（社外を除く）が子会社から受けた報酬等の総額が116百万円（6名）、監査役（社外を除く）が子会社から受けた報酬等の総額が12百万円（2名）でございます。また、社外監査役が当社の子会社から受けた報酬等の総額が6百万円（1名）でございます。

12. 内部統制システムの構築に係る取締役会の決議

取締役会において、会社法第362条第4項第6号の規定により、業務の適正性を確保するための体制の整備について、以下の項目の基本方針を決議しております。

取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

財務報告の適正性を確保するための体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当該株式会社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	-	-	78	-
連結子会社	-	-	270	4
計	-	-	348	4

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出に対する非監査業務の内容】

連結子会社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、内部統制の整備および運用に関する助言・指導業務になります。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号、以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
- (3) 当社は設立初年度であるため、連結財務諸表については前連結会計年度、財務諸表については前事業年度の記載はしていません。
- (4) 当連結会計年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)の連結財務諸表は、完全子会社となった株式会社伊勢丹の連結財務諸表を引き継いで作成しております。(「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項(企業結合等関係)」参照)
なお、株式会社伊勢丹の前連結会計年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)の連結財務諸表は、「第5 経理の状況 2 財務諸表等 (3)その他 株式会社伊勢丹 1 連結財務諸表」に記載しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当連結会計年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)の連結財務諸表及び当事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)の財務諸表については新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

		当連結会計年度 (平成21年3月31日)	
資産の部			
流動資産			
現金及び預金	2	41,102	
受取手形及び売掛金	4	104,001	
有価証券		566	
商品		63,838	
製品		1,102	
仕掛品		101	
原材料及び貯蔵品		1,362	
繰延税金資産		23,654	
その他	4	27,734	
貸倒引当金		2,606	
流動資産合計		260,856	
固定資産			
有形固定資産			
建物及び構築物		466,064	
減価償却累計額		273,686	
建物及び構築物（純額）		192,378	
土地		567,144	
建設仮勘定		7,027	
その他		62,270	
減価償却累計額		44,008	
その他（純額）		18,261	
有形固定資産合計		784,811	
無形固定資産			
ソフトウェア		12,425	
その他		62,217	
無形固定資産合計		74,642	
投資その他の資産			
投資有価証券	1	95,189	
長期貸付金		12,727	
差入保証金		89,290	
繰延税金資産		7,915	
その他		28,237	
貸倒引当金		2,038	
投資その他の資産合計		231,322	
固定資産合計		1,090,776	
資産合計		1,351,633	

(単位：百万円)

当連結会計年度 (平成21年3月31日)	
負債の部	
流動負債	
支払手形及び買掛金	99,004
短期借入金	4 165,742
コマーシャル・ペーパー	30,000
未払法人税等	3,441
商品券	88,145
繰延税金負債	12
賞与引当金	4,976
ポイント引当金	1,858
商品券回収損引当金	19,228
その他	2 88,580
流動負債合計	500,990
固定負債	
長期借入金	37,100
繰延税金負債	194,393
退職給付引当金	63,561
負ののれん	52,937
その他	12,909
固定負債合計	360,902
負債合計	861,892
純資産の部	
株主資本	
資本金	50,006
資本剰余金	319,118
利益剰余金	118,424
自己株式	64
株主資本合計	487,484
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	3,016
繰延ヘッジ損益	15
為替換算調整勘定	9,083
評価・換算差額等合計	12,115
新株予約権	733
少数株主持分	13,637
純資産合計	489,740
負債純資産合計	1,351,633

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
売上高	1,426,684
売上原価	1,029,238
売上総利益	397,446
販売費及び一般管理費	
広告宣伝費	36,047
ポイント引当金繰入額	1,573
給料手当及び賞与	116,107
退職給付費用	7,539
貸倒引当金繰入額	801
減価償却費	24,253
地代家賃	48,507
業務委託費	38,566
その他	104,467
販売費及び一般管理費合計	377,863
営業利益	19,582
営業外収益	
受取利息	868
受取配当金	1,088
持分法による投資利益	4,368
未回収商品券受入益	10,803
負ののれん償却額	13,235
その他	4,854
営業外収益合計	35,219
営業外費用	
支払利息	3,016
固定資産除却損	1,846
商品券回収損引当金繰入額	9,487
その他	5,398
営業外費用合計	19,749
経常利益	35,052

(単位：百万円)

当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
特別利益	
投資有価証券売却益	273
固定資産売却益	2 1,056
特別利益合計	1,330
特別損失	
たな卸資産評価損	1 1,494
固定資産処分損	3 570
減損損失	4 4,982
投資有価証券評価損	8,078
関係会社整理損	5 1,278
構造改革損失	4, 6 8,492
特別損失合計	24,897
税金等調整前当期純利益	11,484
法人税、住民税及び事業税	7,232
法人税等調整額	1,297
法人税等合計	5,934
少数株主利益	867
当期純利益	4,683

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
株主資本	
資本金	
前期末残高	36,763
当期変動額	
新株の発行	6
株式移転による増加	13,236
当期変動額合計	13,242
当期末残高	50,006
資本剰余金	
前期末残高	43,343
当期変動額	
新株の発行	6
株式移転による増加	275,766
自己株式の処分	2
当期変動額合計	275,774
当期末残高	319,118
利益剰余金	
前期末残高	115,776
当期変動額	
剰余金の配当	1,983
当期純利益	4,683
連結範囲の変動	52
当期変動額合計	2,647
当期末残高	118,424
自己株式	
前期末残高	1
当期変動額	
株式移転による増加	29
自己株式の取得	65
自己株式の処分	31
当期変動額合計	62
当期末残高	64
株主資本合計	
前期末残高	195,881
当期変動額	
新株の発行	12
株式移転による増加	288,974
剰余金の配当	1,983
当期純利益	4,683
自己株式の取得	65
自己株式の処分	34
連結範囲の変動	52
当期変動額合計	291,602
当期末残高	487,484

(単位：百万円)

		当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高		6,788
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		9,804
当期変動額合計		9,804
当期末残高		3,016
繰延ヘッジ損益		
前期末残高		2
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		12
当期変動額合計		12
当期末残高		15
為替換算調整勘定		
前期末残高		975
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		10,059
当期変動額合計		10,059
当期末残高		9,083
評価・換算差額等合計		
前期末残高		7,761
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		19,876
当期変動額合計		19,876
当期末残高		12,115
新株予約権		
前期末残高		648
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		85
当期変動額合計		85
当期末残高		733
少数株主持分		
前期末残高		14,424
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		786
当期変動額合計		786
当期末残高		13,637

(単位：百万円)

		当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
純資産合計		
前期末残高		218,716
当期変動額		
新株の発行		12
株式移転による増加		288,974
剰余金の配当		1,983
当期純利益		4,683
自己株式の取得		65
自己株式の処分		34
連結範囲の変動		52
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		20,577
当期変動額合計		271,024
当期末残高		489,740

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

		当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益		11,484
減価償却費		25,017
減損損失		4,982
負ののれん償却額		13,235
貸倒引当金の増減額（ は減少）		439
退職給付引当金の増減額（ は減少）		972
受取利息及び受取配当金		1,957
支払利息		3,016
持分法による投資損益（ は益）		4,368
固定資産売却損益（ は益）		1,055
固定資産処分損益（ は益）		570
投資有価証券売却損益（ は益）		270
投資有価証券評価損益（ は益）		8,078
関係会社整理損		1,278
構造改革損失		8,492
売上債権の増減額（ は増加）		8,936
たな卸資産の増減額（ は増加）		4,984
仕入債務の増減額（ は減少）		17,349
未払費用の増減額（ は減少）		2,971
その他		7,476
小計		26,746
利息及び配当金の受取額		4,713
利息の支払額		3,197
法人税等の支払額		10,099
営業活動によるキャッシュ・フロー		18,162
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出		6,725
定期預金の払戻による収入		1,062
有形固定資産の取得による支出		26,762
有形固定資産の売却による収入		5,828
無形固定資産の取得による支出		5,129
有価証券及び投資有価証券の取得による支出		10,945
有価証券及び投資有価証券の売却による収入		4,508
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	3	532
敷金及び保証金の差入による支出		938
敷金及び保証金の回収による収入		11,035
その他		1,169
投資活動によるキャッシュ・フロー		27,429

(単位：百万円)

当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額（は減少）	39,311
長期借入れによる収入	30,000
長期借入金の返済による支出	70,973
社債の償還による支出	10,000
コマーシャル・ペーパーの増減額（は減少）	21,000
配当金の支払額	2,005
自己株式の売却による収入	34
自己株式の取得による支出	65
少数株主への配当金の支払額	119
その他	66
財務活動によるキャッシュ・フロー	7,116
現金及び現金同等物に係る換算差額	2,963
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	5,113
現金及び現金同等物の期首残高	27,208
株式移転による現金及び現金同等物の増加額	13,244
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額（は減少）	589
現金及び現金同等物の期末残高	34,749

【継続企業の前提に関する注記】

該当事項はありません。

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

項目	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社の数 42社 連結子会社名は、「第1 企業の概況 3 事業の内容」に記載しているため、省略しております。 なお、上海錦江伊勢丹有限公司は解散の決議が行われ、営業活動が停止しており、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。また、(株)筒屋ウィズカードは、(株)伊勢丹アイカードが株式譲渡に合意し、株式譲渡契約を締結したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。いずれも、上記連結子会社の数には含まれておりませんが、当連結会計年度末までの損益計算書については連結しております。</p> <p>(2) 主要な非連結子会社の名称 主要な非連結子会社 フランス三越S.A.S.、英国三越LTD.、イタリア三越S.p.A.、スペイン三越S.A.、(株)伊勢丹ソレイユ、(株)アイタス、(株)エージークラブ、(株)九州コミュニケーションサービス、(株)愛生、枚方中央ビル(株)</p> <p>(3) 非連結子会社について連結の範囲から除外した理由 非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法を適用した関連会社数 11社 (株)ジェイアール西日本伊勢丹 (株)浜屋百貨店 アイティーエム クローバーCo.,Ltd. (株)エージーカード アールアンドアイダイニング(株) 新宿地下駐車場(株) (株)JTB伊勢丹トラベル (株)プランタン銀座 (株)うすい百貨店 セントレスタ(株) 新光三越百貨股? 有限公司</p> <p>(2) 持分法非適用会社の名称及び持分法を適用しない理由 持分法非適用会社(株)伊勢丹ソレイユ他)は当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等の連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が乏しいため、持分法は適用しておりません。</p> <p>(3) 持分法を適用した会社のうち、事業年度が親会社の事業年度と異なる会社の取扱 持分法を適用した会社のうち、事業年度が親会社の事業年度と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る財務諸表を使用しており、連結決算日との間に生じた重要な取引については、持分法適用上必要な調整を行っております。</p>

項目	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項	<p>連結子会社のうち、上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公司、天津伊勢丹有限公司、成都伊勢丹百貨有限公司、瀋陽伊勢丹百貨有限公司、イセタン(シンガポール)Ltd.、イセタン(タイランド)Co.,Ltd.、イセタンオブジャパンSdn.Bhd.、米国三越INC.、イセタン(イタリア)S.r.l.及びレキシム(シンガポール)Pte.Ltd.の決算日は12月末日であります。連結財務諸表の作成に当たっては、各社の決算日現在の財務諸表を使用しております。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>
4. 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定) 時価のないもの 主として移動平均法による原価法</p> <p>デリバティブ 時価法</p> <p>たな卸資産 商品 主として売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法) その他 主として先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>有形固定資産(リース資産を除く) 建物及び構築物 主として定額法 その他の有形固定資産 主として定率法 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法 ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年以内)に基づく定額法により償却しております。</p> <p>リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法 なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>投資その他の資産「その他」(投資不動産) 建物 定額法 その他 定率法</p> <p>(3) 重要な繰延資産の処理方法 創立費 支出時に全額費用処理しております。</p> <p>(4) 重要な引当金の計上基準 貸倒引当金 当連結会計年度末に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p>

項目	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	<p>賞与引当金 執行役員、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う額を計上しております。</p> <p>ポイント引当金 販売促進を目的とするポイントカード制度による将来のお買物券発行等の費用発生に備えるため、ポイント残高に対して、過去のお買物券発行実績率等に基づき、将来のお買物券発行見込額等を計上しております。</p> <p>商品券回収損引当金 商品券等が負債計上中止後に回収された場合に発生する損失に備えるため、過去の実績に基づく将来の回収見込額を計上しております。</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。 過去勤務債務は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3～13年）による定額法により発生時から費用処理しております。 また、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8～13年）による定額法により発生年度の翌連結会計年度から費用処理しております。</p> <p>(5) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等について振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <p>ヘッジ手段 為替予約取引、為替変動・金利変動リスクを回避するためのスワップ取引及びオプション取引</p> <p>ヘッジ対象 外貨建営業債務、借入金の支払金利</p> <p>ヘッジ方針 当社グループのリスク管理方針に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジすることとしております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ手段及びヘッジ対象について、連結会計年度末に個別取引毎のヘッジ効果を検証しておりますが、ヘッジ対象の資産または負債とヘッジ手段について元本、利率、期間等の重要な条件が同一の場合には、本検証を省略することとしております。</p> <p>(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項</p> <p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。</p>

項目	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項	のれんは、その効果が発現すると見積もられる期間で均等償却しております。負ののれんは発生以降5年間で均等償却しております。ただし金額の僅少なものは、発生年度に全額を一括償却しております。
7. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

当連結会計年度 (平成21年3月31日)	
1 非連結子会社及び関連会社に関する主な項目	
投資有価証券(株式)	59,013百万円
2 担保に供している資産並びに担保に係る債務は次のとおりであります。	
担保に供している資産	
定期預金	5,000百万円
合計	5,000百万円
担保に係る債務	
預り金	5,000百万円
合計	5,000百万円
3 偶発債務	
(1)保証債務等	
従業員住宅ローン保証	2,167百万円
関係会社銀行借入金等保証	
ドイツ三越GmbH	3百万円
関係会社銀行借入金等保証予約	
英国三越LTD.	220百万円
保証債務等合計	2,391百万円
(2) その他の偶発債務	
平成21年5月12日開催取締役会において、株式会社伊勢丹(当社の完全子会社)の吉祥寺店の営業を終了することを決議いたしました。当連結会計年度において特別損失として減損損失1,701百万円を計上しております。今後営業終了に関連する損失等が発生する可能性があります。損失金額を現時点で見積る事は困難であるため、引当金の計上は行っておりません。合理的に見積可能となった時点で費用計上いたします。	
4 貸出コミットメント	
(1)貸手側	
連結子会社(株)伊勢丹アイカード等においては、クレジットカード業務に附帯するキャッシング及びカードローン業務等を行っております。当該業務における未実行残高は次のとおりであります。	
キャッシング及びカードローン等の	
与信限度額の総額	169,280百万円
実行残高	12,384百万円
差引額	156,895百万円
(2)借手側	
連結子会社(株)伊勢丹は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。	
特定融資枠契約の総額	30,000百万円
借入実行残高	6,000百万円
差引額	24,000百万円

(連結損益計算書関係)

当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)				
1	通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額 売上原価 697百万円 特別損失 1,494百万円			
2	固定資産売却益は、主に伊勢丹の社有土地及び建物を売却したものであります。			
3	固定資産処分損は、三越の主に銀座店の増床関連によるものであります。			
4	当連結会計年度において、連結子会社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。			
(1)減損損失を認識した資産グループの概要				
	場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
	(株)伊勢丹松戸店 (千葉県松戸市)	店舗等	建物等	2,066
	(株)伊勢丹吉祥寺店 (東京都武蔵野市)	店舗等	建物等	1,701
	(株)伊勢丹府中店 (東京都府中市)	店舗等	建物等	1,473
	(株)クイーンズ伊勢丹 (東京都江東区等)	店舗等	建物等	1,393
	(株)三越鹿児島店 (鹿児島県鹿児島市)	店舗等	建物等	512
	その他	店舗等	建物等	49
(2)減損損失の認識に至った経緯				
営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失(4,982百万円)および構造改革損失(2,213百万円)として特別損失に計上しております。				
(3)減損損失の内訳				
	建物及び構築物		6,497百万円	
	その他		698百万円	
	合計		7,195百万円	
(4)資産のグルーピングの方法				
キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としてグルーピングしております。				
(5)回収可能額の算定方法				
資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、重要性の高い資産グループの測定については、不動産鑑定評価基準に基づいた不動産鑑定士からの評価額を基準としており、使用価値については将来キャッシュ・フローを7%で割引いて算定しております。				
5	関係会社整理損は、上海錦江伊勢丹有限公司及びドイツ三越GmbHの清算に伴い見込まれる損失を計上しております。			
6	構造改革損失の内訳は次のとおりです。			
	営業終了店舗に係る減損損失		2,213百万円	
	営業終了に関連する損失		4,404百万円	
	システム及びカード機能統合費用		1,874百万円	
	合計		8,492百万円	

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	220,356,581	167,502,441	-	387,859,022

(変動事由の概要) 普通株式の増加は、株式移転による増加(株式会社三越分) 167,491,601株 及び、新株予約権の権利行使による新株の発行の増加10,840株であります。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	1,368	101,758	33,145	69,981

(変動事由の概要)

増加の内訳は、次のとおりであります。

株式移転による増加(株式会社三越分) 10,313株

持分法適用関連会社が取得した自己株式 29,573株

(当社株式)の当社帰属分

単元未満株の買取による増加 61,872株

減少の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株の買増請求による減少 33,145株

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式					733
合計							733

4. 配当に関する事項

(1) 配当金の支払額

当社は平成20年4月1日に株式移転により設立された共同持株会社であるため、配当金の支払額は下記の完全子会社の定時株主総会において決議された金額です。

株式会社 伊勢丹

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月20日 定時株主総会	普通株式	1,983	9.00	平成20年3月31日	平成20年6月23日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	5,429	14.00	平成21年3月31日	平成21年6月30日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	
1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金勘定	41,102 百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	6,413 百万円
有価証券	60 百万円
現金及び現金同等物の期末残高	34,749 百万円
2 株式移転により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳	
流動資産	105,368 百万円
固定資産	826,196 百万円
流動負債	260,961 百万円
固定負債	382,751 百万円
3 当連結会計年度に株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳は、次のとおりであります。	
流動資産	6,844 百万円
固定資産	30 百万円
流動負債	5,909 百万円
固定負債	17 百万円
株式の売却価格	945 百万円
未収入金	945 百万円
現金及び現金同等物	532 百万円
売却による支出	532 百万円

(リース取引関係)

当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)				
1 ファイナンス・リース取引 (借主側)				
(1) 所有権移転ファイナンス・リース取引				
リース資産の内容				
該当事項はありません。				
リース資産の減価償却の方法				
該当事項はありません。				
(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引				
リース資産の内容				
・有形固定資産				
主として、情報処理業におけるシステム設備(器具及び備品)であります。				
リース資産の減価償却の方法				
連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4.会計処理基準に関する事項(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。				
(3) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (新リース会計基準適用開始前の通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によって いるもの)				
(借主側)				
リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高 相当額				
	取得価額相 当額	減価償却累 計額 相当額	減損損失累 計額 相当額	期末残高相 当額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
器具及び備 品	12,162	7,442	371	4,347
その他	4,136	2,791	-	1,345
合計	16,298	10,234	371	5,692
(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割 合が低いため、支払利子込み法により算定しております。				
未経過リース料期末残高相当額等				
未経過リース料期末残高相当額				
1年内	2,919百万円			
1年超	2,953百万円			
合計	5,872百万円			
リース資産減損勘定残高 179百万円				
(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残 高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。				
支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失				
支払リース料	3,621百万円			
リース資産減損勘定の取崩額	197百万円			
減価償却費相当額	3,423百万円			
減損損失	130百万円			
減価償却費相当額の算定方法				
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				

当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
2 オペレーティング・リース取引	
(借主側)	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	
1年内	8,826百万円
<u>1年超</u>	<u>68,131百万円</u>
合計	76,957百万円
(貸主側)	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	
1年内	902百万円
<u>1年超</u>	<u>0百万円</u>
- 合計	902百万円
(減損損失について)	
リース資産に配分された減損損失はないため、項目等の記載は省略しております。	

(有価証券関係)

当連結会計年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

1 その他有価証券で時価のあるもの(平成21年3月31日)

	種類	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	8,308	13,197	4,888
	債券	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	8,308	13,197	4,888
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	17,260	14,800	2,459
	債券	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	17,260	14,800	2,459
合計		25,569	27,997	2,428

(注) 1. 当連結会計年度において、その他有価証券で時価のある株式について7,825百万円の減損処理を行っておりません。

2. 時価が30%以上下落した場合は、一律減損処理を行っております。

2 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
3,969	67	1

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額(平成21年3月31日)

	連結貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式等	6,133
非上場債券	1,700
合計	7,833

4 その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定額(平成21年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券				
国債・地方債等	506	941	252	-
合計	506	941	252	-

(デリバティブ取引関係)

1 取引の状況に関する事項

当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>(1) 取引の内容、取組方針、利用目的 連結子会社は、主に通常の業務遂行上必要な範囲内で、相場変動リスクを回避する目的にデリバティブ取引を利用する方針であります。 通貨関連では、外貨建債務に係る為替リスクを回避する目的で、為替予約取引、通貨スワップ取引及び通貨オプション等を利用しております。 また、金利関連では、変動金利支払の借入金について、将来の金利リスクを回避する目的で、金利スワップ取引を利用しております。</p> <p>(2) 取引に係るリスクの内容 連結子会社が利用しているデリバティブ取引も、為替相場の変動によるリスクや市場金利の変動によるリスクを有しております。 なお、連結子会社のデリバティブ取引の契約先は、いずれも信用度の高い金融機関であるため、相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないものと認識しております。</p> <p>(3) 取引に係るリスク管理体制 外貨建営業債務に係る為替予約取引及び通貨スワップ取引等について、また、借入金に係る金利スワップ取引等については連結子会社の経理部門等で取引を実行するとともに取引の残高状況を把握し管理しております。 なお、重要なデリバティブ取引は社内規程により定められた決議機関の承認を得て行っております。</p>

2 取引の時価等に関する事項

(1) 通貨関連

当連結会計年度は、ヘッジ会計が適用されているため、記載を省略しております。

(2) 金利関連

当連結会計年度は、ヘッジ会計が適用されているため、記載を省略しております。

(退職給付関係)

当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	
1 採用している退職給付制度の概要	
当社及び国内連結子会社は、確定給付型制度として、キャッシュバランスプラン型年金制度、退職一時金制度及び確定拠出年金制度等を設けております。	
2 退職給付債務に関する事項(平成21年 3月31日)	
イ 退職給付債務	87,996 百万円
ロ 年金資産	24,813
ハ 未積立退職給付債務 (イ+ロ)	63,182 百万円
ニ 未認識数理計算上の差異	6,940
ホ 未認識過去勤務債務	1,150
ヘ 連結貸借対照表計上額純額 (ハ+ニ+ホ)	57,392
ト 前払年金費用	6,168
チ 退職給付引当金(ヘ-ト)	63,561
(注) 一部の子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。	
3 退職給付費用に関する事項(自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	
イ 勤務費用	3,763 百万円
ロ 利息費用	1,998
ハ 期待運用収益	754
ニ 数理計算上の差異費用処理額	428
ホ 過去勤務債務費用処理額	373
ヘ 確定拠出型年金制度への掛金払込額	1,575
ト その他	155
チ 退職給付費用 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ+ト)	7,539
(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、「イ 勤務費用」に計上しております。	
4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項	
イ 退職給付見込額の 期間配分方法	期間定額基準
ロ 割引率	2.00~2.50%
ハ 期待運用収益率	0.00~3.50%
ニ 過去勤務債務の額 の処理年数	3~13年
	発生時の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により発生時から費用処理しております。
ホ 数理計算上の差異の 処理年数	8~13年
	発生時の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により発生年度の翌連結会計年度から費用処理しております。

(ストック・オプション等関係)

当連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 権利不行使による失効により利益として計上した金額

営業外収益(新株予約権戻入益) 11百万円

2 スtock・オプションの内容、規模及び変動状況

(1) スtock・オプションの内容

第1回

会社名	提出会社(株式会社伊勢丹発行)
決議年月日	平成14年6月27日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名、当社執行役員 20名、当社従業員 344名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 1,152,000株
付与日	平成14年8月6日
権利確定条件	付されていません
対象勤務期間	定められていません
権利行使期間	平成20年4月1日～平成24年6月26日

第2回

会社名	提出会社(株式会社伊勢丹発行)
決議年月日	平成15年6月27日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名、当社執行役員 19名、当社従業員 336名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 1,533,500株
付与日	平成15年8月5日
権利確定条件	付されていません
対象勤務期間	定められていません
権利行使期間	平成20年4月1日～平成22年6月26日

第3回

会社名	提出会社(株式会社伊勢丹発行)
決議年月日	平成16年6月29日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名、当社執行役員 18名、当社従業員 54名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 640,600株
付与日	平成16年8月3日
権利確定条件	付されていません
対象勤務期間	定められていません
権利行使期間	平成20年4月1日～平成23年6月28日

第4回

会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）
決議年月日	平成17年6月29日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名、当社執行役員 19名、当社従業員 53名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 692,400株
付与日	平成17年8月2日
権利確定条件	付されていません
対象勤務期間	定められていません
権利行使期間	平成20年4月1日～平成24年6月28日

第5回

会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）
決議年月日	平成18年6月29日開催の定時株主総会決議及び 平成18年7月21日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 160,700株
付与日	平成18年8月8日
権利確定条件	取締役の地位を平成19年3月31日までに自己都合により喪失した場合、その時点以降行使できない。 取締役の地位を平成19年3月31日までに死亡により喪失した場合、その時点以降行使できない。 その他の条件は、「新株予約権割当契約書」において定めるところによる。
対象勤務期間	平成18年8月8日～平成19年3月31日
権利行使期間	平成20年8月9日～平成25年8月8日

第5回

会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）
決議年月日	平成18年5月8日開催の取締役会決議及び 平成18年7月21日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員 17名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 262,900株
付与日	平成18年8月8日
権利確定条件	執行役員の地位を平成19年3月31日までに自己都合により喪失した場合、その時点以降行使できない。 執行役員の地位を平成19年3月31日までに死亡により喪失した場合、その時点以降行使できない。 その他の条件は、「新株予約権割当契約書」において定めるところによる。
対象勤務期間	平成18年8月8日～平成19年3月31日
権利行使期間	平成20年8月9日～平成25年8月8日

第5回

会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）
決議年月日	平成18年6月29日開催の定時株主総会決議及び 平成18年7月21日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 54名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 216,000株
付与日	平成18年8月8日
権利確定条件	従業員の地位を平成19年3月31日までに自己都合により喪失した場合、その時点以降行使できない。 従業員の地位を平成19年3月31日までに死亡により喪失した場合、その時点以降行使できない。 その他の条件は、「新株予約権割当契約書」において定めるところによる。
対象勤務期間	平成18年8月8日～平成19年3月31日
権利行使期間	平成20年8月9日～平成25年8月8日

第6回

会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）
決議年月日	平成19年7月20日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 211,600株
付与日	平成19年8月7日
権利確定条件	取締役の地位を平成20年3月31日までに自己都合により喪失した場合、その時点以降行使できない。 取締役の地位を平成20年3月31日までに死亡により喪失した場合、その時点以降行使できない。 その他の条件は、「新株予約権割当契約書」において定めるところによる。
対象勤務期間	平成19年8月7日～平成20年3月31日
権利行使期間	平成21年8月8日～平成26年8月7日

第6回

会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）
決議年月日	平成19年7月20日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員 19名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 331,400株
付与日	平成19年8月7日
権利確定条件	執行役員の地位を平成20年3月31日までに自己都合により喪失した場合、その時点以降行使できない。 執行役員の地位を平成20年3月31日までに死亡により喪失した場合、その時点以降行使できない。 その他の条件は、「新株予約権割当契約書」において定めるところによる。
対象勤務期間	平成19年8月7日～平成20年3月31日
権利行使期間	平成21年8月8日～平成26年8月7日

第6回

会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）
決議年月日	平成19年6月28日開催の定時株主総会決議及び 平成19年7月20日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 52名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 208,000株
付与日	平成19年8月7日
権利確定条件	従業員の地位を平成20年3月31日までに自己都合により喪失した場合、その時点以降行使できない。 従業員の地位を平成20年3月31日までに死亡により喪失した場合、その時点以降行使できない。 その他の条件は、「新株予約権割当契約書」において定めるところによる。
対象勤務期間	平成19年8月7日～平成20年3月31日
権利行使期間	平成21年8月8日～平成26年8月7日

第7回

会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）
決議年月日	平成19年10月4日開催の取締役会決議 平成19年11月20日開催の臨時株主総会の特別決議及び 平成20年2月21日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 37,000株
付与日	平成20年3月14日
権利確定条件	<p>新株予約権の行使については、1個単位で行使するものとする。</p> <p>新株予約権者(新株引受権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社の取締役の地位を喪失した場合は、当社の取締役の地位を喪失した日(新株予約権の割当日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年間に限り新株予約権の行使を認める。取締役の地位を喪失後、引き続き当社の執行役員として当社との委任契約を締結する場合、又は取締役の地位を喪失して執行役員に就任後、再び取締役として当社との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社の取締役又は執行役員の地位を喪失した日(新株予約権の割当日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年間に限り新株予約権の行使を認める。</p> <p>新株予約権者(新株引受権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、割当契約で定める必要書類を当社の総務部広報秘書担当に提出しなければならない。承継者が新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限りその行使を認める。</p> <p>新株予約権者が新株引受権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社の取締役であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。</p>
対象勤務期間	定められておりません。
権利行使期間	平成20年4月1日～平成22年6月28日

第8回

会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）
決議年月日	平成19年10月4日開催の取締役会決議 平成19年11月20日開催の臨時株主総会の特別決議及び 平成20年2月21日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役、執行役員及び従業員 61名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 322,000株
付与日	平成20年3月14日
権利確定条件	<p>取締役に付与された新株引受権を有する者に付与される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。</p> <p>新株予約権の行使については、1個単位で行使するものとする。</p> <p>新株予約権者(新株引受権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社の取締役の地位を喪失した場合は、取締役の地位を喪失した日(新株予約権の割当日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年間に限り新株予約権の行使を認める。</p> <p>新株予約権者(新株引受権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、割当契約で定める必要書類を当社の総務部広報秘書担当に提出しなければならない。承継者が新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限りその行使を認める。新株予約権者が新株引受権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社の取締役であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。</p> <p>執行役員に付与された新株引受権を有する者に付与される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。</p> <p>新株予約権の行使については、1個単位で行使するものとする。</p> <p>新株予約権者(新株引受権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で当社の執行役員の地位を喪失した場合は、地位を喪失した日(新株予約権の割当日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年間に限り新株予約権の行使を認める。執行役員の地位を喪失後、引続き当社の取締役として当社との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社の取締役の地位を喪失した日(新株予約権の割当日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年間に限り新株予約権の行使を認める。</p> <p>新株予約権者(新株引受権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、割当契約で定める必要書類を当社の総務部広報秘書担当に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限りその行使を認める。新株予約権者が新株引受権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社の執行役員であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。</p> <p>従業員に付与された新株引受権を有する者に付与される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。</p>

権利確定条件	<p>新株予約権の行使については、1個単位で行使するものとする。</p> <p>新株予約権者(新株引受権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で当社の従業員の地位を喪失した場合は、地位を喪失した日(新株予約権の割当日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年間に限り新株予約権の行使を認める。従業員の地位を喪失後、引き続き当社の取締役又は執行役員として当社との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社の取締役又は執行役員の地位を喪失した日(新株予約権の割当日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年間に限り新株予約権の行使を認める。</p> <p>新株予約権者(新株引受権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、割当契約で定める必要書類を当社の人事部労務担当に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限りその行使を認める。</p> <p>新株予約権者が新株引受権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社の従業員であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。</p>
対象勤務期間	定められておりません。
権利行使期間	平成20年4月1日～平成23年6月27日

第9回

会社名	提出会社(株式会社三越発行)
決議年月日	平成16年5月27日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の社内取締役6名及び役付執行役員7名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 124,000株
付与日	平成16年6月24日
権利確定条件	付与日(平成16年6月24日)以降、権利確定日(平成17年4月30日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	平成16年6月24日～平成17年4月30日
権利行使期間	平成20年4月1日～平成26年5月31日

第10回

会社名	提出会社(株式会社三越発行)
決議年月日	平成17年5月24日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の社内取締役10名及び役付執行役員4名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 134,000株
付与日	平成17年6月23日
権利確定条件	付与日(平成17年6月23日)以降、権利確定日(平成18年4月30日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	平成17年6月23日～平成18年4月30日
権利行使期間	平成20年4月1日～平成27年5月31日

第11回

会社名	提出会社（株式会社三越発行）
決議年月日	平成18年5月23日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の社内取締役7名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 54,000株
付与日 2	平成18年6月30日
権利確定条件	付与日（平成18年6月30日）以降、権利確定日（平成19年5月31日）まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	平成18年6月30日～平成19年5月31日
権利行使期間	平成20年4月1日～平成28年5月31日

第12回

会社名	提出会社（株式会社三越発行）
決議年月日	平成18年5月23日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の役付執行役員3名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 18,000株
付与日 2	平成18年6月30日
権利確定条件	付与日（平成18年6月30日）以降、権利確定日（平成19年5月31日）まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	平成18年6月30日～平成19年5月31日
権利行使期間	平成20年4月1日～平成28年5月31日

(注) 1 株式数に換算して記載しております。

(注) 2 平成18年6月発行新株予約権は取締役、執行役員及び監査役の地位を有する時は行使できません。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

	第1回	第2回	第3回
会社名	提出会社(株式会社伊勢丹発行)	提出会社(株式会社伊勢丹発行)	提出会社(株式会社伊勢丹発行)
権利確定前			
期首(株)			
付与(株)			
失効(株)			
権利確定(株)			
未確定残(株)			
権利確定後			
期首(株)	325,200	108,900	384,200
権利確定(株)			
権利行使(株)		2,000	
失効(株)	21,000	5,000	34,200
未行使残(株)	304,200	101,900	350,000

	第4回	第5回	第6回
会社名	提出会社(株式会社伊勢丹発行)	提出会社(株式会社伊勢丹発行)	提出会社(株式会社伊勢丹発行)
権利確定前			
期首(株)			
付与(株)			
失効(株)			
権利確定(株)			
未確定残(株)			
権利確定後			
期首(株)	644,900	635,600	751,000
権利確定(株)			
権利行使(株)			
失効(株)	87,800	22,900	
未行使残(株)	557,100	612,700	751,000

	第7回	第8回	第9回
会社名	提出会社(株式会社伊勢丹発行)	提出会社(株式会社伊勢丹発行)	提出会社(株式会社三越発行)
権利確定前			
期首(株)			
付与(株)			
失効(株)			
権利確定(株)			
未確定残(株)			
権利確定後			
期首(株)	37,000	322,000	29,240
権利確定(株)			
権利行使(株)			3,400
失効(株)		43,000	
未行使残(株)	37,000	279,000	25,840

	第10回	第11回	第12回
会社名	提出会社（株式会社三越発行）	提出会社（株式会社三越発行）	提出会社（株式会社三越発行）
権利確定前			
期首(株)			
付与(株)			
失効(株)			
権利確定(株)			
未確定残(株)			
権利確定後			
期首(株)	38,760	18,360	5,440
権利確定(株)			
権利行使(株)	5,440		
失効(株)			
未行使残(株)	33,320	18,360	5,440

単価情報

	第1回	第2回	第3回
会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）	提出会社（株式会社伊勢丹発行）	提出会社（株式会社伊勢丹発行）
権利行使価格	1,162円に100を乗じた価額	891円に100を乗じた価額	1,378円に100を乗じた価額
行使時平均株価		1,206円	
付与日における公正な評価単価			

	第4回	第5回	第6回
会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）	提出会社（株式会社伊勢丹発行）	提出会社（株式会社伊勢丹発行）
権利行使価格	1,560円に100を乗じた価額	1,829円に100を乗じた価額	1,952円に100を乗じた価額
行使時平均株価			
付与日における公正な評価単価		新株予約権1個当たり 50,100円	新株予約権1個当たり 43,900円

	第7回	第8回	第9回
会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）	提出会社（株式会社伊勢丹発行）	提出会社（株式会社三越発行）
権利行使価格	1,157円に1,000を乗じた価額	1,359円に1,000を乗じた価額	1円に340を乗じた価額
行使時平均株価			1,100円
付与日における公正な評価単価			新株予約権1個当たり 398,820円

	第10回	第11回	第12回
会社名	提出会社（株式会社三越発行）	提出会社（株式会社三越発行）	提出会社（株式会社三越発行）
権利行使価格	1円に340を乗じた価額	1円に340を乗じた価額	1円に340を乗じた価額
行使時平均株価	1,129円		
付与日における公正な評価単価	新株予約権1個当たり 397,460円	新株予約権1個当たり 395,760円	新株予約権1個当たり 395,760円

第9回～第12回の評価単価は、平成20年4月1日時点の評価単価となります。

3 ストック・オプションの権利確定数の見積り方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映いたしております。

(税効果会計関係)

当連結会計年度 (平成21年3月31日)	
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
(繰延税金資産)	
貸倒引当金	1,680 百万円
賞与引当金	2,591
退職給付引当金	21,088
減価償却費	13,123
投資有価証券評価損	3,278
固定資産減損損失	2,146
商品券回収損失引当金	7,977
合併受入資産評価損	13,827
繰越欠損金	14,554
その他	18,156
繰延税金資産小計	98,425 百万円
評価性引当金	38,994
繰延税金資産合計	59,430 百万円
(繰延税金負債)	
固定資産圧縮積立金	4,915 百万円
その他有価証券評価差額金	1,349
合併受入資産評価益	70,332
時価評価による簿価修正額	140,611
その他	5,056
繰延税金負債合計	222,266 百万円
繰延税金資産(負債)の純額	162,835 百万円
繰延税金資産(負債)の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれています。	
流動資産 - 繰延税金資産	23,654 百万円
固定資産 - 繰延税金資産	7,915
流動負債 - 繰延税金負債	12
固定負債 - 繰延税金負債	194,393
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異の原因となった主要な項目別の内訳	
国内の法定実効税率	40.7 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない金額	1.6 %
受取配当金等永久に益金に算入されない金額	2.2
住民税均等割額	1.1
在外連結子会社の税率差異	4.7
持分法による投資利益	15.5
のれん及び負ののれんの償却額	46.4
未実現利益消去による影響	49.9
評価性引当額	28.3
その他	1.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	51.7 %

(企業結合等関係)

当連結会計年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

. パーチェス法適用

1. 被取得企業の名称及び事業の内容、企業結合を行った理由、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称及び取得した議決権比率

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

株式会社 三越 百貨店業

(2) 企業結合を行った理由

百貨店業界は、総人口の減少による市場規模の縮小や、総合スーパー、ドラッグストア、量販店やコンビニエンスストアなど、他業態との競争激化など厳しい状況に直面しています。このような市場環境を勝ち抜くためには、近年ますます多様化・高度化するお客さまのご要望をスピーディーかつ的確に把握し、それに品揃えやサービスの組合せとして応えていくことが出来るだけの提案力・開発力を一層高めていくことが求められています。

株式会社伊勢丹と株式会社三越は、こうした共通認識の下、さまざまな提携のあり方を模索してまいりましたが、両社が協働してサプライチェーン改革に取り組み、両社が持つ経営資源を最大限活用するためには、単なる業務提携に止まらず、一つのグループとなることで初めて可能になるとの認識を共有するに至り、経営統合を行うことが最良の選択であるとの結論に至りました。

(3) 企業結合日

平成20年4月1日

(4) 企業結合の法的形式

株式移転

(5) 結合後企業の名称

株式会社 三越伊勢丹ホールディングス

(6) 取得した議決権比率

100%

2. 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	289,090百万円
取得に直接要した支出	939百万円
新株予約権価額	107百万円
取得原価	290,137百万円

4. 株式の種類別の移転比率及び算定方法並びに交付株式数及びその評価額

(1) 株式の種類及び移転比率

株式会社伊勢丹の普通株式1株に対して当社の普通株式1株を、株式会社三越の普通株式1株に対して当社の普通株式0.34株をそれぞれ割当て交付いたしました。

(2) 移転比率の算定方法

算定の基礎

株式会社伊勢丹(以下「伊勢丹」といいます。)及び株式会社三越(以下「三越」といいます。)は、本株式移転に用いられる株式移転比率の算定にあたって公正性を期すため、伊勢丹は三菱UFJ証券株式会社(以下「三菱UFJ証券」といいます。)を、三越は大和証券エスエムピー株式会社(以下「大和証券SMB C」といいます。)を今回の経営統合のためのファイナンシャル・アドバイザーとして任命しそれぞれ株式移

転比率の算定を依頼いたしました。

伊勢丹は、三菱UFJ証券より平成19年8月22日付にて、以下の前提条件その他一定の条件のもとに、合意された株式移転比率が伊勢丹株主にとり財務的見地から妥当である旨の意見書(以下「意見書(1)」)といたします。)を取得し、三越は、大和証券SMB Cより、平成19年8月23日付にて、以下の前提条件その他一定の条件のもとに、上記株式移転比率が三越の株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書(以下「意見書(2)」)といたします。)を取得いたしました。

三菱UFJ証券は、本株式移転の諸条件等を分析した上で、市場株価法、類似会社比較法、DCF(ディスカунテッド・キャッシュフロー)法、1株当たり利益希薄化分析などを総合的に勘案して意見表明を行っております。市場株価法については、本株式移転に関する一部報道機関による憶測報道がなされた平成19年7月25日の前営業日の平成19年7月24日を基準日として、直近1ヶ月間、3ヶ月間、及び6ヶ月間の株価終値に基づく株式移転比率の評価レンジを採用いたしました。

三菱UFJ証券による株式移転比率の算定結果の概要は、以下の通りです。

採用手法	株式移転比率の評価レンジ
市場株価法	0.24～0.35
類似会社比較法	0.14～0.35
DCF法	0.26～0.45
1株当たり利益希薄化分析	0.32～0.35

三菱UFJ証券は、意見書(1)の提出及びその基礎となる分析の実施に際し、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債(偶発債務を含みます。)について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておりません。加えて、両社の財務予測に関する情報及び予想シナジー効果については両社の経営陣により現時点で可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。三菱UFJ証券の意見書(1)は、平成19年8月22日現在までの上記情報等を反映したものであります。

大和証券SMB Cは、株式移転比率の算定において、DCF(ディスカунテッド・キャッシュフロー)法及び市場株価法を主たる指標として採用し、加えて、多面的な評価を行うため、参考として時価純資産法による分析等を行っております。また、市場株価法については、本株式移転に関する一部報道機関による憶測報道がなされた平成19年7月25日の前営業日の平成19年7月24日を基準日として、それぞれ1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月間の出来高加重平均株価を採用いたしました。大和証券SMB Cによる株式移転比率の算定結果の概要は、以下の通りです。

採用手法	株式移転比率の評価レンジ
DCF法	0.31～0.44
市場株価法	0.30～0.32

大和証券SMB Cは、意見書(2)の提出及びその基礎となる分析の実施に際し、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債(偶発債務を含みます。)について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておりません。大和証券SMB Cの意見書(2)は平成19年8月23日現在に大和証券SMB Cが認識している情報と経済条件を前提としたものです。

伊勢丹は、三菱UFJ証券による株式移転比率の算定結果を参考に、三越は、大和証券SMB Cによる株式移転比率の算定結果を参考に、それぞれ両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で株式移転比率について慎重に協議を重ねた結果、最終的に上記株式移転比率が妥当であるとの判断に至り合意いたしました。

算定の経緯

上記記載のとおり、伊勢丹は三菱UFJ証券に、三越は大和証券S M B Cに、本株式移転に用いられる株式移転比率の算定を依頼し、当該第三者機関による算定結果を参考に、それぞれ両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で株式移転比率について慎重に協議を重ねた結果、平成19年8月23日付にて、最終的に上記株式移転比率が妥当であるとの判断に至り合意いたしました。

(3) 交付株式数及びその評価額

167,491,601株 289,090百万円

5. 発生した負ののれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 負ののれん金額 66,171百万円

(2) 発生原因

企業結合時の時価純資産が取得原価を上回ったことによります。

(3) 償却の方法及び償却期間

5年間で均等償却

6. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額

企業結合日が、当連結会計年度の開始の日のため、該当ありません。

. 共通支配下の取引等

1. 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容

株式会社 伊勢丹 情報システム事業（内容：百貨店営業に関する情報システム事業）

(2) 企業結合の法的形式

当社の子会社である株式会社伊勢丹を分割会社、株式会社伊勢丹の100%子会社である株式会社イセタン・データ・センターを承継会社とする吸収分割であります。

(3) 結合後企業の名称

株式会社イセタン・データ・センター(現 株式会社三越伊勢丹システム・ソリューションズ)

(4) 取引の目的を含む取引の概要

株式会社伊勢丹の情報システム事業を株式会社イセタン・データ・センターに吸収分割し、伊勢丹及び三越の情報システム事業・資産を株式会社イセタン・データ・センターに集約するものです。

2. 実施した会計処理の概要

当該会社分割は、「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 最終改正平成19年11月15日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

. 共通支配下の取引等

1. 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容

株式会社 三越情報サービス 情報システム関連事業

(2) 企業結合の法的形式

当社の子会社である株式会社三越情報サービスを分割会社、当社の子会社である株式会社三越伊勢丹システ

ム・ソリューションズを承継会社とする吸収分割であります。

(3) 結合後企業の名称

株式会社三越伊勢丹システム・ソリューションズ

(4) 取引の目的を含む取引の概要

株式会社三越の100%子会社である株式会社三越情報サービスの情報システム関連事業を株式会社三越伊勢丹システム・ソリューションズと統合し、伊勢丹及び三越の情報システム関連事業・資産を集約するものです。

2. 実施した会計処理の概要

当該会社分割は、「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 最終改正平成19年11月15日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

・ 共通支配下の取引等

1. 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容

株式会社伊勢丹（以下「伊勢丹」）

株式会社三越伊勢丹システム・ソリューションズ（以下「IMS」）と株式会社ジェイアール西日本伊勢丹（以下「WJRI」）に係る子会社等の経営管理及び営業支援業務

(2) 企業結合の法的形式

当社の子会社である株式会社伊勢丹を分割会社、当社を承継会社とする吸収分割（以下「本会社分割」）であります。

(3) 結合後企業の名称

変更ありません。

(4) 取引の目的を含む取引の概要

当社グループでは、平成22年春のシステム統合をスピーディーかつ確実にを行うための体制作りを目的としたシステム子会社再編プロセスを進めております。IMSに係る子会社等の経営管理及び営業支援業務を当社が伊勢丹から承継し、IMSを当社の直接子会社としました。なお、IMSの発行済株式のうち、三越が保有していた18.4%につきましても、別途当社が三越から時価で取得し、本会社分割と併せ、IMSを当社の100%子会社といたしました。

また、当社グループでは、西日本旅客鉄道株式会社（以下「JR西日本」）の連結子会社で、伊勢丹の持分法適用関連会社であるWJRIにて、ジェイアール大阪三越伊勢丹を運営することを予定しております。当該事業は当社グループ全体としての重要プロジェクトであることから、本会社分割により、WJRIに係る子会社等の経営管理及び営業支援業務についても当社が伊勢丹から承継し、当社がWJRIの直接の株主となることといたしました。なお、本会社分割に先立ち、伊勢丹がWJRIによる60億円の第三者割当て増資を引受け、WJRIに対する出資比率を現在の33.3%から40%に引き上げております。したがって、本会社分割後は、当社がWJRI株式の40%を保有することになります。

2. 実施した会計処理の概要

当該会社分割は、「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 最終改正平成19年11月15日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

	百貨店業 (百万円)	クレジット ・金融業 (百万円)	小売・専門 店業 (百万円)	友の会事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業利益								
売上高								
(1)外部顧客に対する売上高	1,322,221	9,862	54,081	363	40,155	1,426,684	-	1,426,684
(2)セグメント間の内部 売上高又は振替高	703	5,407	9,740	4,621	102,883	123,357	(123,357)	-
計	1,322,925	15,269	63,822	4,985	143,039	1,550,042	(123,357)	1,426,684
営業費用	1,303,791	14,086	64,326	7,743	140,688	1,530,635	(123,533)	1,407,101
営業利益及び営業損失	19,134	1,182	503	2,758	2,351	19,406	175	19,582
資産、減価償却費、 減損損失及び資本的支出								
資産	1,266,261	72,061	12,860	89,575	91,367	1,532,126	(180,493)	1,351,633
減価償却費	20,989	1,026	1,026	46	2,008	25,097	(79)	25,017
減損損失	5,756	-	1,414	-	24	7,195	-	7,195
資本的支出	22,256	2,955	1,826	6	3,694	30,739	(619)	30,120

(注) 1 事業の区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業区分の主要な内容

- (1) 百貨店業.....衣料品、身廻品、雑貨、家庭用品、食料品等の販売
- (2) クレジット・金融業.....クレジットカード、貸金、損害保険代理、生命保険募集代理
- (3) 小売・専門店業.....婦人服、食料品、衣料雑貨、家庭用品等の販売
- (4) 友の会事業.....友の会運営
- (5) その他事業.....不動産管理業、製造・輸出入等・卸売業、物流業、総合人材サービス業、情報処理サービス業等

3 百貨店業の減損損失には、構造改革損失として計上した2,213百万円が含まれております。

【所在地別セグメント情報】

当連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

全セグメントの売上高の合計額及び全セグメントの資産の合計額に占める「本邦」の割合が、いずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

当連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

海外売上高が、連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

【関連当事者情報】

当連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員及びその近親者	畔柳 信雄	-	-	当社取締役(株)三菱東京UFJ銀行代表取締役	(被所有)直接1.38%	資金の借入	資金の借入	19,810	短期借入金	31,110
	北山 禎介	-	-	当社監査役(株)三井住友銀行代表取締役	(被所有)直接0.61%	資金の借入	資金の借入	2,000	短期借入金 長期借入金	21,133 42,500

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 資金の借入については、他の金融機関との取引同様、一般的な借入条件で行っております。
なお、資金の借入の取引金額は、当連結会計年度における借入額であります。
- 上記取引は、畔柳信雄氏および北山禎介氏が、第三者（株式会社三菱東京UFJ銀行および株式会社三井住友銀行）の代表者として行った取引であります。
- 取引金額には消費税を含めておりません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当連結会計年度において、重要な関連会社は新光三越百貨股? 有限公司及び(株)ジェイアール西日本伊勢丹であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

(百万円)

	新光三越百貨股? 有限公司	(株)ジェイアール西日本伊勢丹
流動資産合計	28,818	10,252
固定資産合計	73,603	36,841
流動負債合計	39,674	8,782
固定負債合計	468	15,504
純資産合計	62,279	22,806
売上高	172,345	69,312
税引前当期純利益金額	12,383	1,163
当期純利益	9,168	674

(注) 新光三越百貨股? 有限公司の要約財務諸表は平成20年12月31日決算日現在の財務諸表によっております。

(1株当たり情報)

当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,225.85円
1株当たり当期純利益金額	12.08円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	12.07円

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり当期純利益金額	
当期純利益(百万円)	4,683
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	4,683
普通株式の期中平均株式数(千株)	387,797
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	
普通株式増加数(千株)	99
(うち新株予約権)(千株)	(99)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権7種類の目的となる株式の数。 (新株予約権 2,891,000株)

(重要な後発事象)

当連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

・グループ内組織再編について

当社は、平成21年1月27日の取締役会の決議に基づき、当社グループ内の組織再編の一環として、当社の100%子会社である株式会社三越(以下「三越」)及び株式会社伊勢丹(以下「伊勢丹」)から、それぞれのカード・保険子会社、友の会子会社、物流子会社及び人材サービス子会社に係る経営管理及び営業支援業務(以下「本件事業」)を、当社に承継させる会社分割(以下「本会社分割」)を平成21年4月1日に実施しました。

また、三越及び伊勢丹の物流子会社及び人材サービス子会社は、本会社分割による直接子会社化と同時にそれぞれ合併いたしました。

1. 組織再編の目的について

当社グループでは、事業・機能の選択と集中により、経営資源をグループ全体で再配分・最大限活用することで、お客さま満足の向上、生産性の向上を図るべく、グループ体制を構築することを目指しております。

その一環として、システム事業につきましては、三越及び伊勢丹のシステム子会社を統合し、株式会社三越伊勢丹システム・ソリューションズとした上で、平成20年10月1日に当社の直接子会社としております。

今般、システム事業に続き、カード・保険、友の会、物流、人材サービスの各事業につきましても、各事業に係る子会社の経営管理及び営業支援業務を当社が承継し、当該各子会社を当社の直接子会社とすることといたしました。

2. 会社分割について

(1) 会社分割の要旨

吸収分割の効力発生日

平成21年4月1日

分割方式

三越及び伊勢丹を分割会社とし、当社を承継会社とする吸収分割です。

承継により増加する資本金等

該当事項はありません。

分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

三越及び伊勢丹は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

承継会社が承継する権利義務

当社は、吸収分割契約の定めにしたがって、効力発生日において三越が本件事業に関して有する関係会社株式及び伊勢丹が本件事業に関して有する関係会社株式を承継します。

(2) 承継する事業部門の概要

承継する部門の事業内容

三越及び伊勢丹のカード・保険子会社、友の会子会社、物流子会社及び人材サービス子会社に係る経営管理及び営業支援業務

承継する資産、負債の項目及び金額

(平成21年4月1日)

資産（三越から当社が承継するもの）	
項目	帳簿価額
関係会社株式	275百万円
合計	275百万円

資産（伊勢丹から当社が承継するもの）	
項目	帳簿価額
関係会社株式	1,326百万円
合計	1,326百万円

関係会社株式の内容
次に掲げる関係会社の株式 ・株式会社三越保険サービス ・株式会社三越友の会 ・株式会社エム・ロジスティクス・ソリューションズ ・株式会社プロネット

関係会社株式の内容
次に掲げる関係会社の株式 ・株式会社伊勢丹アイカード ・株式会社イセタンクローパーサークル ・株式会社伊勢丹ビジネスサポート ・株式会社伊勢丹キャリアデザイン

3. 合併について

(1) 合併の要旨

物流子会社（株式会社エム・ロジスティクス・ソリューションズと株式会社伊勢丹ビジネスサポート）の合併

a 合併の効力発生日

平成21年4月1日

b 合併方式

株式会社エム・ロジスティクス・ソリューションズを存続会社とする吸収合併方式で、株式会社伊勢丹ビジネスサポートは解散いたします。

c 合併に係る割当ての内容

当社の完全子会社同士の合併であるため、合併比率の取り決めはありません。

また、合併による新株発行及び資本金の増加もありません。

d 消滅会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

株式会社伊勢丹ビジネスサポートは、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していません。

人材サービス子会社（株式会社伊勢丹キャリアデザインと株式会社プロネット）の合併

a 合併の効力発生日

平成21年4月1日

b 合併方式

株式会社伊勢丹キャリアデザインを存続会社とする吸収合併方式で、株式会社プロネットは解散いたします。

c 合併に係る割当ての内容

当社の完全子会社同士の合併であるため、合併比率の取り決めはありません。

また、合併による新株発行及び資本金の増加もありません。

d 消滅会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

株式会社プロネットは、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していません。

・株式会社伊勢丹との吸収分割契約締結並びに株式交換契約締結による株式会社岩田屋の完全子会社化について

当社は、平成21年6月16日開催の取締役会決議において、当社を完全親会社、株式会社岩田屋（以下「岩田屋」という。）を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行うことを決議し、同日付で株式交換契約書を締結いたしました。

また、当社の完全子会社である株式会社伊勢丹（以下「伊勢丹」という。）は、既に岩田屋の発行済株式（以下「岩田屋株式」という。）のうち51.58%を保有しておりますが、当社と伊勢丹は、同日付でそれぞれ本株式交換に先立つ平成21年10月1日を効力発生日（予定）として、岩田屋に係る経営管理及び営業支援業務（以下「本件事業」という。）を、当社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）を行うことを決議し、同日付で吸収分割契約書を締結いたしました。

1．会社分割及び株式交換による完全子会社化の目的について

厳しい環境の下、当社及び岩田屋が競争に打ち勝つためには、お客さまの期待を上回る販売サービスやMD（営業施策）の提供を、これまで以上に高いレベルでかつスピーディーに実現することが不可欠となります。そして、その実現に向けては、三越伊勢丹グループの総力を挙げた支援と、福岡エリアにおける最適な意思決定をスピードを持って行うことができる体制の整備が必要であり、そのためには、当社が岩田屋を完全子会社化することが最善の策であると判断いたしました。

2．吸収分割について

(1)吸収分割の要旨

吸収分割の効力発生日

平成21年10月1日（木）（予定）

分割方式

伊勢丹を分割会社とし、当社を承継会社とする吸収分割です。

分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

伊勢丹は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

承継により増加する資本金等

該当事項はありません。

承継会社が承継する権利義務

当社は、吸収分割契約の定めに従って、効力発生日において伊勢丹が本件事業に関して有する岩田屋株式を承継します。

(2)承継する事業部門の概要

承継する部門の事業内容

岩田屋に係る経営管理及び営業支援業務

承継する資産、負債の項目及び金額

資 産	
項 目	帳 簿 価 額
岩田屋株式	6,259百万円
合 計	6,259百万円

3．株式交換について

(1)株式交換の要旨

株式交換の効力発生日

平成21年10月15日（木）（予定）

交換方式

当社を株式交換完全親会社とし、岩田屋を株式交換完全子会社とする株式交換です。

株式交換に係る割当ての内容

会社名	当社 (株式交換完全親会社)	岩田屋 (株式交換完全子会社)
株式交換に係る割当ての内容	1	0.3
株式交換により発行する新株式数	普通株式：6,692,186株(予定)	

(注1) 岩田屋の普通株式1株に対して、当社の普通株式0.3株を割当て交付いたします。ただし、伊勢丹が保有している岩田屋株式会社については、本株式交換に先立って行われる本吸収分割により当社が保有することとなるため株式の割当ては行いません。

(注2) 岩田屋は、本株式交換の効力発生日までに、その保有する自己株式を実務上可能な範囲で消却する予定です。本株式交換により発行する当社の新株式数は、平成21年3月31日時点において岩田屋が保有する自己株式数(84,815株)に基づいて算出しているものであり、今後修正される可能性があります。

株式交換完全子会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

・子会社の異動及び子会社による事業の一部譲受けの契約締結について

平成21年5月29日に当社が設立した、株式会社札幌丸井今井(以下「札幌丸井今井」)及び株式会社函館丸井今井(以下「函館丸井今井」)は、平成21年6月29日に民事再生手続中の株式会社丸井今井(以下「丸井今井」)との間で、札幌丸井今井が丸井今井の札幌事業を、函館丸井今井が丸井今井の函館事業を、それぞれ譲り受けることで合意し、丸井今井との間で各事業譲渡契約を締結いたしました。

1. 異動及び事業譲受けの理由

当社は、丸井今井からのスポンサー就任要請を受け、平成21年4月30日に丸井今井のスポンサーに選定され、丸井今井の再生に関する具体的な協議を両者間にて進めてまいりました。

その結果、時間の経過による丸井今井の事業の毀損を最小限に抑えるためには、早期に事業譲渡を実施することが必要であると判断し、当社が新たに設立した札幌丸井今井及び函館丸井今井が、それぞれ丸井今井の札幌事業、函館事業を譲り受けることで合意し、平成21年6月29日に事業譲渡契約を締結するに至りました。なお、丸井今井は、平成21年6月22日に札幌地方裁判所より事業譲渡の許可を取得しています。

事業譲受け実施後は、当社グループのあらゆる経営資源を活用した戦略的な取り組みを通じて、札幌丸井今井、函館丸井今井が譲り受ける丸井今井の札幌事業、函館事業の再生に努めてまいります。

2. 子会社(札幌丸井今井)の概要(平成21年6月29日現在)

(1) 名称	株式会社 札幌丸井今井
(2) 所在地	北海道札幌市中央区南一条西二丁目11番地
(3) 代表者	代表取締役 関根 純
(4) 事業内容	百貨店業
(5) 資本金	1円
(6) 設立年月日	平成21年5月29日
(7) 大株主及び持株比率	株式会社 三越伊勢丹ホールディングス 100%
(8) その他	事業譲受価額については確定しておりません

(注) 代表者及び資本金については、事業譲受け期日以前に変更されることがあります。

3. 子会社（函館丸井今井）の概要（平成21年6月29日現在）

(1) 名称	株式会社 函館丸井今井
(2) 所在地	北海道函館市本町32番15号
(3) 代表者	代表取締役 関根 純
(4) 事業内容	百貨店業
(5) 資本金	1円
(6) 設立年月日	平成21年5月29日
(7) 大株主及び持株比率	株式会社 三越伊勢丹ホールディングス 100%
(8) その他	事業譲受価額については確定していません

(注) 代表者及び資本金については、事業譲受け期日以前に変更されることがあります。

4. 譲渡会社の概要

(1) 名称	株式会社 丸井今井
(2) 所在地	北海道札幌市中央区南一条西二丁目11番地
(3) 代表者	代表取締役 畑中 幸一
(4) 事業内容	百貨店業
(5) 資本金	2,010百万円
(6) 設立年月日	平成17年11月1日
(7) 大株主及び持株比率	有限会社エイチ・アール・エフ 65.5% 北海道丸井今井株式会社 21.3% 株式会社伊勢丹 13.1%
(8) 最近の売上高 (平成20年2月1日 ～平成21年1月31日)	75,094百万円 (参考) 札幌本店 50,592百万円 函館店 11,908百万円
(9) その他	平成21年1月29日付で民事再生手続の開始決定を受け、現在民事再生手続中

5. 今後の日程

事業譲受け期日 平成21年7月31日（予定）

事業開始日 平成21年8月1日（予定）

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	82,182	0.8	
1年以内に返済予定の長期借入金	83,560	1.2	
1年以内に返済予定のリース債務	368		
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	37,100	1.8	平成22年9月6日～ 平成24年7月31日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	1,278		平成22年4月～平成 27年2月
その他の有利子負債 コマーシャルペーパー(1年以内返済予定)	30,000		
合計	234,489		

(注) (1) 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

(2) リース債務の平均利率については、リース総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載していません。

(3) 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年以内における返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	30,500	5,100	1,500	
リース債務	372	370	340	189

(2) 【その他】

当連結会計年度における各四半期連結会計期間に係る売上高等

回次	第1四半期 連結会計期間	第2四半期 連結会計期間	第3四半期 連結会計期間	第4四半期 連結会計期間
会計期間	自平成20年4月1日 至平成20年6月30日	自平成20年7月1日 至平成20年9月30日	自平成20年10月1日 至平成20年12月31日	自平成21年1月1日 至平成21年3月31日
売上高 (百万円)	353,950	351,485	396,255	324,992
税金等調整前四半期 純利益又は損失() (百万円)	9,721	4,653	5,929	8,819
四半期純利益又は損 失() (百万円)	7,669	4,529	3,554	11,069
1株当たり四半期純 利益又は損失() (円)	19.78	11.68	9.17	28.54

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	当事業年度 (平成21年3月31日)
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	142
繰延税金資産	180
関係会社短期貸付金	4,900
未収還付法人税等	1,092
その他	19
流動資産合計	6,334
固定資産	
有形固定資産	
工具、器具及び備品	1
減価償却累計額	0
工具、器具及び備品（純額）	1
有形固定資産合計	1
投資その他の資産	
関係会社株式	445,131
繰延税金資産	0
投資その他の資産合計	445,131
固定資産合計	445,132
資産合計	451,467

(単位：百万円)

当事業年度 (平成21年3月31日)	
負債の部	
流動負債	
未払金	119
未払費用	167
賞与引当金	99
未払法人税等	419
その他	128
流動負債合計	932
負債合計	932
純資産の部	
株主資本	
資本金	50,006
資本剰余金	
資本準備金	12,506
その他資本剰余金	379,570
資本剰余金合計	392,076
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	7,759
利益剰余金合計	7,759
自己株式	40
株主資本合計	449,801
新株予約権	733
純資産合計	450,534
負債純資産合計	451,467

【損益計算書】

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	
営業収益		
受取配当金	1	7,500
経営指導料	1	4,557
営業収益合計		12,058
販売費及び一般管理費		
役員報酬		397
給料手当及び賞与		1,259
法定福利費		180
租税公課		231
地代家賃		154
支払手数料		561
業務委託費		377
その他		266
販売費及び一般管理費合計	1	3,429
営業利益		8,628
営業外収益		
受取利息	1	0
その他		2
営業外収益合計		3
営業外費用		
支払利息	1	13
創立費償却	1	126
営業外費用合計		139
経常利益		8,491
特別利益		
新株予約権戻入益		11
特別利益合計		11
特別損失		
関係会社株式消滅損		324
特別損失合計		324
税引前当期純利益		8,178
法人税、住民税及び事業税		600
法人税等調整額		180
法人税等合計		419
当期純利益		7,759

【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
株主資本	
資本金	
前期末残高	-
当期変動額	
新株の発行	6
株式移転による増加	50,000
当期変動額合計	50,006
当期末残高	50,006
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	-
当期変動額	
新株の発行	6
株式移転による増加	12,500
当期変動額合計	12,506
当期末残高	12,506
その他資本剰余金	
前期末残高	-
当期変動額	
株式移転による増加	379,575
自己株式の処分	5
当期変動額合計	379,570
当期末残高	379,570
資本剰余金合計	
前期末残高	-
当期変動額	
新株の発行	6
株式移転による増加	392,075
自己株式の処分	5
当期変動額合計	392,076
当期末残高	392,076
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	-
当期変動額	
当期純利益	7,759
当期変動額合計	7,759
当期末残高	7,759

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
利益剰余金合計	
前期末残高	-
当期変動額	
当期純利益	7,759
当期変動額合計	7,759
当期末残高	7,759
自己株式	
前期末残高	-
当期変動額	
自己株式の取得	80
自己株式の処分	39
当期変動額合計	40
当期末残高	40
株主資本合計	
前期末残高	-
当期変動額	
新株の発行	12
株式移転による増加	442,075
当期純利益	7,759
自己株式の取得	80
自己株式の処分	34
当期変動額合計	449,801
当期末残高	449,801
新株予約権	
前期末残高	-
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	733
当期変動額合計	733
当期末残高	733
純資産合計	
前期末残高	-
当期変動額	
新株の発行	12
株式移転による増加	442,075
当期純利益	7,759
自己株式の取得	80
自己株式の処分	34
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	733
当期変動額合計	450,534
当期末残高	450,534

【継続企業の前提に関する注記】

該当事項はありません。

【重要な会計方針】

項目	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
2 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 器具及び備品 定率法
3 繰延資産の処理方法	創立費 支出時に全額費用処理しております。
4 引当金の計上基準	賞与引当金 執行役員、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う額を計上しております。
5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

当事業年度 (平成21年 3月31日)	
1 関係会社に対する資産・負債	
区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。	
その他流動資産	18百万円
その他流動負債	245百万円

(損益計算書関係)

当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	
1 関係会社との取引	
主なものは次のとおりであります。	
受取配当金	7,500百万円
経営指導料	4,557百万円
販売費及び一般管理費	245百万円
営業取引以外の取引高	38百万円

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度(自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	-	73,553	33,145	40,408

(注) (1)増加は、株式取得による増加11,681株及び、単元未満株式の買取による増加61,872株によるものです。

(2)減少は、単元未満株式の買増請求による減少33,145株によるものです。

(リース取引関係)

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

当事業年度(平成21年3月31日)における子会社株式及び関係会社株式で時価のあるものはありません。

(税効果会計関係)

当事業年度 (平成21年3月31日)	
1 繰越税金資産及び繰越税金負債の発生の主な原因別の内訳	
(繰延税金資産)	
賞与引当金	44百万円
未払事業税	134百万円
その他	1百万円
繰延税金資産合計	180百万円
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
法定実効税率	40.7%
(調整)	
受取配当金等永久に益金に参入されない項目	37.3%
その他	1.7%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	5.1%

(企業結合等関係)

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

連結財務諸表の注記事項(企業結合等関係)における記載内容と同一であるため、記載しておりません。

(1株当たり情報)

当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,159.82円
1株当たり当期純利益金額	20.01円
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	20.00円

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり当期純利益金額	
当期純利益(百万円)	7,759
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	7,759
普通株式の期中平均株式数(千株)	387,826
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	
普通株式増加数(千株)	99
(うち新株予約権)(千株)	(99)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権7種類の目的となる株式の数。 (新株予約権 2,891,000株)

(重要な後発事象)

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

連結財務諸表の注記事項(重要な後発事象)をご参照下さい。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
工具、器具及び備品	-	1	-	1	0	0	1
有形固定資産計	-	1	-	1	0	0	1

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
賞与引当金	-	99	-	-	99

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(百万円)
現金	0
預金	
当座預金	124
その他	17
預金計	142
合計	142

関係会社短期貸付金

相手先	金額(百万円)
株式会社三越	4,900
計	4,900

関係会社株式

区分	銘柄	金額(百万円)
子会社株式	株式会社三越	290,137
	株式会社伊勢丹	145,218
	株式会社三越伊勢丹システム・ソリューションズ	1,761
	株式会社伊勢丹ソレイユ	13
	計	437,131
関連会社株式	株式会社ジェイア-ル西日本伊勢丹	8,000
	計	8,000
合計		445,131

(3) 【その他】

株式移転により完全子会社となった株式会社伊勢丹の前連結会計年度に係る連結財務諸表及び最近2事業年度に係る財務諸表並びに株式会社三越の最近2事業年度に係る財務諸表は、以下のとおりであります。

[次へ](#)

(株式会社伊勢丹)

1 連結財務諸表

連結貸借対照表

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成20年3月31日)				
		金額(百万円)		構成比 (%)		
(資産の部)						
流動資産						
1 現金及び預金	3		27,628			
2 受取手形及び売掛金			79,731			
3 有価証券			299			
4 たな卸資産			36,185			
5 繰延税金資産			7,080			
6 その他			14,883			
貸倒引当金		2,982				
流動資産合計			162,826	34.9		
固定資産						
1 有形固定資産						
(1) 建物及び構築物	1	205,337	97,371	34.9		
減価償却累計額		107,965				
(2) 土地			51,104			
(3) 建設仮勘定			963			
(4) その他		38,947	13,203			
減価償却累計額		25,743				
有形固定資産合計			162,643			
2 無形固定資産			9,983		2.1	
3 投資その他の資産						
(1) 投資有価証券			46,688		28.1	
(2) 長期貸付金		1,438				
(3) 差入敷金保証金		59,090				
(4) 繰延税金資産		3,112				
(5) その他		21,946				
貸倒引当金		1,267				
投資その他の資産合計		131,008				
固定資産合計			303,635	65.1		
繰延資産						
1 開業費			80			
繰延資産合計			80	0.0		
資産合計			466,542	100.0		

		前連結会計年度 (平成20年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(百万円)		構成比 (%)
(負債の部)				
流動負債				
1 支払手形及び買掛金			69,560	
2 1年内償還予定社債			10,000	
3 短期借入金	3		23,713	
4 未払法人税等			5,150	
5 繰延税金負債			13	
6 ポイントカード引当金			1,314	
7 役員賞与引当金			114	
8 商品券回収損引当金			2,544	
9 利息返還損失引当金			362	
10 その他			93,797	
流動負債合計			206,570	44.3
固定負債				
1 長期借入金			11,000	
2 繰延税金負債			4,082	
3 退職給付引当金			20,015	
4 役員退職慰労金引当金			845	
5 その他			5,311	
固定負債合計			41,254	8.8
負債合計			247,825	53.1
(純資産の部)				
株主資本				
1 資本金			36,763	
2 資本剰余金			43,343	
3 利益剰余金			115,776	
4 自己株式			1	
株主資本合計			195,881	42.0
評価・換算差額等				
1 その他有価証券評価 差額金			6,788	
2 繰延ヘッジ損益			2	
3 為替換算調整勘定			975	
評価・換算差額等合計			7,761	1.7
新株予約権			648	0.1
少数株主持分			14,424	3.1
純資産合計			218,716	46.9
負債及び純資産合計			466,542	100.0

[次へ](#)

連結損益計算書

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		
		金額(百万円)		百分比 (%)
売上高			785,839	100.0
売上原価			559,268	71.2
売上総利益			226,570	28.8
販売費及び一般管理費				
1 宣伝費		14,088		
2 ポイントカード引当金 繰入額		1,325		
3 給料手当		50,979		
4 賞与金		12,768		
5 役員賞与引当金繰入額		114		
6 退職給付費用		1,212		
7 役員退職慰労金引当金 繰入額		154		
8 貸倒引当金繰入額		880		
9 減価償却費		12,651		
10 地代家賃		24,300		
11 その他		74,676	193,153	24.5
営業利益			33,417	4.3
営業外収益				
1 受取利息		777		
2 受取配当金		596		
3 持分法による投資利益		139		
4 受入家賃		1,777		
5 固定資産受贈益		1,093		
6 未回収商品券受入益		1,816		
7 その他		1,348	7,549	0.9
営業外費用				
1 支払利息		1,037		
2 固定資産除却損		2,133		
3 商品券回収損引当金繰入 額		1,304		
4 その他		2,805	7,280	0.9
経常利益			33,685	4.3

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		
		金額(百万円)		百分比 (%)
特別利益				
1 固定資産売却益	1	272	272	0.0
特別損失				
1 固定資産減損損失	2	1,156		
2 投資有価証券売却損		606		
3 投資有価証券評価損		621		
4 関係会社整理損		241		
5 関係会社事業売却損	2,3	5,088		
6 過年度商品券回収損引当 金繰入額		2,281		
7 その他		483	10,478	1.3
税金等調整前当期純利益			23,479	3.0
法人税、住民税 及び事業税		8,715		
法人税等調整額		522	8,192	1.0
少数株主利益			1,525	0.2
当期純利益			13,760	1.8

[前へ](#) [次へ](#)

連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日残高(百万円)	36,600	43,180	114,894	9,598	185,077
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	162	162			325
剰余金の配当			3,081		3,081
当期純利益			13,760		13,760
自己株式の取得				12	12
自己株式の消却			9,609	9,609	-
連結子会社減少に伴う減少額			187		187
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	162	162	882	9,596	10,804
平成20年3月31日残高(百万円)	36,763	43,343	115,776	1	195,881

	評価・換算差額等				新株予約権	少数株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計			
平成19年3月31日残高(百万円)	13,362	19	41	13,423	318	14,375	213,194
連結会計年度中の変動額							
新株の発行							325
剰余金の配当							3,081
当期純利益							13,760
自己株式の取得							12
自己株式の消却							-
連結子会社減少に伴う減少額							187
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	6,573	22	933	5,661	329	49	5,282
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	6,573	22	933	5,661	329	49	5,521
平成20年3月31日残高(百万円)	6,788	2	975	7,761	648	14,424	218,716

[前へ](#) [次へ](#)

連結キャッシュ・フロー計算書

		前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益		23,479
減価償却費		12,842
固定資産減損損失		1,156
貸倒引当金の増減額		191
退職給付引当金の増減額		3,234
役員退職慰労金引当金の増減額		105
ポイントカード引当金の増減額		104
受取利息及び受取配当金		1,374
支払利息		1,037
為替差損益		23
持分法による投資損益		139
有形固定資産売却損益		245
有形固定資産除却損		2,133
投資有価証券売却損益		508
投資有価証券評価損		621
関係会社事業売却損益		5,088
商品券回収損引当金の増減		2,544
売上債権の増減額		3
たな卸資産の増減額		1,623
仕入債務の増減額		87
その他		738
小計		42,188
利息及び配当金の受取額		1,158
利息の支払額		1,147
法人税等の支払額		13,445
営業活動によるキャッシュ・フロー		28,753

		前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出		546
定期預金の払戻による収入		634
有価証券・投資有価証券の取得による 支出		1,354
有価証券・投資有価証券の売却等による 収入		1,349
有形・無形固定資産の取得による支出		25,715
有形・無形固定資産の売却による収入		326
連結の範囲の変更を伴う 子会社株式の売却による支出	2	297
貸付による支出		211
貸付金回収による収入		233
差入敷金保証金の差入による支出		966
差入敷金保証金の回収による収入		3,264
その他の投資に係る支出		1,795
その他の投資の回収に係る収入		2,435
投資活動によるキャッシュ・フロー		22,643
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額		3,750
コマーシャルペーパーの増減額		9,000
長期借入れによる収入		11,000
長期借入金の返済による支出		3,059
社債の償還による支出		20,000
配当金の支払額		3,081
自己株式の取得による支出		12
少数株主への配当金の支払額		2,236
その他		325
財務活動によるキャッシュ・フロー		11,815
現金及び現金同等物に係る換算差額		273
現金及び現金同等物の増減額		5,432
現金及び現金同等物の期首残高		33,023
期末除外連結子会社の現金及び現金同等物 の期末残高		382
現金及び現金同等物の期末残高	1	27,208

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>1 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結子会社の数 27社 連結子会社名は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため、省略しております。 なお、瀋陽伊勢丹百貨有限公司は、(株)伊勢丹が出資を行い新たに設立したことにより、連結子会社を含めております。 また、前連結会計年度において連結子会社でありました(株)小倉伊勢丹は、(株)伊勢丹が株式譲渡を行ったことにより、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。 済南伊勢丹百貨有限公司は解散の決議が行われ、営業活動が停止しております。イセタン オブ ジャパン Ltd.も営業活動が停止しており、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 主要な非連結子会社の名称等 主要な非連結子会社 (株)伊勢丹ソレイユ、(株)アイタス、(株)エージークラブ、(株)九州コミュニケーションサービス、(株)愛生</p> <p>(3) 非連結子会社について連結の範囲から除外した理由 非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。</p>
<p>2 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1) 持分法を適用した関連会社数 7社 (株)ジェイアール西日本伊勢丹 (株)浜屋百貨店 アイティーエム クローバーCo.,Ltd. (株)エージーカード アールアンドアイダイニング(株) 新宿地下駐車場(株) (株)JTB伊勢丹トラベル なお、大立伊勢丹百貨股? 有限公司は、(株)伊勢丹が株式譲渡を行ったことにより、当連結会計年度より持分法の適用の範囲から除外しております。</p>

<p>前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
<p>(2) 持分法非適用会社の名称及び持分法を適用しない理由 持分法非適用会社(株伊勢丹ソレイユ他)は連結純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等の連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が乏しいため、持分法は適用しておりません。</p>
<p>3 連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社のうち、上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公司、天津伊勢丹有限公司、上海錦江伊勢丹有限公司、成都伊勢丹百貨有限公司、瀋陽伊勢丹百貨有限公司、イセタン(シンガポール)Ltd.、イセタン(タイランド)Co.,Ltd.、イセタンオブジャパンSdn.Bhd.、イセタン(イタリア)S.r.l.及びレキシム(シンガポール)Pte.Ltd.の決算日は12月末日、(株)井筒屋ウィズカードの決算日は2月末日であります。当連結財務諸表の作成に当たっては、各社の決算日現在の財務諸表を使用しております。 なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>
<p>4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定) 時価のないもの 主として移動平均法による原価法 デリバティブ 時価法 たな卸資産 商品 主として売価還元法による原価法 その他 主として先入先出法による原価法 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 有形固定資産 建物及び構築物 主として定額法 その他の有形固定資産 主として定率法</p>

<p>前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
<p>無形固定資産 定額法 ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年以内)に基づく定額法を採用しております。 投資その他の資産「その他」(投資不動産) 建物 定額法 その他 定率法</p>
<p>(3) 重要な繰延資産の処理方法 創立費 5年で均等償却しております。 開業費 5年で均等償却しております。</p>
<p>(4) 重要な引当金の計上基準 貸倒引当金 当連結会計年度末に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(3～8年)による定額法により発生時から費用処理をしております。 また、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(8～10年)による定額法により発生年度の翌連結会計年度から費用処理しております。 役員退職慰労金引当金 取締役、監査役及び執行役員の退任時の退職慰労金の支払に備えるため、会社規程に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。 役員賞与引当金 取締役に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う額を計上しております。 ポイントカード引当金 連結子会社(株)岩田屋及び(株)クイーンズ伊勢丹で採用し、販売促進を目的とするポイントカード制度による将来のお買物券発行等の費用発生に備えるため、ポイント残高に対して、過去のお買物券発行実績率等に基づき、将来のお買物券発行見込額等を計上しております。 商品券回収損引当金 商品券等が負債計上中止後に回収された場合に発生する損失に備えるため、過去の実績に基づく将来の回収見込額を計上しております。</p>

<p>前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
<p>利息返還損失引当金 将来の利息返還の請求に伴う損失に備えるため、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。</p>
<p>(5) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、主として通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(6) 重要なヘッジ会計の方法 ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等について振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 為替予約取引、為替変動・金利変動リスクを回避するためのスワップ取引及びオプション取引 ヘッジ対象 外貨建営業債務、借入金の支払金利</p> <p>ヘッジ方針 当社グループのリスク管理方針に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジすることとしております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ手段及びヘッジ対象について、連結会計年度末(中間連結会計期間末を含む)に個別取引毎のヘッジ効果を検証しているが、ヘッジ対象の資産または負債とヘッジ手段について元本、利率、期間等の重要な条件が同一の場合には、本検証を省略することとしております。</p> <p>(7) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>
<p>5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項 連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。</p>
<p>6 のれん及び負ののれんの償却に関する事項 のれん及び負ののれんの償却については、その効果が発現すると見込まれる期間で均等償却しております。ただし、金額が僅少な場合は、発生時に一括償却しております。</p>
<p>7 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>

(会計処理の変更)

前連結会計年度
(自 平成19年4月1日
至 平成20年3月31日)

(商品券回収損引当金に関する会計基準)

従来、未回収の商品券等について、債務履行の可能性を考慮して一定の期間が経過したときには、負債計上を中止して、その発行価額を営業外収益に計上してまいりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号 平成19年4月13日)が公表されたのを受け、当連結会計年度より、当該商品券等が負債計上中止後に回収された場合に発生する損失に備えるため、過去の実績に基づく将来の回収見込額を引当金として計上することとしました。

この変更により、当連結会計年度の引当金繰入額1,304百万円は営業外費用に、過年度の引当金繰入相当額2,281百万円は特別損失に計上しております。

これにより従来の方法によった場合と比べ、経常利益は262百万円減少し、税金等調整前当期純利益は2,544百万円減少しております。

(減価償却資産の償却方法に関する会計基準)

当連結会計年度より、法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号))に伴い、平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産については、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。

これにより従来の方法によった場合と比べ、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は219百万円それぞれ減少しております。

なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

(表示方法の変更)

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
(連結貸借対照表) 前連結会計年度まで流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「利息返還損失引当金」(前連結会計年度の残高は146百万円)は、重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。
(連結キャッシュ・フロー計算書関係) 前連結会計年度まで、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しておりました「少数株主への配当金の支払額」(前連結会計年度385百万円)は、重要性が増したため、当連結会計年度から区分掲記しております。

(追加情報)

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
(減価償却資産の償却方法に関する会計基準) 当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。 これにより、営業利益は212百万円、経常利益及び税金等調整前当期純利益は214百万円それぞれ減少しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成20年3月31日)	
1 非連結子会社及び関連会社に関する主な項目	
投資有価証券(株式)	7,362百万円
2 偶発債務	
従業員の住宅購入資金の借入等に対して債務保証を行っております。	933百万円
3 貸出コミットメント	
(1) 貸手側	
連結子会社(株)伊勢丹アイカード及び(株)井筒屋ウィズカードにおいては、クレジットカード業務に附帯するキャッシング及びカードローン業務を行っております。当該業務における未実行残高は次のとおりであります。	
キャッシング及びカードローン	
与信限度額の総額	185,877百万円
実行残高	14,077百万円
差引額	171,800百万円
(2) 借手側	
当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行6行と貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。	
特定融資枠契約の総額	30,000百万円
借入実行残高	
差引額	30,000百万円

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)			
1 当社が社有土地及び建物を売却したものではありません。			
2 当連結会計年度において、当社及び連結子会社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。			
場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
(株)クイーンズ伊勢丹 (神奈川県横浜市等)	店舗等	建物 その他	1,077
(株)伊勢丹 (福岡県北九州市)	賃貸用 不動産	投資 不動産	2,911
その他	店舗等	建物 その他	78
<p>当社及び連結子会社は、営業用資産について、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としてグルーピングしております。また、賃貸用不動産については、個々の物件を単位としてグルーピングしております。</p> <p>営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、固定資産減損損失(1,156百万円)として計上しました。また、賃貸料の低下に伴い、収益性が著しく低下した資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、「関係会社事業売却損」に含めて、固定資産減損損失(2,911百万円)を計上しました。</p> <p>減損損失の内訳 (株)クイーンズ伊勢丹1,077(内、建物1,062)百万円(株)伊勢丹2,911(内、投資不動産2,911)百万円 その他 78(内、建物61)百万円</p> <p>なお、当資産グループの回収可能価額は営業用資産については、正味売却価額により測定しております。また、賃貸用不動産については、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを6%割り引いて算定しております。</p>			
3 特別損失に計上しました「関係会社事業売却損」は、当社が保有する(株)小倉伊勢丹の全株式を譲渡したことに伴い、事業売却に伴う損失として計上したものであります。			

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	225,179,103	264,100	5,086,622	220,356,581

(注) 増加は、新株引受権及び新株予約権の権利行使による新株の発行によるものであり、減少は、自己株式の消却によるものであります。

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	5,080,342	7,648	5,086,622	1,368

(注) 増加は、単元未満株式の買取りによるものであり、減少は、消却によるものであります。

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権						648
合計							648

4 配当に関する事項

(1) 配当金の支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,980	9.00	平成19年3月31日	平成19年6月29日
平成19年11月8日 取締役会	普通株式	1,101	5.00	平成19年9月30日	平成19年11月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月20日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,983	9.00	平成20年3月31日	平成20年6月23日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金勘定	27,628 百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	419
現金及び現金同等物の期末残高	27,208 百万円
2 当連結会計年度に株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳は次のとおりであります。	
流動資産	2,934 百万円
固定資産	522
流動負債	7,738
固定負債	-
株式の売却価額	0 百万円
現金及び現金同等物	297
売却による支出	297 百万円

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)			
1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められる もの以外のファイナンス・リース取引			
(1) 借手側			
リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当 額及び期末残高相当額			
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)
器具及び 備品	5,898	2,987	2,911
その他	4,224	2,535	1,689
合計	10,123	5,522	4,600
(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高 が有形固定資産の期末残高等に占める割合 が低いため、支払利子込み法により算定し ております。			
未経過リース料期末残高相当額			
1年内	1,968百万円		
1年超	2,632		
合計	4,600百万円		
(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過 リース料期末残高が有形固定資産の期末残 高等に占める割合が低いため、支払利子込 み法により算定しております。			
支払リース料及び減価償却費相当額			
支払リース料	2,075百万円		
減価償却費相当額	2,075百万円		
減価償却費相当額の算定方法			
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定 額法によっております。			
2 オペレーティング・リース取引			
借主側			
未経過リース料			
1年内	5,231百万円		
1年超	37,378		
合計	42,609百万円		
(減損損失について)			
リース資産に配分された減損損失はないため、項目等 の記載は省略しております。			

[前へ](#) [次へ](#)

(有価証券関係)

前連結会計年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

1 その他有価証券で時価のあるもの(平成20年3月31日)

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	16,048	28,755	12,706
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	16,048	28,755	12,706
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	10,796	8,357	2,438
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	10,796	8,357	2,438
合計	26,845	37,113	10,268

2 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
148	98	-

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額(平成20年3月31日)

	連結貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式等	765
非上場債券	945
合計	1,711

4 その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定額(平成20年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券				
(1)社債	157	472	315	-
合計	157	472	315	-

(デリバティブ取引関係)

1 取引の状況に関する事項

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(1) 取引の内容、取組方針、利用目的 当社及び連結子会社は、主に通常の業務遂行上必要な範囲内で、相場変動リスクを回避する目的にデリバティブ取引を利用する方針であります。 通貨関連では、外貨建債務に係る為替リスクを回避する目的で、為替予約取引、通貨スワップ取引及び通貨オプション等を利用しております。 また、金利関連では、変動金利支払の借入金について、将来の金利リスクを回避する目的で、金利スワップ取引を利用しております。</p> <p>(2) 取引に係るリスクの内容 当社及び連結子会社が利用しているデリバティブ取引も、為替相場の変動によるリスクや市場金利の変動によるリスクを有しております。 なお、当社及び連結子会社のデリバティブ取引の契約先は、いずれも信用度の高い金融機関であるため、相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないものと認識しております。</p> <p>(3) 取引に係るリスク管理体制 外貨建営業債務に係る為替予約取引及び通貨スワップ取引等については当社MD(マーチャンダイジング)統括部等で、また、借入金に係る金利スワップ取引等については当社経理部等で取引を実行するとともに取引の残高状況を把握し管理しております。 なお、重要なデリバティブ取引は社内規程により定められた決議機関の承認を得て行っております。</p>

2 取引の時価等に関する事項

(1) 通貨関連

前連結会計年度において、ヘッジ会計が適用されているため、記載を省略しております。

(2) 金利関連

前連結会計年度において、ヘッジ会計が適用されているため、記載を省略しております。

(退職給付関係)

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
1 採用している退職給付制度の概要	
当社及び国内連結子会社は、確定給付型制度として、キャッシュバランスプラン型年金制度、退職一時金制度及び確定拠出年金制度等を設けております。	
2 退職給付債務に関する事項(平成20年3月31日)	
イ 退職給付債務	41,985 百万円
ロ 年金資産	27,558
ハ 未積立退職給付債務 (イ+ロ)	14,426
ニ 未認識数理計算上の差異	1,697
ホ 未認識過去勤務債務	535
ヘ 連結貸借対照表計上額純額 (ハ+ニ+ホ)	13,265
ト 前払年金費用	6,749
チ 退職給付引当金(ヘ-ト)	20,015
(注) 一部の子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。	
3 退職給付費用に関する事項(自平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
イ 勤務費用	1,637 百万円
ロ 利息費用	1,052
ハ 期待運用収益	868
ニ 数理計算上の差異費用処理額	507
ホ 過去勤務債務費用処理額	2,095
ヘ 確定拠出型年金制度への掛金払込額	924
ト その他	85
チ 退職給付費用 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ+ト)	1,243
(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、「イ 勤務費用」に計上しております。	
4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項	
イ 退職給付見込額の 期間配分方法	期間定額基準
ロ 割引率	2.00~2.50%
ハ 期待運用収益率	1.50~3.50%
ニ 過去勤務債務の額の 処理年数	3~8年 発生時の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により発生時から費用処理しております。
ホ 数理計算上の差異の 処理年数	8~10年 発生時の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により発生年度の翌連結会計年度から費用処理しております。

[前へ](#) [次へ](#)

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 当連結会計年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 329百万円

2 スtock・オプションの内容及び規模及び変動状況

(1) スtock・オプションの内容

平成12年ストック・オプション

会社名	提出会社
決議年月日	平成12年6月29日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 19名
株式の種類及び付与数	普通株式 184,000株
付与日	平成12年8月1日
権利確定条件	付されておりません
対象勤務期間	定められておりません
権利行使期間	平成12年8月1日～平成22年6月28日

平成13年ストック・オプション

会社名	提出会社
決議年月日	平成13年6月28日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名、当社執行役員 13名、当社従業員 352名
株式の種類及び付与数	普通株式 1,062,000株
付与日	平成13年8月7日
権利確定条件	付されておりません
対象勤務期間	定められておりません
権利行使期間	平成15年8月7日～平成23年6月27日

平成14年ストック・オプション

会社名	提出会社
決議年月日	平成14年6月27日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名、当社執行役員 20名、当社従業員 344名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式 1,152,000株
付与日	平成14年8月6日
権利確定条件	付されておりません
対象勤務期間	定められておりません
権利行使期間	平成16年7月1日～平成24年6月26日

平成15年ストック・オプション

会社名	提出会社
決議年月日	平成15年6月27日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名、当社執行役員 19名、当社従業員 336名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式 1,533,500株
付与日	平成15年8月5日
権利確定条件	付されていません
対象勤務期間	定められていません
権利行使期間	平成17年7月1日～平成22年6月26日

平成16年ストック・オプション

会社名	提出会社
決議年月日	平成16年6月29日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名、当社執行役員 18名、当社従業員 54名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式 640,600株
付与日	平成16年8月3日
権利確定条件	付されていません
対象勤務期間	定められていません
権利行使期間	平成18年7月1日～平成23年6月28日

平成17年ストック・オプション

会社名	提出会社
決議年月日	平成17年6月29日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名、当社執行役員 19名、当社従業員 53名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式 692,400株
付与日	平成17年8月2日
権利確定条件	付されていません
対象勤務期間	定められていません
権利行使期間	平成19年7月1日～平成24年6月28日

平成18年ストック・オプション

会社名	提出会社
決議年月日	平成18年6月29日開催の定時株主総会決議及び 平成18年7月21日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式 160,700株
付与日	平成18年8月8日
権利確定条件	取締役の地位を平成19年3月31日までに自己都合により喪失した場合、その時点以降行使できない。 取締役の地位を平成19年3月31日までに死亡により喪失した場合、その時点以降行使できない。 その他の条件は、「新株予約権割当契約書」において定めるところによる。
対象勤務期間	平成18年8月8日～平成19年3月31日
権利行使期間	平成20年8月9日～平成25年8月8日

平成18年ストック・オプション

会社名	提出会社
決議年月日	平成18年5月8日開催の取締役会決議及び 平成18年7月21日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員 17名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式 262,900株
付与日	平成18年8月8日
権利確定条件	執行役員の地位を平成19年3月31日までに自己都合により喪失した場合、その時点以降行使できない。 執行役員の地位を平成19年3月31日までに死亡により喪失した場合、その時点以降行使できない。 その他の条件は、「新株予約権割当契約書」において定めるところによる。
対象勤務期間	平成18年8月8日～平成19年3月31日
権利行使期間	平成20年8月9日～平成25年8月8日

平成18年ストック・オプション

会社名	提出会社
決議年月日	平成18年6月29日開催の定時株主総会決議及び 平成18年7月21日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 54名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式 216,000株
付与日	平成18年8月8日
権利確定条件	従業員の地位を平成19年3月31日までに自己都合により喪失した場合、その時点以降行使できない。 従業員の地位を平成19年3月31日までに死亡により喪失した場合、その時点以降行使できない。 その他の条件は、「新株予約権割当契約書」において定めるところによる。
対象勤務期間	平成18年8月8日～平成19年3月31日
権利行使期間	平成20年8月9日～平成25年8月8日

平成19年ストック・オプション

会社名	提出会社
決議年月日	平成19年7月20日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式 211,600株
付与日	平成19年8月7日
権利確定条件	取締役の地位を平成20年3月31日までに自己都合により喪失した場合、その時点以降行使できない。 取締役の地位を平成20年3月31日までに死亡により喪失した場合、その時点以降行使できない。 その他の条件は、「新株予約権割当契約書」において定めるところによる。
対象勤務期間	平成19年8月7日～平成20年3月31日
権利行使期間	平成21年8月8日～平成26年8月7日

平成19年ストック・オプション

会社名	提出会社
決議年月日	平成19年7月20日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員 19名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式 331,400株
付与日	平成19年8月7日
権利確定条件	執行役員の地位を平成20年3月31日までに自己都合により喪失した場合、その時点以降行使できない。 執行役員の地位を平成20年3月31日までに死亡により喪失した場合、その時点以降行使できない。 その他の条件は、「新株予約権割当契約書」において定めるところによる。
対象勤務期間	平成19年8月7日～平成20年3月31日
権利行使期間	平成21年8月8日～平成26年8月7日

平成19年ストック・オプション

会社名	提出会社
決議年月日	平成19年6月28日開催の定時株主総会決議及び 平成19年7月20日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 52名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式 208,000株
付与日	平成19年8月7日
権利確定条件	従業員の地位を平成20年3月31日までに自己都合により喪失した場合、その時点以降行使できない。 従業員の地位を平成20年3月31日までに死亡により喪失した場合、その時点以降行使できない。 その他の条件は、「新株予約権割当契約書」において定めるところによる。
対象勤務期間	平成19年8月7日～平成20年3月31日
権利行使期間	平成21年8月8日～平成26年8月7日

平成19年ストック・オプション

会社名	提出会社
決議年月日	平成19年10月4日開催の取締役会決議 平成19年11月20日開催の臨時株主総会の特別決議及び 平成20年2月21日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式 37,000株
付与日	平成20年3月14日
権利確定条件	<p>新株予約権の行使については、1個単位で行使するものとする。</p> <p>新株予約権者(新株引受権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社の取締役の地位を喪失した場合は、当社の取締役の地位を喪失した日(新株予約権の割当日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年間に限り新株予約権の行使を認める。取締役の地位を喪失後、引続き当社の執行役員として当社との委任契約を締結する場合、又は取締役の地位を喪失して執行役員に就任後、再び取締役として当社との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社の取締役又は執行役員の地位を喪失した日(新株予約権の割当日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年間に限り新株予約権の行使を認める。</p> <p>新株予約権者(新株引受権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、割当契約で定める必要書類を当社の総務部広報秘書担当に提出しなければならない。承継者が新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限りその行使を認める。</p> <p>新株予約権者が新株引受権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社の取締役であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。</p>
対象勤務期間	定められておりません。
権利行使期間	平成20年4月1日～平成22年6月28日

平成19年ストック・オプション

会社名	提出会社
決議年月日	平成19年10月4日開催の取締役会決議 平成19年11月20日開催の臨時株主総会の特別決議及び 平成20年2月21日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役、執行役員及び従業員 61名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式 322,000株
付与日	平成20年3月14日
権利確定条件	<p>取締役に付与された新株引受権を有する者に付与される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。</p> <p>新株予約権の行使については、1個単位で行使するものとする。</p> <p>新株予約権者(新株引受権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社の取締役の地位を喪失した場合は、取締役の地位を喪失した日(新株予約権の割当日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年間に限り新株予約権の行使を認める。</p> <p>新株予約権者(新株引受権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、割当契約で定める必要書類を当社の総務部広報秘書担当に提出しなければならない。承継者が新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限りその行使を認める。新株予約権者が新株引受権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社の取締役であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。</p> <p>執行役員に付与された新株引受権を有する者に付与される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。</p> <p>新株予約権の行使については、1個単位で行使するものとする。</p> <p>新株予約権者(新株引受権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で当社の執行役員の地位を喪失した場合は、地位を喪失した日(新株予約権の割当日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年間に限り新株予約権の行使を認める。執行役員の地位を喪失後、引続き当社の取締役として当社との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社の取締役の地位を喪失した日(新株予約権の割当日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年間に限り新株予約権の行使を認める。</p> <p>新株予約権者(新株引受権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、割当契約で定める必要書類を当社の総務部広報秘書担当に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限りその行使を認める。新株予約権者が新株引受権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社の執行役員であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。</p> <p>従業員に付与された新株引受権を有する者に付与される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。</p> <p>新株予約権の行使については、1個単位で行使するものとする。</p>

会社名	提出会社
	<p>新株予約権者(新株引受権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で当社の従業員の地位を喪失した場合は、地位を喪失した日(新株予約権の割当日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年間に限り新株予約権の行使を認める。従業員の地位を喪失後、引続き当社の取締役又は執行役員として当社との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社の取締役又は執行役員の地位を喪失した日(新株予約権の割当日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年間に限り新株予約権の行使を認める。</p> <p>新株予約権者(新株引受権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、割当契約で定める必要書類を当社の人事部労務担当に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限りその行使を認める。</p> <p>新株予約権者が新株引受権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社の従業員であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。</p>
対象勤務期間	定められておりません。
権利行使期間	平成20年4月1日～平成23年6月27日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当社は、平成20年4月1日付で、当社及び株式会社三越を株式移転完全子会社として、株式会社三越伊勢丹ホールディングスを株式移転設立完全親会社とする株式移転を行いました。

それにより、当社において過去に付与された新株引受権と実質的に同一の経済効果を持つ新株予約権を平成20年3月14日に発行したうえで、平成20年4月1日に当該新株予約権をほかの新株予約権と同様に、株式会社三越伊勢丹ホールディングスに承継しております。

ストック・オプションの数

	平成12年ストック・ オプション	平成13年ストック・ オプション	平成14年ストック・ オプション
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利確定前			
期首(株)			
付与(株)			
失効(株)			
権利確定(株)			
未確定残(株)			
権利確定後			
期首(株)	58,100	488,000	412,300
権利確定(株)			
権利行使(株)	21,100	71,000	79,700
失効(株)	37,000	417,000	7,400
未行使残(株)			325,200

	平成15年ストック・ オプション	平成16年ストック・ オプション	平成17年ストック・ オプション
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利確定前			
期首(株)			
付与(株)			
失効(株)			
権利確定(株)			
未確定残(株)			
権利確定後			
期首(株)	153,300	430,800	692,400
権利確定(株)			
権利行使(株)	38,300	34,400	19,600
失効(株)	6,100	12,200	27,900
未行使残(株)	108,900	384,200	644,900

	平成18年ストック・オプション	平成18年ストック・オプション	平成18年ストック・オプション
会社名	提出会社(取締役に対するもの)	提出会社(執行役員に対するもの)	提出会社(従業員に対するもの)
権利確定前			
期首(株)			
付与(株)			
失効(株)			
権利確定(株)			
未確定残(株)			
権利確定後			
期首(株)	160,700	262,900	212,000
権利確定(株)			
権利行使(株)			
失効(株)			
未行使残(株)	160,700	262,900	212,000

	平成19年ストック・オプション	平成19年ストック・オプション	平成19年ストック・オプション
会社名	提出会社(取締役に対するもの)	提出会社(執行役員に対するもの)	提出会社(従業員に対するもの)
権利確定前			
期首(株)			
付与(株)	211,600	331,400	208,000
失効(株)			
権利確定(株)	211,600	331,400	208,000
未確定残(株)			
権利確定後			
期首(株)			
権利確定(株)	211,600	331,400	208,000
権利行使(株)			
失効(株)			
未行使残(株)	211,600	331,400	208,000

	平成19年ストック・オプション	平成19年ストック・オプション
会社名	提出会社(取締役に対するもの)	提出会社(取締役、執行役員及び従業員に対するもの)
権利確定前		
期首(株)		
付与(株)	37,000	322,000
失効(株)		
権利確定(株)	37,000	322,000
未確定残(株)		
権利確定後		
期首(株)		
権利確定(株)	37,000	322,000
権利行使(株)		
失効(株)		
未行使残(株)	37,000	322,000

単価情報

	平成12年ストック・オプション	平成13年ストック・オプション	平成14年ストック・オプション
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利行使価格	1,157円	1,359円	1,162円に100を乗じた価額
行使時平均株価	1,840円	1,806円	1,801円
付与日における公正な評価単価			

	平成15年ストック・オプション	平成16年ストック・オプション	平成17年ストック・オプション
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利行使価格	891円に100を乗じた価額	1,378円に100を乗じた価額	1,560円に100を乗じた価額
行使時平均株価	1,789円	1,886円	1,870円
付与日における公正な評価単価			

	平成18年ストック・オプション	平成18年ストック・オプション	平成18年ストック・オプション
会社名	提出会社(取締役に対するもの)	提出会社(執行役員に対するもの)	提出会社(従業員に対するもの)
権利行使価格	1,829円に100を乗じた価額	1,829円に100を乗じた価額	1,829円に100を乗じた価額
行使時平均株価			
付与日における公正な評価単価	新株予約権1個当たり 50,100円	新株予約権1個当たり 50,100円	新株予約権1個当たり 50,100円

	平成19年ストック・オプション	平成19年ストック・オプション	平成19年ストック・オプション
会社名	提出会社(取締役に対するもの)	提出会社(執行役員に対するもの)	提出会社(従業員に対するもの)
権利行使価格	1,952円に100を乗じた価額	1,952円に100を乗じた価額	1,952円に100を乗じた価額
行使時平均株価			
付与日における公正な評価単価	新株予約権1個当たり 43,900円	新株予約権1個当たり 43,900円	新株予約権1個当たり 43,900円

	平成19年ストック・オプション	平成19年ストック・オプション
会社名	提出会社(取締役に対するもの)	提出会社(取締役、執行役員及び従業員に対するもの)
権利行使価格	1,157円に1000を乗じた価額	1,359円に1000を乗じた価額
行使時平均株価		
付与日における公正な評価単価		

(注) 平成19年ストック・オプション 及び平成19年ストック・オプション は、平成20年3月14日に新株引受権に代わるものとして交付したものであります。

3 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成19年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は、次のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

	平成19年ストック・オプション(~)
株価変動性 1	32.093%
予想残存期間 2	4.5年
予想配当 3	14円
無リスク利率 4	1.273%

- (注) 1 過去4.5年間の株価実績(2003年2月7日～2007年8月7日の各取引日における数値)に基づき算定しております。
- 2 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。
- 3 過去12ヶ月の配当実績によっております。
- 4 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

当連結会計年度に付与されたストック・オプションは、当該連結会計年度末に権利確定いたしますので、ストック・オプションの権利確定数は、実績の失効数のみ反映いたしております。

[前へ](#) [次へ](#)

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成20年3月31日)	
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
(繰延税金資産)	
貸倒引当金	1,145 百万円
賞与引当金	3,664
退職給付引当金	4,790
減価償却費	5,255
投資有価証券評価損	709
固定資産減損損失	1,113
繰越欠損金	1,668
その他	5,844
繰延税金資産小計	24,188 百万円
評価性引当金	5,822
繰延税金資産合計	18,366 百万円
(繰延税金負債)	
固定資産圧縮積立金	5,788 百万円
その他有価証券評価差額金	3,681
その他	2,804
繰延税金負債合計	12,273
繰延税金資産(負債)の純額	6,093 百万円
繰延税金資産(負債)の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれています。	
流動資産 - 繰延税金資産	7,080 百万円
固定資産 - 繰延税金資産	3,112
流動負債 - 繰延税金負債	13
固定負債 - 繰延税金負債	4,082
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異の原因となった主要な項目別の内訳	
国内の法定実効税率	40.7 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない金額	0.4 %
受取配当金等永久に益金に算入されない金額	0.3
住民税均等割額	0.3
連結子会社の当期損失等	4.2
持分法による投資利益	0.2
評価性引当額	9.0
その他	1.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.9 %

[前へ](#) [次へ](#)

(セグメント情報)

事業の種類別セグメント情報

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	百貨店業 (百万円)	クレジット ・金融業 (百万円)	小売 ・専門店業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業利益							
売上高							
(1)外部顧客に対する売上高	719,417	8,753	51,209	6,458	785,839	-	785,839
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	1,008	5,953	9,897	37,605	54,464	(54,464)	-
計	720,425	14,706	61,106	44,063	840,303	(54,464)	785,839
営業費用	691,805	10,513	60,521	43,611	806,452	(54,030)	752,421
営業利益	28,619	4,193	585	452	33,850	(433)	33,417
資産、減価償却費、 減損損失及び資本的支出							
資産	415,648	76,524	14,980	47,242	554,396	(87,854)	466,542
減価償却費	11,680	159	973	32	12,654	(3)	12,842
減損損失	2,911	-	1,156	-	4,067	-	4,067
資本的支出	18,910	4,818	2,089	301	26,119	(413)	25,706

(注) 1 事業の区分は、事業領域別区分によっております。

2 「その他事業」の内容については「第1 企業の概況 3 事業の内容」に記載しております。

3 会計処理基準等の変更

(前連結会計年度)

(会計処理の変更)に記載のとおり、当連結会計年度より法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律平成19年3月30日 法律第6号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号))に伴い、平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産については、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。これにより、営業費用が百貨店業において142百万円、小売・専門店業において76百万円それぞれ増加し、営業利益が同額減少しております。

所在地別セグメント情報

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	日本 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業利益					
売上高					
(1)外部顧客に対する売上高	714,323	71,515	785,839	-	785,839
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	660	280	940	(940)	-
計	714,983	71,795	786,779	(940)	785,839
営業費用	684,501	68,695	753,197	(775)	752,421
営業利益	30,482	3,100	33,582	(165)	33,417
資産	431,159	39,148	470,307	(3,765)	466,542

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区域に属する主な国又は地域
その他.....中国、シンガポール、タイ、マレーシア

3 会計処理基準等の変更

(前連結会計年度)

(会計処理の変更)に記載のとおり、当連結会計年度より法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律平成19年3月30日 法律第6号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号))に伴い、平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産については、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。これにより、日本について、営業費用が219百万円増加し、営業利益が同額減少しております。

海外売上高

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

海外売上高が、連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

関連当事者との取引

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	924.16円
1株当たり当期純利益金額	62.49円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	62.41円

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり当期純利益金額	
当期純利益(百万円)	13,760
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	13,760
普通株式の期中平均株式数(千株)	220,217
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	
普通株式増加数(千株)	272
(うち新株予約権)(千株)	(272)

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

(株式移転による共同持株会社の設立)

平成19年11月20日開催の臨時株主総会において、当社及び株式会社三越が共同して株式移転により完全親会社「株式会社三越伊勢丹ホールディングス」を設立することが承認可決され、平成20年4月1日付で同社が設立され、当社は同社の完全子会社となりました。

名称 株式会社三越伊勢丹ホールディングス

住所 東京都中央区銀座四丁目6番16号

代表者の氏名 代表取締役会長執行役員兼最高経営責任者(CEO) 武藤 信一

資本金 50,000百万円

事業の内容 百貨店業等の事業を行う子会社及びグループ会社の経営計画・管理並びにそれに付帯又は関連する業務

株式移転を 両社の持つ経営資源、ノウハウの有効活用により、企業価値を向上させる
行った主な理由 経営統合を行うため

株式移転日 平成20年4月1日

[前へ](#) [次へ](#)

連結附属明細表

社債明細表

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
株伊勢丹	第3回無担保社債	平成9年 11月28日	20,000 (20,000)	-	2.825	なし	平成19年 11月28日
株伊勢丹	第8回無担保社債	平成15年 8月15日	10,000	10,000 (10,000)	0.67	なし	平成20年 8月15日
合計			30,000 (20,000)	10,000 (10,000)			

(注) 1 1年内償還予定額を()内に内数で記載しております。

2 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額は次のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
10,000	-	-	-	-

借入金等明細表

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	24,426	20,713	1.8	-
1年以内に返済予定の長期借入金	3,059	3,000	1.4	-
長期借入金(1年以内に返済予定 のものを除く。)	3,000	11,000	1.2	平成21年11月5日～ 平成21年11月13日
その他の有利子負債	-	9,000	-	-
合計	30,485	43,713	-	-

(注) 1 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおり
であります。なお、返済予定額は約定により返済が予定されているもののみを記載しております。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	11,000	-	-	-

[前へ](#) [次へ](#)

2 財務諸表

貸借対照表

区分	注記 番号	前事業年度 (平成20年3月31日)		当事業年度 (平成21年3月31日)			
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)		
(資産の部)							
流動資産							
1 現金及び預金			7,460		6,821		
2 受取手形			223		278		
3 売掛金	1		33,974		28,927		
4 商品			20,864		18,895		
5 貯蔵品			88		126		
6 前渡金			44		60		
7 前払費用			1,109		944		
8 繰延税金資産			4,204		3,232		
9 関係会社短期貸付金	3		16,299		54,555		
10 未収入金			4,142		4,040		
11 その他			5,108		3,196		
貸倒引当金			732		265		
流動資産合計			92,787	28.3	120,814	36.7	
固定資産							
1 有形固定資産							
(1) 建物		156,468		152,404			
減価償却累計額		89,376	67,092	92,464	59,939		
(2) 構築物		1,261		1,313			
減価償却累計額		758	502	805	507		
(3) 車両及び運搬具		38		33			
減価償却累計額		36	1	32	1		
(4) 器具及び備品		18,753		19,162			
減価償却累計額		12,782	5,970	13,838	5,323		
(5) 土地			38,135		38,135		
(6) リース資産		-		24			
減価償却累計額		-	-	2	21		
(7) 建設仮勘定			258		122		
有形固定資産合計			111,960	34.1	104,051	31.6	

区分	注記 番号	前事業年度 (平成20年3月31日)		当事業年度 (平成21年3月31日)		
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	
2 無形固定資産						
(1) 借地権			953		953	
(2) 商標権			0		0	
(3) ソフトウェア			6,279		164	
(4) 電話加入権			24		24	
(5) その他			2		1	
無形固定資産合計			7,260	2.2	1,143	0.4
3 投資その他の資産						
(1) 投資有価証券			35,559		23,731	
(2) 関係会社株式			16,946		14,966	
(3) 出資金			7		7	
(4) 関係会社出資金			1,560		2,097	
(5) 長期貸付金			7		5	
(6) 長期前払費用			4,636		4,491	
(7) 前払年金費用			6,509		5,922	
(8) 投資不動産		29,826		28,914		
減価償却累計額		6,538	23,287	6,339	22,575	
(9) 差入敷金保証金			27,639		26,150	
(10) 繰延税金資産			-		1,854	
(11) その他			200		1,031	
貸倒引当金			10		5	
投資その他の資産合計			116,344	35.4	102,828	31.3
固定資産合計			235,565	71.7	208,022	63.3
資産合計			328,353	100.0	328,837	100.0

区分	注記 番号	前事業年度 (平成20年3月31日)		当事業年度 (平成21年3月31日)			
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)		
(負債の部)							
流動負債							
1 買掛金		39,467		33,882			
2 1年内償還予定社債		10,000		-			
3 短期借入金	3	5,300		42,100			
4 関係会社短期借入金		30,890		29,167			
5 コマーシャル・ ペーパー		9,000		30,000			
6 リース債務		-		4			
7 未払金		7,760		5,493			
8 未払費用		14,941		7,186			
9 未払法人税等		2,757		1,190			
10 前受金		34		54			
11 商品券		13,383		12,797			
12 預り金		1,074		2,562			
13 前受収益		340		306			
14 賞与引当金		-		3,716			
15 役員賞与引当金		103		19			
16 商品券回収損引当金		1,840		2,068			
17 その他		247		116			
流動負債合計		137,143	41.8	170,667		51.9	
固定負債							
1 長期借入金		11,000		-			
2 リース債務		-		17			
3 繰延税金負債		1,468		-			
4 退職給付引当金		14,016		13,124			
5 役員退職慰労金引当金		694		-			
6 その他		4,739		4,847			
固定負債合計		31,918	9.7	17,990		5.5	
負債合計		169,061	51.5	188,657		57.4	

区分	注記 番号	前事業年度 (平成20年3月31日)		当事業年度 (平成21年3月31日)		
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	
(純資産の部)						
株主資本						
1 資本金			36,763		36,763	
2 資本剰余金						
(1) 資本準備金		43,343		43,343		
資本剰余金合計			43,343		43,343	
3 利益剰余金						
(1) 利益準備金		5,057		5,057		
(2) その他利益剰余金						
圧縮積立金		8,000		6,668		
圧縮特別勘定積立金		129		-		
別途積立金		15,696		15,696		
繰越利益剰余金		43,994		30,608		
利益剰余金合計			72,877		58,031	
4 自己株式			1		-	
株主資本合計			152,982	46.6	138,138	42.0
評価・換算差額等						
1 その他有価証券評価差額金			5,661		2,040	
2 繰延ヘッジ損益			1		0	
評価・換算差額等合計			5,660	1.7	2,041	0.6
新株予約権			648	0.2	-	-
純資産合計			159,291	48.5	140,179	42.6
負債及び純資産合計			328,353	100.0	328,837	100.0

[前へ](#) [次へ](#)

損益計算書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)			当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)		
		金額 (百万円)		百分比 (%)	金額 (百万円)		百分比 (%)
売上高			462,059	100.0		432,477	100.0
売上原価	1						
1 商品期首たな卸高		20,147			20,864		
2 当期商品仕入高		334,745			313,179		
合計		354,892			334,043		
3 他勘定振替高	2	-			1,103		
4 商品期末たな卸高		20,864	334,027	72.3	18,895	314,045	72.6
売上総利益			128,032	27.7		118,431	27.4
その他の営業収入			5,896	1.3		1,954	0.4
営業総利益			133,929	29.0		120,386	27.8
販売費及び一般管理費							
1 宣伝費		7,573			7,053		
2 役員報酬		687			265		
3 給料手当		26,779			25,846		
4 賞与金		8,571			5,739		
5 役員賞与引当金繰入額		103			19		
6 福利費		5,306			5,102		
7 退職給付費用		206			2,461		
8 役員退職慰労金引当金繰入額		114			35		
9 減価償却費		7,705			6,658		
10 修理費		5,434			4,570		
11 外部委託作業費		17,593			16,741		
12 地代家賃		8,065			8,136		
13 手数料		8,636			8,188		
14 その他		13,887	110,667	24.0	14,868	105,688	24.4
営業利益			23,261	5.0		14,697	3.4
営業外収益							
1 受取利息		572			623		
2 受取配当金	3	3,421			13,105		
3 受入家賃	3	3,760			3,718		
4 固定資産受贈益		1,030			367		
5 未回収商品券受入益		1,249			1,160		
6 その他		726	10,762	2.3	501	19,477	4.5

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)			当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)		
		金額 (百万円)		百分比 (%)	金額 (百万円)		百分比 (%)
営業外費用							
1 支払利息		681			975		
2 社債利息		440			25		
3 支払家賃		714			437		
4 固定資産除却損		1,760			1,099		
5 商品券回収損引当金繰入額		1,006			976		
6 投資不動産償却		1,360			966		
7 経営管理料	3	-			727		
8 その他		2,148	8,112	1.7	1,315	6,522	1.5
経常利益			25,912	5.6		27,652	6.4
特別利益							
1 固定資産売却益	4	272			1,056		
2 関係会社株式売却益		-			267		
3 関係会社貸倒引当金戻入益		20			26		
4 新株予約権戻入益		-	292	0.1	648	1,997	0.5
特別損失							
1 固定資産減損損失	5	-			3,540		
2 投資有価証券評価損		621			6,436		
3 関係会社整理損		412			248		
4 関係会社事業売却損	6	6,203			-		
5 関係会社株式評価損		-			954		
6 関係会社株式売却損		342			0		
7 関係会社出資金評価損		55			923		
8 関係会社貸倒引当金繰入額		10			1,910		
9 構造改革損失	5,7	-			1,701		
10 たな卸資産評価損	1	-			1,103		
11 過年度商品券回収損引当金繰入額		1,635			-		
12 環境関連対策費		444	9,724	2.1	332	17,150	4.0
税引前当期純利益			16,479	3.6		12,499	2.9
法人税、住民税 及び事業税		5,053			3,366		
法人税等調整額		95	4,957	1.1	1,139	2,226	0.5
当期純利益			11,522	2.5		10,272	2.4

[前へ](#) [次へ](#)

株主資本等変動計算書

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	株主資本										自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金				利益剰余 金合計			
		資本 準備金	資本 剰余金 合計		その他利益剰余金							
					圧縮 積立金	圧縮特別 勘定積立 金	別途 積立金	繰越利益 剰余金				
平成19年3月31日残高(百万円)	36,600	43,180	43,180	5,057	8,384	-	15,696	44,908	74,046	9,598	144,229	
事業年度中の変動額												
新株の発行	162	162	162								325	
圧縮積立金の取崩					383			383			-	
圧縮特別勘定積立金の積立						129		129			-	
剰余金の配当								3,081	3,081		3,081	
当期純利益								11,522	11,522		11,522	
自己株式の取得										12	12	
自己株式の消却								9,609	9,609	9,609	-	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)												
事業年度中の変動額合計 (百万円)	162	162	162	-	383	129	-	914	1,168	9,596	8,753	
平成20年3月31日残高(百万円)	36,763	43,343	43,343	5,057	8,000	129	15,696	43,994	72,877	1	152,982	

	評価・換算差額等			新株 予約権	純資産 合計
	その他 有価証券 評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	評価・ 換算差額 等合計		
平成19年3月31日残高(百万円)	12,192	19	12,212	318	156,760
事業年度中の変動額					
新株の発行					325
圧縮積立金の取崩					-
圧縮特別勘定積立金の積立					-
剰余金の配当					3,081
当期純利益					11,522
自己株式の取得					12
自己株式の消却					-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	6,531	21	6,552	329	6,222
事業年度中の変動額合計 (百万円)	6,531	21	6,552	329	2,530
平成20年3月31日残高(百万円)	5,661	1	5,660	648	159,291

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

	株主資本											自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金				利益剰余金合計			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金							
						圧縮積立金	圧縮特別勘定積立金	別途積立金	繰越利益剰余金				
平成20年3月31日残高(百万円)	36,763	43,343	-	43,343	5,057	8,000	129	15,696	43,994	72,877	1	152,982	
事業年度中の変動額													
圧縮積立金の積立						129				129		129	
圧縮積立金の取崩						1,461			1,461				
圧縮特別勘定積立金の取崩							129			129		129	
剰余金の配当									9,484	9,484		9,484	
当期純利益									10,272	10,272		10,272	
自己株式の処分			0	0							1	2	
分割型の会社分割による減少			0	0					15,634	15,634		15,635	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)													
事業年度中の変動額合計(百万円)	-	-	-	-	-	1,331	129	-	13,385	14,846	1	14,844	
平成21年3月31日残高(百万円)	36,763	43,343	-	43,343	5,057	6,668	-	15,696	30,608	58,031	-	138,138	

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	其他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
平成20年3月31日残高(百万円)	5,661	1	5,660	648	159,291
事業年度中の変動額					
圧縮積立金の積立					129
圧縮積立金の取崩					-
圧縮特別勘定積立金の取崩					129
剰余金の配当					9,484
当期純利益					10,272
自己株式の処分					2
分割型の会社分割による減少					15,635
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	3,621	2	3,619	648	4,267
事業年度中の変動額合計(百万円)	3,621	2	3,619	648	19,111
平成21年3月31日残高(百万円)	2,040	0	2,041	-	140,179

[前へ](#) [次へ](#)

キャッシュ・フロー計算書

区分	注記 番号	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
		金額(百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益		12,499
減価償却費		7,717
固定資産減損損失		3,540
構造改革損失		1,701
貸倒引当金の増減額		470
退職給付引当金の増減額		303
受取利息及び受取配当金		13,729
支払利息		1,001
有形固定資産売却損益		1,054
有形固定資産除却損		1,099
投資有価証券評価損		6,444
関係会社整理損		248
関係会社株式売却損益		266
関係会社株式評価損		954
関係会社出資金評価損		923
売上債権の増減額		4,933
たな卸資産の増減額		1,930
仕入債務の増減額		5,585
その他		2,091
小計		23,675
利息及び配当金の受取額		13,478
利息の支払額		1,031
法人税等の支払額		5,656
営業活動によるキャッシュ・フロー		30,465

		当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券・投資有価証券の取得による 支出		1
有価証券・投資有価証券の売却等による 収入		28
関係会社株式の取得による支出		7,767
関係会社株式の売却等による収入		350
有形・無形固定資産の取得による支出		9,341
有形・無形固定資産の売却による収入		732
貸付による支出		18,185
差入敷金保証金の差入による支出		661
差入敷金保証金の回収による収入		1,877
その他		654
投資活動によるキャッシュ・フロー		33,622
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額		24,077
コマーシャルペーパーの増減額		21,000
社債の償還による支出		10,000
配当金の支払額		9,486
その他		2
財務活動によるキャッシュ・フロー		25,587
現金及び現金同等物の増減額		22,430
現金及び現金同等物の期首残高		12,947
現金及び現金同等物の期末残高		35,378

重要な会計方針

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>(2) デリバティブ 時価法</p> <p>(3) たな卸資産 商品 売価還元法による原価法 貯蔵品 先入先出法による原価法</p>	<p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券 同左</p> <p>(2) デリバティブ 同左</p> <p>(3) たな卸資産 商品 売価還元法による原価法 (収益性の低下による簿価 切下げの方法) 貯蔵品 先入先出法による原価法 (収益性の低下による簿価 切下げの方法)</p>
<p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 建物 定額法 その他の有形固定資産 定率法</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法 ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内 における利用可能期間(5年以内)に基づく定額法を 採用しております。</p> <p>(4) 投資不動産 その他 定率法 建物 定額法</p>	<p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 同左</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 同左</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリー ス資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額 法によっております。</p> <p>(4) 投資不動産 同左</p>
<p>3 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 期末現在に有する債権の貸倒れによる損失に備える ため、一般債権については貸倒実績率による計算 額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別 に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上し ております。</p>	<p>3 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p>

前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(3年)による定額法により発生時から費用処理をしております。 また、数理計算上の差異は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により発生年度の翌事業年度から費用処理しております。</p>	<p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。 また、数理計算上の差異は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により発生年度の翌事業年度から費用処理しております。</p>
<p>(3) 役員退職慰労金引当金 取締役、監査役及び執行役員の退任時の退職慰労金の支払に備えるため、会社規程に基づく期末要支給額を計上しております。</p> <p>(5) 役員賞与引当金 取締役に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う額を計上しております。</p> <p>(6) 商品券回収損引当金 商品券等が負債計上中止後に回収された場合に発生する損失に備えるため、過去の実績に基づく将来の回収見込額を計上しております。</p>	<p>(4) 賞与引当金 執行役員、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う額を計上しております。</p> <p>(5) 役員賞与引当金 同左</p> <p>(6) 商品券回収損引当金 同左</p>
<p>4 リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	
<p>5 ヘッジ会計の方法</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については振当処理を採用しております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 為替予約取引、為替変動・金利変動リスクを回避するためのスワップ取引及びオプション取引 ヘッジ対象 外貨建営業債務</p> <p>(3) ヘッジ方針 当社のリスク管理方針に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジすることとしております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ手段及びヘッジ対象について、毎決算期末(中間期末を含む)に個別取引毎のヘッジ効果を検証し、ヘッジ対象の資産または負債とヘッジ手段について元本、利率、期間等の重要な条件が同一の場合には、本検証を省略することとしております。</p>	<p>5 ヘッジ会計の方法</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 同左 ヘッジ対象 同左</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 同左</p>

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	6 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引出可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。
7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理方法 同左

(会計処理の変更)

前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<p>(商品券回収損引当金に関する会計基準)</p> <p>従来、未回収の商品券等について、債務履行の可能性を考慮して一定の期間が経過したときには、負債計上を中止して、その発行価額を営業外収益に計上してまいりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号 平成19年4月13日)が公表されたのを受け、当事業年度より、当該商品券等が負債計上中止後に回収された場合に発生する損失に備えるため、過去の実績に基づく将来の回収見込額を引当金として計上することとしました。</p> <p>この変更により、当事業年度の引当金繰入額1,006百万円は営業外費用に、過年度の引当金繰入相当額1,635百万円は特別損失に計上しております。</p> <p>これにより従来の方法によった場合と比べ、経常利益は205百万円減少し、税引前当期純利益は1,840百万円減少しております。</p>	
<p>(減価償却資産の償却方法に関する会計基準)</p> <p>当事業年度より、法人税法の改正(「所得税法等の一部を改正する法律」(平成19年3月30日 法律第6号)及び「法人税法施行令の一部を改正する政令」(平成19年3月30日 政令第83号))に伴い、平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産については、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。</p> <p>これにより、営業利益は120百万円、経常利益及び税引前当期純利益は131百万円それぞれ減少しております。</p>	
	<p>(棚卸資産の評価に関する会計基準)</p> <p>当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号)を適用しております。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合に比べて、売上総利益、営業利益及び経常利益が248百万円、税引前当期純利益が1,351百万円減少しております。</p>
	<p>(リース取引に関する会計基準等)</p> <p>当事業年度から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号)を適用しております。</p> <p>この結果、損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、リース取引開始日が会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p>

(表示方法の変更)

前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
(貸借対照表関係) 「未収入金」は資産総額の100分の1を超えたため、当事業年度より区分掲記することとしました。 なお、前事業年度は流動資産の「その他」に3,147百万円含まれております。	

(追加情報)

前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
(減価償却資産の償却方法に関する会計基準) 当事業年度より、平成19年 3月31日以前に取得した減価償却資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。 これにより、営業利益は186百万円、経常利益及び税引前当期純利益は188百万円それぞれ減少しております。	
	(役員退職慰労金引当金) 当事業年度において、取締役、監査役及び執行役員に関する退職慰労金制度を廃止しました。これに伴い、「役員退職慰労金引当金」を取崩し、当事業年度末における未払額322百万円については、固定負債の「その他」に含めております。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)																								
<p>1 関係会社に対する資産・負債 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>売掛金</td> <td>25,698百万円</td> </tr> <tr> <td>流動資産</td> <td>5,796</td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td>7,426</td> </tr> </table>	売掛金	25,698百万円	流動資産	5,796	流動負債	7,426	<p>1 関係会社に対する資産・負債 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>売掛金</td> <td>21,460百万円</td> </tr> <tr> <td>流動資産</td> <td>3,997</td> </tr> <tr> <td>未払金</td> <td>3,601</td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td>3,739</td> </tr> </table>	売掛金	21,460百万円	流動資産	3,997	未払金	3,601	流動負債	3,739										
売掛金	25,698百万円																								
流動資産	5,796																								
流動負債	7,426																								
売掛金	21,460百万円																								
流動資産	3,997																								
未払金	3,601																								
流動負債	3,739																								
<p>2 偶発債務</p> <p>(1) 債務保証 下記の各社の金融機関よりの借入金に対して次の債務保証を行っております。</p> <table> <tr> <td>㈱岩田屋</td> <td>12,750百万円</td> </tr> <tr> <td>成都伊勢丹百貨有限公司</td> <td>442</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>13,192百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 経営指導念書 関係会社の借入等に対する念書568百万円があります。その内訳は、㈱静岡伊勢丹300百万円、イセタン(タイランド)Co., Ltd.268百万円であります。</p>	㈱岩田屋	12,750百万円	成都伊勢丹百貨有限公司	442	合計	13,192百万円	<p>2 偶発債務</p> <p>(1) 債務保証 下記の各社の金融機関よりの借入金に対して次の債務保証を行っております。</p> <table> <tr> <td>㈱岩田屋</td> <td>9,600百万円</td> </tr> <tr> <td>瀋陽伊勢丹百貨有限公司</td> <td>287</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>9,887百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 経営指導念書 関係会社の借入等に対する念書248百万円があります。その内訳は、イセタン(タイランド)Co., Ltd.248百万円あります。</p> <p>(3) その他 平成21年5月12日開催の親会社の取締役会において、吉祥寺店の営業終了を決議いたしました。当事業年度において特別損失として減損損失1,701百万円を計上しております。今後、営業終了に関連する損失等が発生する可能性があります。損失金額を現時点で見積る事は困難であるため、引当金の計上は行っておりません。合理的に見積可能となった時点で費用計上いたします。</p>	㈱岩田屋	9,600百万円	瀋陽伊勢丹百貨有限公司	287	合計	9,887百万円												
㈱岩田屋	12,750百万円																								
成都伊勢丹百貨有限公司	442																								
合計	13,192百万円																								
㈱岩田屋	9,600百万円																								
瀋陽伊勢丹百貨有限公司	287																								
合計	9,887百万円																								
<p>3 貸出コミットメント</p> <p>(1) 貸手側 当社は、関係会社との間に極度貸付契約を締結しております。当事業年度末における極度貸付契約に係る貸出未実行残高は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>極度貸付契約の総額</td> <td>33,955 百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出実行残高</td> <td>15,812</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>18,142 百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 借手側 当社は、運転資金の効率的な調達を行なうため取引銀行6行と貸出コミットメント契約を締結しております。当事業年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>特定融資枠契約の総額</td> <td>30,000 百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>30,000 百万円</td> </tr> </table>	極度貸付契約の総額	33,955 百万円	貸出実行残高	15,812	差引額	18,142 百万円	特定融資枠契約の総額	30,000 百万円	借入実行残高	-	差引額	30,000 百万円	<p>3 貸出コミットメント</p> <p>(1) 貸手側 当社は、関係会社との間に極度貸付契約を締結しております。当事業年度末における極度貸付契約に係る貸出未実行残高は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>極度貸付契約の総額</td> <td>99,230 百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出実行残高</td> <td>54,555</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>44,674 百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 借手側 当社は、運転資金の効率的な調達を行なうため取引銀行5行と貸出コミットメント契約を締結しております。当事業年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>特定融資枠契約の総額</td> <td>30,000 百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>6,000</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>24,000 百万円</td> </tr> </table>	極度貸付契約の総額	99,230 百万円	貸出実行残高	54,555	差引額	44,674 百万円	特定融資枠契約の総額	30,000 百万円	借入実行残高	6,000	差引額	24,000 百万円
極度貸付契約の総額	33,955 百万円																								
貸出実行残高	15,812																								
差引額	18,142 百万円																								
特定融資枠契約の総額	30,000 百万円																								
借入実行残高	-																								
差引額	30,000 百万円																								
極度貸付契約の総額	99,230 百万円																								
貸出実行残高	54,555																								
差引額	44,674 百万円																								
特定融資枠契約の総額	30,000 百万円																								
借入実行残高	6,000																								
差引額	24,000 百万円																								

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)																
	1 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切り下げ額 売上原価 248百万円 特別損失 1,103																
	2 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切り下げ額 「棚卸資産の評価に関する会計基準」 (企業会計基準委員会 平成18年 7月 5日 企業会計基準第 9号)適用初年度に発生する期首時点における簿価切り下げ額の特別損失への振替であります。																
3 関係会社との取引 主なものは次のとおりであります。 受入家賃 2,104百万円 受取配当金 2,824	3 関係会社との取引 主なものは次のとおりであります。 受取配当金 12,537百万円 経営管理料 727																
4 社有土地及び建物を売却したものであります。	4 社有土地及び建物を売却したものであります。																
	5 当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。 <table border="1" data-bbox="810 929 1369 1167"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>吉祥寺店 (東京都武蔵野市)</td> <td>店舗等</td> <td>建物 その他</td> <td>1,701</td> </tr> <tr> <td>松戸店 (千葉県松戸市)</td> <td>店舗等</td> <td>建物</td> <td>2,066</td> </tr> <tr> <td>府中店 (東京都府中市)</td> <td>店舗等</td> <td>建物</td> <td>1,473</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としてグルーピングしております。営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、固定資産減損損失(3,540百万円)、構造改革損失(1,701百万円)として計上しました。</p> <p>減損損失の内訳</p> <p>吉祥寺店 1,701(内、建物1,518、その他183)百万円 松戸店 2,066(内、建物2,066)百万円 府中店 1,473(内、建物1,473)百万円</p> <p>なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価基準に基づいた不動産鑑定士からの評価額を基準としております。</p>	場所	用途	種類	減損損失 (百万円)	吉祥寺店 (東京都武蔵野市)	店舗等	建物 その他	1,701	松戸店 (千葉県松戸市)	店舗等	建物	2,066	府中店 (東京都府中市)	店舗等	建物	1,473
場所	用途	種類	減損損失 (百万円)														
吉祥寺店 (東京都武蔵野市)	店舗等	建物 その他	1,701														
松戸店 (千葉県松戸市)	店舗等	建物	2,066														
府中店 (東京都府中市)	店舗等	建物	1,473														

前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)								
<p>6 当社が保有する㈱小倉伊勢丹の全株式を譲渡したことに伴い、事業売却に伴う損失として計上したものであります。</p> <p>そのうち以下の資産グループについて計上した減損損失が含まれております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福岡県北九州市</td> <td>賃貸用 不動産</td> <td>投資 不動産</td> <td>2,911</td> </tr> </tbody> </table> <p>賃貸用不動産について、個々の物件を単位としてグループ핑してあります。</p> <p>賃貸料の低下に伴い、収益性が著しく低下した資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、「関係会社事業売却損」に含めて、固定資産減損損失(2,911百万円)を計上しました。</p> <p>減損損失の内訳</p> <p>賃貸用不動産2,911(内、投資不動産2,911)百万円なお、賃貸用不動産については、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを6%割り引いて算定しております。</p>	場所	用途	種類	減損損失 (百万円)	福岡県北九州市	賃貸用 不動産	投資 不動産	2,911	<p>7 営業終了店舗に係る減損損失を計上したものであります。</p>
場所	用途	種類	減損損失 (百万円)						
福岡県北九州市	賃貸用 不動産	投資 不動産	2,911						

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	5,080,342	7,648	5,086,622	1,368

(注) 増加は単元未満株の買取りによるものであり、減少は、消却によるものであります。

当事業年度(自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	220,356,581	-	-	220,356,581

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,368	-	1,368	-

(注) 減少は、株式移転によるものであります。

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(百万円)
			前事業年度末	増加	減少	当事業年度末	
(株)伊勢丹	平成14年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	325,200	-	325,200	-	-
(株)伊勢丹	平成15年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	108,900	-	108,900	-	-
(株)伊勢丹	平成16年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	384,200	-	384,200	-	-
(株)伊勢丹	平成17年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	644,900	-	644,900	-	-
(株)伊勢丹	平成18年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	639,600	-	639,600	-	-
(株)伊勢丹	平成19年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	359,000	-	359,000	-	-
合計			2,461,800	-	2,461,800	-	-

(注) 1. 減少は、株式引受権及び新株予約権の親会社への承継によるものであります。

2. 新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

4. 剰余金の配当に関する事項

剰余金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月20日 定時株主総会	普通株式	1,983	9.00	平成20年3月31日	平成20年6月23日
平成21年3月27日 取締役会	普通株式	7,500	34.04	-	平成21年3月30日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金勘定	6,821百万円
短期貸付金	28,556
現金及び現金同等物の期末残高	35,378百万円

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																																												
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引（借手側）</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 相当額 (百万円)</th> <th>減価償却 累計額 相当額 (百万円)</th> <th>期末残高 相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>器具及び備品</td> <td>3,109</td> <td>1,395</td> <td>1,714</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2,958</td> <td>1,877</td> <td>1,081</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>6,068</td> <td>3,272</td> <td>2,795</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>1,206百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>1,588</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,795百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(3) 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>1,243百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>1,243</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により算定しております。</p> <p>2 オペレーティング・リース取引 (借手側)</p> <table> <tr> <td>未経過リース料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1年内</td> <td>466百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>3,029</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,495百万円</td> </tr> </table> <p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はないため、項目等の記載は省略しております。</p>		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)	器具及び備品	3,109	1,395	1,714	その他	2,958	1,877	1,081	合計	6,068	3,272	2,795	1年内	1,206百万円	1年超	1,588	合計	2,795百万円	支払リース料	1,243百万円	減価償却費相当額	1,243	未経過リース料		1年内	466百万円	1年超	3,029	合計	3,495百万円	<p>1 ファイナンス・リース取引（借手側） 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>リース資産の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有形固定資産 <p>主として、事務機器（器具及び備品）であります。</p> <p>リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「2．固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p> <p>なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は以下のとおりであります。</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 相当額 (百万円)</th> <th>減価償却 累計額 相当額 (百万円)</th> <th>期末残高 相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>器具及び備品</td> <td>170</td> <td>79</td> <td>91</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 同左</p> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>25百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>66</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>91百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 同左</p> <p>(3) 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>30百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>30</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>2 オペレーティング・リース取引 (借手側)</p> <table> <tr> <td>未経過リース料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1年内</td> <td>432百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>2,342</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,774百万円</td> </tr> </table> <p>(減損損失について) 同左</p>		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)	器具及び備品	170	79	91	1年内	25百万円	1年超	66	合計	91百万円	支払リース料	30百万円	減価償却費相当額	30	未経過リース料		1年内	432百万円	1年超	2,342	合計	2,774百万円
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)																																																										
器具及び備品	3,109	1,395	1,714																																																										
その他	2,958	1,877	1,081																																																										
合計	6,068	3,272	2,795																																																										
1年内	1,206百万円																																																												
1年超	1,588																																																												
合計	2,795百万円																																																												
支払リース料	1,243百万円																																																												
減価償却費相当額	1,243																																																												
未経過リース料																																																													
1年内	466百万円																																																												
1年超	3,029																																																												
合計	3,495百万円																																																												
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)																																																										
器具及び備品	170	79	91																																																										
1年内	25百万円																																																												
1年超	66																																																												
合計	91百万円																																																												
支払リース料	30百万円																																																												
減価償却費相当額	30																																																												
未経過リース料																																																													
1年内	432百万円																																																												
1年超	2,342																																																												
合計	2,774百万円																																																												

[前へ](#) [次へ](#)

(有価証券関係)

前事業年度(平成20年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	8,406	13,705	5,298
計	8,406	13,705	5,298

当事業年度(平成21年3月31日現在)

1 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	8,416	10,253	1,837
計	8,416	10,253	1,837

2 その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
株式	14,840	18,665	3,824
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	14,840	18,665	3,824
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
株式	4,821	4,050	771
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	4,821	4,050	771
合計	19,662	22,716	3,053

(注) 当事業年度において、有価証券について6,436百万円(その他有価証券で時価のある株式6,383百万円、時価のない株式52百万円)減損処理を行っております。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
26	-	0

4 時価評価されていない主な有価証券の内容

	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式等	1,015

(デリバティブ取引関係)

1 取引の状況に関する事項

当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>(1) 取引の内容、取組方針、利用目的 当社は、主に通常の業務遂行上必要な範囲内で、相場変動リスクを回避する目的にデリバティブ取引を利用する方針であります。 通貨関連では、外貨建債務に係る為替リスクを回避する目的で、為替予約取引、通貨スワップ取引及び通貨オプション等を利用しております。 また、金利関連では、変動金利支払の借入金について、将来の金利リスクを回避する目的で、金利スワップ取引を利用しております。</p> <p>(2) 取引に係るリスクの内容 当社が利用しているデリバティブ取引も、為替相場の変動によるリスクや市場金利の変動によるリスクを有しております。 なお、当社のデリバティブ取引の契約先は、いずれも信用度の高い金融機関であるため、相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないものと認識しております。</p> <p>(3) 取引に係るリスク管理体制 外貨建営業債務に係る為替予約取引及び通貨スワップ取引等については当社MD(マーチャンダイジング)統括部等で、また、借入金に係る金利スワップ取引等については当社経理部等で取引を実行するとともに取引の残高状況を把握し管理しております。 なお、重要なデリバティブ取引は社内規程により定められた決議機関の承認を得て行っております。</p>

2 取引の時価等に関する事項

(1) 通貨関連

当事業年度において、ヘッジ会計が適用されているため、記載を省略しております。

(2) 金利関連

当事業年度において、ヘッジ会計が適用されているため、記載を省略しております。

(退職給付関係)

当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
1 採用している退職給付制度の概要	
当社は、確定給付型制度として、キャッシュバランスプラン型年金制度、退職一時金制度及び確定拠出年金制度等を設けております。	
2 退職給付債務に関する事項(平成21年3月31日)	
イ 退職給付債務	24,661 百万円
ロ 年金資産	12,890
ハ 未積立退職給付債務 (イ+ロ)	11,770
ニ 未認識数理計算上の差異	4,567
ホ 貸借対照表計上額純額 (ハ+ニ)	7,202
ヘ 前払年金費用	5,922
ト 退職給付引当金(ホ-ヘ)	13,124
3 退職給付費用に関する事項(自平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
イ 勤務費用	982 百万円
ロ 利息費用	643
ハ 期待運用収益	571
ニ 数理計算上の差異費用処理額	686
ホ 確定拠出型年金制度への掛金 払込額	684
ヘ その他	34
ト 退職給付費用 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	2,461
4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項	
イ 退職給付見込額の 期間配分方法	期間定額基準
ロ 割引率	2.50%
ハ 期待運用収益率	3.50%
ニ 数理計算上の差異の 処理年数	10年
	発生時の平均残存勤務期 間内の一定の年数による 定額法により発生年度の 翌事業年度から費用処理 しております。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (繰延税金資産)	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (繰延税金資産)
賞与引当金 2,899百万円	賞与引当金 1,729百万円
退職給付引当金 3,055	退職給付引当金 3,059
減価償却費 4,382	減価償却費 4,291
関係会社株式評価損 7,423	関係会社株式評価損 8,824
固定資産減損損失 1,064	固定資産減損損失 1,064
未払事業税 268	未払事業税 288
その他 2,469	その他 4,090
繰延税金資産小計 21,562百万円	繰延税金資産小計 23,347百万円
評価性引当額 10,088	評価性引当額 12,670
繰延税金資産合計 11,474百万円	繰延税金資産合計 10,677百万円
(繰延税金負債)	(繰延税金負債)
固定資産圧縮積立金 5,788	固定資産圧縮積立金 4,576
その他有価証券評価差額金 2,948	その他有価証券評価差額金 1,013
その他 0	その他 0
繰延税金負債合計 8,737百万円	繰延税金負債合計 5,590百万円
繰延税金資産(負債)の純額 2,736百万円	繰延税金資産(負債)の純額 5,087百万円
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率 40.7%	法定実効税率 40.7%
(調整)	(調整)
交際費等永久に損金に算入されない金額 0.4%	交際費等永久に損金に算入されない金額 0.5%
受取配当金等永久に益金に算入されない金額 1.1	受取配当金等永久に益金に算入されない金額 41.2
住民税均等割額 0.1	住民税均等割額 0.2
評価性引当額 10.0	評価性引当額 20.6
その他 0.0	外国税額控除 1.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率 30.1	その他 1.7
	税効果会計適用後の法人税等の負担率 17.8

(企業結合等関係)

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(共通支配下の取引等)

当社情報システム事業の分割

1. 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容

株式会社伊勢丹 情報システム事業(内容:百貨店営業に関する情報システム事業)

(2) 企業結合の法的形式

当社を分割会社、当社の100%子会社である株式会社イセタン・データー・センターを承継会社とする吸収分割であります。

(3) 結合後企業の名称

株式会社イセタン・データー・センター(現 株式会社三越伊勢丹システム・ソリューションズ)

(4) 取引の目的を含む取引の概要

当社の情報システム事業を株式会社イセタン・データー・センターに吸収分割し、当社の情報システム事業・資産を株式会社イセタン・データー・センターに集約するものです。

2. 実施した会計処理の概要

当該会社分割は、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 最終改正平成19年11月15日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

子会社等の経営管理及び営業支援業務の分割

1. 会社分割の目的

HDSでは、平成22年春のシステム統合をスピーディーかつ確実にを行うための体制作りを目的としたシステム子会社再編プロセスを進めております。IMSに係る子会社等の経営管理及び営業支援業務を当社からHDSへ承継し、IMSをHDSの直接子会社としました。

また、HDSでは、ジェイアール大阪三越伊勢丹を運営することを予定しております。当該事業はグループ全体としての重要プロジェクトであることから、本会社分割により、WJRIに係る子会社等の経営管理及び営業支援業務についても当社からHDSへ承継し、HDSがWJRIの直接の株主となることといたしました。

2. 会社分割の要旨

(1) 吸収分割の効力発生日

平成20年10月1日

(2) 分割方式

当社を分割会社とし、HDSを承継会社とする吸収分割です。

(3) 承継により増加する資本金等

該当事項はありません。

(4) 分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していません。

(5) 承継会社が承継する権利義務

HDSは、吸収分割契約の定めにしたがって、効力発生日において当社が本件事業に関して有する関係会社株式を承継します。

3. 分割する事業部門の概要

(1) 分割する部門の事業内容

IMS及びWJRIに係る子会社等の経営管理及び営業支援業務

(2) 分割する資産、負債の項目及び金額

(単位：百万円)			
項目	帳簿価格1	項目	帳簿価格
流動資産	722	純資産	8,812
関係会社株式	8,090		
合計	8,812	合計	8,812

(注) 関係会社株式の内容は、株式会社三越伊勢丹システム・ソリューションズ株式及び株式会社ジェイ
アール西日本伊勢丹株式です。

(関連当事者情報)

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社および法人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	(株)三越伊勢丹 ホールディングス	東京都中央区	50,006	子会社及び グループ会 社の経営計 画・管理並 びにそれに 付帯する業 務	被所有 直接 100%	百貨店業全 般に関わる 営業支援 役員の兼任	経営指導料 の支払 (注1)	2,206		
							会社分割 分割資産	8,090		

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

1. 経営指導料の支払については、(株)三越伊勢丹ホールディングスより提示された料率を基礎として每期交渉の上、決定しております。
2. 取引金額には消費税等を含めておりません。

(2) 子会社および関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	(株)岩田屋	福岡県福岡市 中央区	3,451	百貨店業	所有 直接 51.8	百貨店業全 般に関わる 営業支援 役員の兼任	保証債務 (注1)	9,600		
							保証料の受 取(注2)	23		
							資金貸借 (貸付減)	300	短期貸付金	6,300
							利息の受取	88		
子会社	(株)伊勢丹アイ カード	東京都新宿区	1,100	クレジット ・金融業	所有 直接 100.0	クレジット カード加盟 店契約 役員の兼任	クレジット 手数料の支 払(注4)	4,620	売掛金	21,332
							CMS資金貸借 (貸付増)	19,825	短期貸付金	23,657
子会社	(株)イセタンク ローバーサー クル	東京都新宿区	50	友の会運営	所有 直接 100.0	友の会運営 業務委託	CMS金利の受 取(注3)	119		
							CMS資金貸借 (借入増)	604	短期借入金	20,702
							CMS金利の支 払(注3)	299		

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

1. 保証債務は、金融機関からの借入金に対してのものであります。
2. 一般的な保証料率を参考にして決定しております。
3. CMSによる資金の貸借については、利率を市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、無担保での運用であります。
4. クレジット販売代金の回収については、加盟店契約に基づいており、回収に係るクレジット手数料については、一般取引条件を参考に決定しております。
5. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(3) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	(株)三越伊勢丹システム・ソリューションズ	東京都新宿区	90	情報処理サービス業	なし	システム運営委託	会社分割 分割資産 (注1) CMS資金貸借 (借入増) CMS金利の支払 (注2)	6,822 1,663 10	短期借入金	2,048
親会社の子会社	(株)三越	東京都中央区	37,404	百貨店業	なし	役員の兼任	資金貸借 (貸付増) 利息の受取	19,999 17	短期貸付金	19,999

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

1. 会社分割は、当社の情報システム事業・資産を集約したものであります。
2. CMSによる資金の貸借については、利率を市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、無担保での運用であります。
3. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(4) 親会社の役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	畔柳信雄			(株)三菱東京UFJ銀行会長	(被所有) 間接1.38%	資金の借入	資金の借入 (注1) 利息の支払 (注1)	19,810 228	短期借入金	31,110

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

1. 資金の借入及び利息の支払については、取締役畔柳信雄氏が代表権を有する第三者(株)三菱東京UFJ銀行)との取引であり、他の金融機関との取引同様、一般的な借入条件で行っております。なお、資金の借入の取引金額は、当事業年度における借入額であります。
2. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

(株)三越伊勢丹ホールディングス (東京証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	719.94円	1株当たり純資産額	636.15円
1株当たり当期純利益金額	52.32円	1株当たり当期純利益金額	46.62円
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	52.26円	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載をしております。	

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(百万円)	11,522	10,272
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	11,522	10,272
普通株式の期中平均株式数(千株)	220,217	220,356
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
普通株式増加数(千株)	272	-
(うち新株予約権)(千株)	(272)	(-)

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

(株式移転による共同持株会社の設立)

平成19年11月20日開催の臨時株主総会において、当社及び株式会社三越が共同して株式移転により完全親会社「株式会社三越伊勢丹ホールディングス」を設立することが承認可決され、平成20年4月1日付で同社が設立され、当社は同社の完全子会社となりました。

名称	株式会社三越伊勢丹ホールディングス
住所	東京都中央区銀座四丁目6番16号
代表者の氏名	代表取締役会長執行役員兼最高経営責任者(CEO) 武藤 信一
資本金	50,000百万円
事業の内容	百貨店業等の事業を行う子会社及びグループ会社の経営計画・管理並びにそれに付帯又は関連する業務
株式移転を行った主な理由	両社の持つ経営資源、ノウハウの有効活用により、企業価値を向上させる経営統合を行うため
株式移転日	平成20年4月1日

(情報システム事業の会社分割)

当社は、当社の子会社である株式会社イセタン・データ・センターと平成20年2月21日に締結した吸収分割契約書に基づき、情報システム事業を平成20年4月1日付で分割し、これを株式会社イセタン・データ・センターが承継しております。

1. 会社分割の目的

当社と株式会社三越による情報システム子会社統合の第1ステップとして、当社の情報システム事業を株式会社イセタン・データ・センターに吸収分割し、当社の情報システム事業・資産を株式会社イセタン・データ・センターに集約するものです。

2. 分割した事業の内容

百貨店営業に関する情報システム事業

3. 承継会社が承継する権利義務

効力発生日において当社が情報システム事業に関して有する全ての資産、債務及び権利義務

4. 会社分割の方式

当社を分割会社とし、株式会社イセタン・データ・センターを承継会社とする吸収分割であります。なお、会社分割に際して株式の割当交付は行っておりません。

5. 実施した会計処理の概要

当該会社分割は、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 最終改正平成18年12月22日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

移転した事業に係る資産及び負債の帳簿価額

		(単位:百万円)	
項目	帳簿価格	項目	帳簿価格
流動資産	141	純資産	6,822
固定資産	6,680		
合計	6,822	合計	6,822

6. 当該事業年度の損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

当該事業から生じた収益として、「その他の営業収入」に3,606百万円が計上されており、当該収入に直接係わる、システム費・人件費・減価償却費の合計額を差し引いた概算の営業損益は991百万円です。

なお、その他の間接費用が発生しておりますが、分割の対象外であるため含めておりません。

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(会社分割)

当社は、平成21年1月30日の取締役会の決議に基づき、株式会社伊勢丹アイカード、株式会社イセタンクローバーサークル、株式会社伊勢丹ビジネスサポートおよび株式会社伊勢丹キャリアデザインに係る子会社等の経営管理及び営業支援業務（以下「本件事業」）を、親会社である株式会社三越伊勢丹ホールディングス（以下「HDS」）へ承継させる会社分割（以下「本会社分割」）を平成21年4月1日に実施しました。

1. 会社分割の目的

三越伊勢丹グループでは、事業・機能の選択と集中により、経営資源をグループ全体で再配分・最大限活用することで、お客さま満足の向上、生産性の向上を図るべく、グループ体制を構築することを目指しております。

その一環として、システム事業につきましては、三越及び伊勢丹のシステム子会社を統合し、株式会社三越伊勢丹システム・ソリューションズとした上で、平成20年10月1日にHDSの直接子会社としております。

今般、システム事業に続き、カード・保険、友の会、物流、人材サービスの各事業につきましても、各事業に係る子会社の経営管理及び営業支援業務をHDSへ承継し、当該各子会社をHDSの直接子会社とすることといたしました。

2. 会社分割の要旨

(1) 吸収分割の効力発生日

平成21年4月1日

(2) 分割方式

当社を分割会社とし、HDSを承継会社とする吸収分割です。

(3) 承継により増加する資本金等

該当事項はありません。

(4) 分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

(5) 承継会社が承継する権利義務

HDSは、吸収分割契約の定めにしたがって、効力発生日において当社が本件事業に関して有する関係会社株式を承継します。

3. 分割する事業部門の概要

(1) 分割する部門の事業内容

当社のカード・保険子会社、友の会子会社、物流子会社及び人材サービス子会社に係る経営管理及び営業支援業務

(2) 分割する資産、負債の項目及び金額

		(単位：百万円)	
項目	帳簿価格	項目	帳簿価格
関係会社株式	1,326	純資産	1,326
合計	1,326	合計	1,326

(注)関係会社株式の内容は、株式会社伊勢丹アイカード、株式会社イセタンクローバーサークル、株式会社伊勢丹ビジネスサポートおよび株式会社伊勢丹キャリアデザインの株式です。

[前へ](#) [次へ](#)

附属明細表

有価証券明細表

株式

		銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(百万円)
投資有 価証券	その他有 価証券	(株)松屋	2,200,000	3,339
		(株)オンワードホールディングス	5,001,829	3,211
		(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	3,953,596	1,881
		(株)東京スタイル	2,367,400	1,593
		キリンホールディングス(株)	1,245,000	1,297
		清水建設(株)	3,071,000	1,256
		(株)三陽商会	3,923,378	1,228
		大正製薬(株)	550,000	1,005
		(株)ワコールホールディングス	764,935	872
		凸版印刷(株)	1,228,214	821
		東京海上ホールディングス(株)	341,575	818
		ロイヤルホールディングス(株)	681,000	719
		大日本印刷(株)	785,600	706
		東日本旅客鉄道(株)	134,900	692
		西日本旅客鉄道(株)	1,690	527
		ヤマトホールディングス(株)	484,000	448
		ミズノ(株)	1,028,600	415
		日清紡ホールディングス(株)	446,000	413
		三菱倉庫(株)	271,000	258
			その他 35銘柄	8,799,690
計			37,279,407	22,881

その他

種類及び銘柄		投資口数等(口)	貸借対照表計上額(百万円)
投資有価証券	その他有価証券 匿名組合契約出資金	-	849
計		-	849

有形固定資産等明細表

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	156,468	3,622	7,687 (5,050)	152,404	92,464	4,804	59,939
構築物	1,261	81	29 (8)	1,313	805	66	507
車両及び運搬具	38	-	4	33	32	0	1
器具及び備品	18,753	1,436	1,027 (183)	19,162	13,838	1,760	5,323
土地	38,135	-	-	38,135	-	-	38,135
リース資産	-	24	-	24	2	2	21
建設仮勘定	258	6,065	6,202	122	-	-	122
有形固定資産計	214,914	11,231	14,951 (5,241)	211,194	107,143	6,635	104,051
無形固定資産							
借地権	953	-	-	953	-	-	953
商標権	0	-	-	0	0	0	0
ソフトウェア	9,224	107	9,140	191	27	22	164
電話加入権	24	-	-	24	-	-	24
その他	57	-	0 (0)	57	56	1	1
無形固定資産計	10,347	107	9,226	1,228	84	23	1,143
投資その他の資産							
長期前払費用	4,736	694	697	4,734	242	91	4,491
投資不動産	29,826	1,020	1,932	28,914	6,339	966	22,575
投資その他の資産計	34,613	1,715	2,679	33,648	6,581	1,057	27,067

(注) 1 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

2 建物、構築物、器具及び備品の増加のうち、主なものは各店改修工事であります。

3 建物の減少のうち主なものは、各店改修工事に伴うものであります。

4 ソフトウェアの当期減少額は、情報システム事業の分割に伴うものであります。

社債明細表

銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
第8回無担保社債	平成15年 8月15日	10,000		0.67	なし	平成20年 8月15日
合計		10,000				

借入金等明細表

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	36,190	60,267	1.0	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	11,000	1.2	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	4	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	11,000	-	-	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	17	-	平成22年4月～ 平成26年9月
その他の有利子負債 コマーシャルペーパー(1年以内)	9,000	30,000	0.5	-
合計	56,190	101,288	-	-

(注) 1 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各事業年度に配分しているため、記載しておりません。

3 リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内(百万円)
リース債務	4	4	4	4

引当金明細表

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	742	51	487	34	271
賞与引当金	-	6,746	3,030	-	3,716
役員賞与引当金	103	19	103	-	19
商品券回収損引当金	1,840	976	748	-	2,068
退職給付引当金	14,016	738	1,630	-	13,124
役員退職慰労金引当金	694	35	330	399	-

(注) 1 貸倒引当金の当期減少額「その他」は、回収による戻し入れ27百万円及び洗い替えによる戻し入れ6百万円です。

2 役員退職慰労金引当金の当期減少額「その他」は、役員退職慰労金引当金制度の廃止に伴い固定負債の「その他」に振り替えたものであります。

[前へ](#) [次へ](#)

(株式会社三越)

財務諸表

貸借対照表

区分	注記 番号	前事業年度 (平成20年9月30日)		当事業年度 (平成21年3月31日)		
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	
(資産の部)						
流動資産						
1 現金及び預金	1	21,644		17,706		
2 受取手形		402		323		
3 売掛金		30,320		31,395		
4 商品		31,344		30,416		
5 貯蔵品		171		165		
6 前渡金		438		505		
7 前払費用		2,078		1,988		
8 繰延税金資産		16,641		15,617		
9 短期貸付金	2,4	5,528		10,612		
10 その他		8,051		4,203		
11 貸倒引当金		156		222		
流動資産合計		116,464	22.5	112,715	21.5	
固定資産						
1 有形固定資産						
(1) 建物設備		248,223		249,166		
減価償却累計額		149,902	98,320	151,280	97,886	
(2) 構築物		1,582		1,591		
減価償却累計額		1,303	279	1,313	278	
(3) 機械装置		4,779		4,829		
減価償却累計額		3,625	1,153	3,703	1,125	
(4) 車両運搬具		46		41		
減価償却累計額		44	2	37	4	
(5) 器具備品		14,170		14,367		
減価償却累計額		10,561	3,608	10,561	3,806	
(6) 土地			192,633		223,136	
(7) リース資産		205		205		
減価償却累計額		26	179	49	156	
(8) 建設仮勘定			2,510		6,355	
有形固定資産合計		298,688		332,750		
2 無形固定資産						
(1) 借地権			25,471		4,003	
(2) ソフトウェア			1,884		1,792	
(3) その他			475		420	
無形固定資産合計			27,830		6,217	
3 投資その他の資産						
(1) 投資有価証券			9,751		8,826	
(2) 関係会社株式			14,279		14,002	
(3) 出資金			5		5	
(4) 長期貸付金			11,904		11,504	
(5) 関係会社長期貸付金			700			
(6) 破産・更生債権等			35		116	
(7) 長期前払費用			4,591		4,274	
(8) 差入保証金	2		32,664		31,948	
(9) その他	2		1,599		1,613	
(10) 貸倒引当金			670		761	
投資その他の資産合計			74,861		71,530	
固定資産合計			401,380	77.5	410,497	78.5
資産合計			517,845	100.0	523,213	100.0

区分	注記 番号	前事業年度 (平成20年9月30日)		当事業年度 (平成21年3月31日)		
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	
(負債の部)						
流動負債						
1 買掛金	2	37,891		40,972		
2 短期借入金	2	157,078		141,709		
3 未払金	2	12,190		15,553		
4 未払費用	2	3,241		2,925		
5 未払法人税等		329		351		
6 未払消費税等		654		807		
7 前受金		2,604		2,274		
8 商品券		26,360		23,205		
9 預り金	1,2	62,351		60,097		
10 賞与引当金				13		
11 ポイント費用引当金		315		315		
12 商品券回収損引当金		10,993		12,526		
13 その他	2	505		451		
流動負債合計		314,516	60.7	301,206	57.6	
固定負債						
1 長期借入金		22,300		37,100		
2 繰延税金負債		47,470		47,513		
3 退職給付引当金		37,618		37,594		
4 子会社投資損失引当金		306		675		
5 その他	2	5,509		4,537		
固定負債合計		113,204	21.9	127,419	24.3	
負債合計		427,721	82.6	428,626	81.9	
(純資産の部)						
株主資本						
1 資本金		37,404		37,404		
2 資本剰余金						
(1) 資本準備金		41,458		41,458		
資本剰余金合計		41,458		41,458		
3 利益剰余金						
(1) その他利益剰余金						
特定資産圧縮積立金		494		494		
繰越利益剰余金		10,332		15,046		
利益剰余金合計		10,826		15,540		
株主資本合計		89,688	17.3	94,403	18.0	
評価・換算差額等						
1 その他有価証券評価 差額金		436		182		
2 繰延ヘッジ損益		1		0		
評価・換算差額等合計		435	0.1	183	0.0	
純資産合計		90,123	17.4	94,586	18.1	
負債純資産合計		517,845	100.0	523,213	100.0	

[前へ](#) [次へ](#)

損益計算書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成20年 3月 1日 至 平成20年 9月 30日)			当事業年度 (自 平成20年10月 1日 至 平成21年 3月 31日)		
		金額(百万円)		百分比 (%)	金額(百万円)		百分比 (%)
売上高							
1 商品売上高		379,939			332,252		
2 興行収入		341	380,281	100.0	293	332,545	100.0
売上原価	1						
1 商品売上原価							
(1) 商品期首棚卸高		33,132			31,344		
(2) 当期商品仕入高		283,154			247,858		
合計		316,287			279,203		
(3) 他勘定振替	2	2,088					
(4) 商品期末棚卸高		31,344	282,855		30,416	248,786	
2 興行経費			283			199	
売上原価計			283,138	74.5		248,985	74.9
売上総利益			97,143	25.5		83,559	25.1
その他の営業収入			6,893	1.9		6,004	1.8
営業総利益			104,037	27.4		89,564	26.9
販売費及び一般管理費							
1 宣伝費		10,881			9,349		
2 商品送達費		7,860			7,239		
3 通信費		1,516			1,349		
4 貸倒引当金繰入額					96		
5 賞与引当金繰入額					13		
6 ポイント費用引当金 繰入額		108			73		
7 役員報酬及び従業員 給料手当		22,851			19,397		
8 従業員賞与		4,000			5,819		
9 退職給付費用		2,349			2,021		
10 福利厚生費		4,089			3,645		
11 借地借家料		16,621			14,445		
12 減価償却費		5,929			5,069		
13 水道光熱費		3,958			2,956		
14 業務委託費		10,417			9,364		
15 その他		11,905	102,490	27.0	10,157	90,998	27.5
営業利益又は 営業損失()			1,546	0.4		1,434	0.4

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成20年 3月 1日 至 平成20年 9月30日)		当事業年度 (自 平成20年10月 1日 至 平成21年 3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
営業外収益					
1 受取利息		180		157	
2 受取配当金	3	4,948		3,132	
3 債務勘定整理益		2,984		3,127	
4 その他		261	8,374	267	6,685
営業外費用					
1 支払利息	3	2,790		2,232	
2 貸倒引当金繰入額				24	
3 商品券回収損引当金 繰入額		2,682		2,891	
4 その他		1,832	7,305	1,005	6,153
経常利益又は 経常損失()			2,615		902
特別利益					
1 貸倒引当金取崩益		16			
2 固定資産売却益	4			12,990	
3 投資有価証券売却益		50		12	
4 関係会社株式売却益		310			
5 その他		36	413	415	13,418
特別損失					
1 固定資産除却損	5	1,287		218	
2 減損損失	6	526			
3 たな卸資産評価損	1,2	2,088			
4 投資有価証券評価損		727		461	
5 関係会社株式評価損		263			
6 子会社投資損失引当金 繰入額				369	
7 海外子会社整理損	7	1,079			
8 過年度商品券回収損 引当金繰入額		9,349			
9 構造改革損失	8			4,844	
10 その他		426	15,749	635	6,529
税引前当期純利益 又は当期純損失()			12,719		5,986
法人税、住民税 及び事業税		65		59	
法人税等調整額		6,787	6,721	1,212	1,271
当期純利益又は 当期純損失()			5,998		4,714

[前へ](#) [次へ](#)

株主資本等変動計算書

前事業年度(自 平成20年3月1日 至 平成20年9月30日)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						特定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金			
平成20年2月29日残高(百万円)	37,404	41,458	116	41,574	8,564	494	9,739	18,798	624	97,152
事業年度中の変動額										
剰余金の配当							1,477	1,477		1,477
当期純損失							5,998	5,998		5,998
自己株式の取得									12	12
自己株式の処分			22	22					1	24
自己株式の消却			635	635					635	
資本剰余金の充当			496	496			496	496		
利益準備金の振替					8,564		8,564			
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計(百万円)			116	116	8,564		592	7,972	624	7,464
平成20年9月30日残高(百万円)	37,404	41,458		41,458		494	10,332	10,826		89,688

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
平成20年2月29日残高(百万円)	649	0	648	35	97,837
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					1,477
当期純損失					5,998
自己株式の取得					12
自己株式の処分					24
自己株式の消却					
資本剰余金の充当					
利益準備金の振替					
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	212	0	213	35	249
事業年度中の変動額合計(百万円)	212	0	213	35	7,713
平成20年9月30日残高(百万円)	436	1	435		90,123

当事業年度(自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金		その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	特定資産 圧縮 積立金	繰越利益 剰余金		
平成20年9月30日残高 (百万円)	37,404	41,458	41,458	494	10,332	10,826	89,688
事業年度中の変動額							
当期純利益					4,714	4,714	4,714
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)							
事業年度中の変動額合計 (百万円)					4,714	4,714	4,714
平成21年3月31日残高 (百万円)	37,404	41,458	41,458	494	15,046	15,540	94,403

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
平成20年9月30日残高 (百万円)	436	1	435	90,123
事業年度中の変動額				
当期純利益				4,714
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	253	2	251	251
事業年度中の変動額合計 (百万円)	253	2	251	4,462
平成21年3月31日残高 (百万円)	182	0	183	94,586

[前へ](#) [次へ](#)

キャッシュ・フロー計算書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成20年 3月 1日 至 平成20年 9月30日)	当事業年度 (自 平成20年10月 1日 至 平成21年 3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
1 税引前当期純利益または当期純損失()		12,719	5,986
2 減価償却費		5,929	5,069
3 減損損失		526	
4 貸倒引当金の増減額(減少:)		92	157
5 退職給付引当金の増減額(減少:)		75	24
6 受取利息		180	157
7 受取配当金		4,948	3,132
8 債務勘定整理益		2,984	3,127
9 支払利息		2,790	2,232
10 商品券回収損引当金繰入額		2,682	2,891
11 固定資産売却益			12,990
12 投資有価証券売却益		50	12
13 関係会社株式売却益		310	
14 固定資産除却損		1,287	218
15 たな卸資産評価損		2,088	
16 投資有価証券評価損		727	461
17 関係会社株式評価損		263	
18 子会社投資損失引当金繰入額			369
19 海外子会社整理損		1,079	
20 過年度商品券回収損引当金繰入額		9,349	
21 構造改革損失			4,844
22 売上債権の増減額(増加:)		371	997
23 たな卸資産の増減額(増加:)		1,791	933
24 仕入債務の増減額(減少:)		644	3,081
25 未払消費税等の増減額(減少:)		996	153
26 その他		828	2,559
小計		5,937	3,395
27 利息及び配当金の受取額		5,044	3,197
28 利息の支払額		2,870	2,308
29 早期退職措置に伴う支払額		921	759
30 店舗閉鎖に伴う支払額		40	486
31 法人税等の支払額		114	70
営業活動によるキャッシュ・フロー		7,035	2,968

		前事業年度 (自 平成20年3月1日 至 平成20年9月30日)	当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
投資活動によるキャッシュ・フロー			
1 定期預金の預入による支出		860	
2 定期預金の払戻による収入		5,529	
3 投資有価証券の取得による支出		3	3,703
4 投資有価証券の売却による収入		151	3,777
5 有形・無形固定資産の取得による支出		8,046	20,568
6 有形・無形固定資産の売却による収入		5,000	15,211
7 短期貸付金の純増減額(純増加・)		233	6,158
8 長期貸付金の回収による収入		25	2,485
9 その他の投資の増加による支出		1,940	706
10 その他の投資の減少による収入		5,941	3,400
投資活動によるキャッシュ・フロー		3,773	6,261
財務活動によるキャッシュ・フロー			
1 短期借入金の純増減額(純減少：)		29,423	16,185
2 長期借入れによる収入			30,000
3 長期借入金の返済による支出		30,493	46,755
4 自己株式の取得による支出		12	
5 自己株式の売却による収入		1	
6 配当金の支払額		1,459	17
財務活動によるキャッシュ・フロー		2,539	587
現金及び現金同等物に係る換算差額			
現金及び現金同等物の増減額(減少：)		722	3,880
現金及び現金同等物の期首残高		15,474	16,197
現金及び現金同等物の期末残高	1	16,197	12,316

重要な会計方針

前事業年度 (自 平成20年3月1日 至 平成20年9月30日)	当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)
<p>1 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>2 デリバティブ取引により生じる正味の債権(及び債務)の評価基準及び評価方法 時価法</p> <p>3 たな卸資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 商品 売価還元法による原価法(店頭外商品は個別法による原価法)(収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)</p> <p>(2) 貯蔵品 先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)</p> <p>4 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 建物(附属設備を除く) 定額法 建物(附属設備を除く)以外 定率法</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法 なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(4) 長期前払費用 定額法 なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準により償却</p>	<p>1 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左</p> <p>2 デリバティブ取引により生じる正味の債権(及び債務)の評価基準及び評価方法 同左</p> <p>3 たな卸資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 商品 同左</p> <p>(2) 貯蔵品 同左</p> <p>4 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>(3) リース資産 同左</p> <p>(4) 長期前払費用 同左</p>

前事業年度 (自 平成20年 3月 1日 至 平成20年 9月30日)	当事業年度 (自 平成20年10月 1日 至 平成21年 3月31日)
<p>5 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 金銭債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を考慮して引当てております。</p> <p>(3) ポイント費用引当金 ポイント金券の発行に備えるため、当期末におけるポイント残高に対する将来の金券発行見積り額を引当てております。</p> <p>(4) 商品券回収損引当金 商品券等が負債計上中止後に回収された場合に発生する損失に備えるため、過去の実績に基づく将来の回収見込額を計上しております。</p> <p>(5) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を引当てております。 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理しております。</p> <p>(6) 子会社投資損失引当金 子会社への投資に係る損失に備えるため、当該子会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。</p> <p>6 ヘッジ会計の方法</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法 為替予約取引について振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップ取引について特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 為替予約取引、金利スワップ取引 ヘッジ対象 外貨建営業債権債務及び外貨建予定取引、借入金の支払金利</p>	<p>5 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う額を計上しております。</p> <p>(3) ポイント費用引当金 同左</p> <p>(4) 商品券回収損引当金 同左</p> <p>(5) 退職給付引当金 同左</p> <p>(6) 子会社投資損失引当金 同左</p> <p>6 ヘッジ会計の方法</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 同左 ヘッジ対象 同左</p>

前事業年度 (自 平成20年3月1日 至 平成20年9月30日)	当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)
<p>(3) ヘッジ方針 当社のデリバティブ取引管理規定に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクを回避することを目的としてヘッジ取引を利用しております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ手段とヘッジ対象の資産・負債等に関する重要な条件が同一であるため、有効性の判定は省略しております。</p> <p>7 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引出可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p> <p>8 その他財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。</p>	<p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 同左</p> <p>7 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左</p> <p>8 その他財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p>

会計処理の変更

前事業年度 (自 平成20年 3月 1日 至 平成20年 9月30日)	当事業年度 (自 平成20年10月 1日 至 平成21年 3月31日)
<p>(たな卸資産の評価基準の変更)</p> <p>「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年 7月 5日 企業会計基準第 9号)が平成20年 3月31日以前に開始する事業年度に係る財務諸表から適用できることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準を適用しております。</p> <p>この変更により、当期首時点で保有していたたな卸資産に係る簿価切下げ額2,088百万円を特別損失として計上しております。なお、従来の方法によった場合と比べ、売上総利益、営業利益および経常利益が254百万円減少し、税引前当期純損失は2,342百万円増加しております。</p>	
<p>(リース取引に関する会計基準の適用)</p> <p>「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成 5年 6月17日(企業会計審議会第一部会)、改正平成19年 3月30日))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成 6年 1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、改正平成19年 3月30日))が、平成19年 4月 1日以後開始する事業年度から適用することができることになったことに伴い、当事業年度より、同会計基準及び同適用指針を適用しております。なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、引き続き通常の賃貸借取引にかかる方法に準じた会計処理を適用しております。</p> <p>これにより損益に与える影響は軽微であります。</p>	
<p>(商品券回収損引当金に関する会計基準)</p> <p>従来、未回収の商品券等について、債務履行の可能性を考慮して一定の期間が経過したときには、負債計上を中止して、その発行価額を営業外収益に計上してまいりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号 平成19年 4月13日)が公表されたのを受け、当事業年度より、当該商品券等が負債計上中止後に回収された場合に発生する損失に備えるため、過去の実績に基づく将来の回収見込額を引当金として計上することとしました。</p> <p>この変更により、当事業年度の引当金繰入額2,682百万円は営業外費用に、過年度の引当金繰入相当額9,349百万円は特別損失に計上するとともに、負債計上中止後に回収された商品券等に係る損失1,038百万円については引当金を取崩す処理を行っております。</p> <p>これにより従来の方法によった場合と比べ、経常利益は1,644百万円減少し、税引前当期純損失は10,993百万円増加しております。</p>	

前事業年度 (自 平成20年 3月 1日 至 平成20年 9月30日)	当事業年度 (自 平成20年10月 1日 至 平成21年 3月31日)
<p>(手数料収入及び不動産賃貸料収入の表示区分の変更)</p> <p>当社では、手数料収入及び不動産賃貸料収入について、従来売上高に計上しておりましたが、当事業年度より「その他の営業収入」に計上することに変更しております。これに伴い、売上総利益にその他の営業収入を加えた金額を「営業総利益」として表示しております。</p> <p>この変更は、当事業年度に当社が株式会社三越伊勢丹ホールディングスの完全子会社となったことを契機に、当社の会計処理方法の見直しを行った結果、連結グループ会社の会計処理の統一を図るためにおこなったものであります。</p> <p>これにより従来の方法によった場合と比べ、売上高及び売上総利益は6,893百万円減少しております。</p> <p>なお、営業利益、経常利益、税引前当期純損失に与える影響はありません。</p>	
<p>(固定資産除却損の表示区分の変更)</p> <p>当社では、固定資産除却損について、従来特別損失に計上しておりましたが、当事業年度より、経常的な投資に係る固定資産除却損につきましては、営業外費用に計上することに変更しております。</p> <p>この変更は、当事業年度に当社が株式会社三越伊勢丹ホールディングスの完全子会社となったことを契機に、当社の会計処理方法の見直しを行った結果、連結グループ会社の会計処理の統一を図るためにおこなったものであります。</p> <p>これにより従来の方法によった場合と比べ、経常利益は530百万円減少しております。</p> <p>なお、税引前当期純損失に与える影響はありません。</p>	

追加情報

前事業年度 (自 平成20年 3月 1日 至 平成20年 9月30日)	当事業年度 (自 平成20年10月 1日 至 平成21年 3月31日)
<p>当事業年度より、法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成19年 3月30日 法律第 6号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年 3月30日 政令第83号))に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産のうち従前の償却可能限度額に達したものについては、改正後の法人税法に基づき均等償却を開始しております。</p> <p>なお、この変更に伴い営業利益、経常利益は198百万円減少し、税引前当期純損失は同額増加しております。</p>	

[前へ](#) [次へ](#)

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成20年9月30日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
<p>1 担保に供している資産及び担保に係る債務</p> <p>担保に供している資産</p> <p style="padding-left: 20px;">定期預金 5,000百万円</p> <p>担保に係る債務</p> <p style="padding-left: 20px;">預り金 5,000百万円</p> <p>2 関係会社に係る注記</p> <p>区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 20px;">短期貸付金 5,480百万円</p> <p style="padding-left: 20px;">預り金 54,167百万円</p> <p style="padding-left: 20px;">短期借入金 6,963百万円</p> <p style="padding-left: 20px;">その他の負債 5,466百万円</p> <p>3 偶発債務</p> <p>(1) 従業員住宅ローン保証 1,549百万円</p> <p>(2) 関係会社銀行借入金等債務保証</p> <p style="padding-left: 20px;">フランス三越S.A.S. 458百万円</p> <p style="padding-left: 20px;">ドイツ三越GmbH 19百万円</p> <hr style="width: 100%;"/> <p style="padding-left: 20px;">合計 478百万円</p> <p>(3) 関係会社銀行借入金等保証予約</p> <p style="padding-left: 20px;">(株)レオテックス 190百万円</p> <p style="padding-left: 20px;">英国三越LTD. 323百万円</p> <hr style="width: 100%;"/> <p style="padding-left: 20px;">合計 514百万円</p> <p>偶発債務合計 2,541百万円</p> <p>その他の偶発債務</p> <p>当社は平成20年9月25日開催の取締役会において、企業の収益力をさらに高めるための構造改革の一環として、池袋店、鹿児島店、武蔵村山店、名取店、小型売店2店（三越鎌倉、三越盛岡）を営業終了することを決議いたしました。当該決議に伴い、当事業年度において減損損失526百万円を計上しており、次期以降に退職特例措置及び営業終了に関連する損失等が発生する可能性があります。損失金額を現時点で見積る事は困難であるため、引当金等の計上は行っておりません。今後、合理的に見積可能となった時点で費用計上いたします。</p> <p>4 貸出コミットメント</p> <p>子会社14社とグループCMSに係る基本約定を締結し、貸付限度額を設定しております。</p> <p>これらの契約に基づく当事業年度末の貸付未実行残高は次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 20px;">CMSによる貸付限度額 28,300百万円</p> <p style="padding-left: 20px;">貸付実行残高 381百万円</p> <hr style="width: 100%;"/> <p style="padding-left: 20px;">差引未実行残高 27,918百万円</p>	<p>1 担保に供している資産及び担保に係る債務</p> <p>担保に供している資産</p> <p style="padding-left: 20px;">定期預金 5,000百万円</p> <p>担保に係る債務</p> <p style="padding-left: 20px;">預り金 5,000百万円</p> <p>2 関係会社に係る注記</p> <p>区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 20px;">短期貸付金 10,564百万円</p> <p style="padding-left: 20px;">預り金 51,555百万円</p> <p style="padding-left: 20px;">短期借入金 9,326百万円</p> <p style="padding-left: 20px;">その他の負債 5,978百万円</p> <p>3 偶発債務</p> <p>(1) 従業員住宅ローン保証 1,402百万円</p> <p>(2) 関係会社銀行借入金等債務保証</p> <p style="padding-left: 20px;">ドイツ三越GmbH 3百万円</p> <p>(3) 関係会社銀行借入金等保証予約</p> <p style="padding-left: 20px;">英国三越LTD. 220百万円</p> <p>偶発債務合計 1,626百万円</p> <p>4 貸出コミットメント</p> <p>子会社16社とグループCMSに係る基本約定を締結し、貸付限度額を設定しております。</p> <p>これらの契約に基づく当事業年度末の貸付未実行残高は次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 20px;">CMSによる貸付限度額 12,600百万円</p> <p style="padding-left: 20px;">貸付実行残高 3,475百万円</p> <hr style="width: 100%;"/> <p style="padding-left: 20px;">差引未実行残高 9,124百万円</p>

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成20年3月1日 至 平成20年9月30日)	当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)																																														
<p>1 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切り下げ額</p> <p>売上原価 254百万円 特別損失 2,088百万円</p> <p>2 他勘定振替高の内訳 「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号)適用初年度に発生する期首時点における簿価切り下げ額の特別損失への振替であります。</p> <p>3 関係会社に係る注記 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">受取配当金</td> <td style="text-align: right;">4,759百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息</td> <td style="text-align: right;">1,420百万円</td> </tr> </table> <p>5 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">本店バリアフリー関連</td> <td style="text-align: right;">745百万円</td> </tr> <tr> <td>銀座店増床関連</td> <td style="text-align: right;">255百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">286百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,287百万円</td> </tr> </table> <p>6 当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。</p> <p>(1) 減損損失を認識した資産グループの概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">場所</th> <th style="width: 15%;">用途</th> <th style="width: 15%;">種類</th> <th style="width: 50%;">減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鹿児島店 (鹿児島市呉服町)</td> <td>店舗</td> <td>建物設備・ 土地等</td> <td style="text-align: center;">461</td> </tr> <tr> <td>その他店舗</td> <td>店舗</td> <td>建物設備等</td> <td style="text-align: center;">64</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">526</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 減損損失の認識に至った経緯 営業終了を決定した資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(3) 減損損失の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物設備</td> <td style="text-align: right;">169百万円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">57百万円</td> </tr> <tr> <td>その他()</td> <td style="text-align: right;">300百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">526百万円</td> </tr> </table> <p>()リース資産、無形固定資産、長期前払費用を含めております</p> <p>(4) 資産のグルーピングの方法 キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、管理会計上の区分を基礎とし主に店舗を基本単位としてグルーピングをしております。</p> <p>(5) 回収可能価額の算定方法 資産グループの回収可能価額のうち、正味売却価額については不動産鑑定評価基準に基づいた評価額を基準としております。</p>	受取配当金	4,759百万円	支払利息	1,420百万円	本店バリアフリー関連	745百万円	銀座店増床関連	255百万円	その他	286百万円	合計	1,287百万円	場所	用途	種類	減損損失 (百万円)	鹿児島店 (鹿児島市呉服町)	店舗	建物設備・ 土地等	461	その他店舗	店舗	建物設備等	64	合計			526	建物設備	169百万円	土地	57百万円	その他()	300百万円	合計	526百万円	<p>1 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切り下げ額</p> <p>売上原価 100百万円</p> <p>3 関係会社に係る注記 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">受取配当金</td> <td style="text-align: right;">3,024百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息</td> <td style="text-align: right;">1,192百万円</td> </tr> </table> <p>4 固定資産売却益は、借地権付建物等の売却によるものであります。</p> <p>5 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">仙台店定禅寺通り館改装</td> <td style="text-align: right;">184百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">33百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">218百万円</td> </tr> </table>	受取配当金	3,024百万円	支払利息	1,192百万円	仙台店定禅寺通り館改装	184百万円	その他	33百万円	合計	218百万円
受取配当金	4,759百万円																																														
支払利息	1,420百万円																																														
本店バリアフリー関連	745百万円																																														
銀座店増床関連	255百万円																																														
その他	286百万円																																														
合計	1,287百万円																																														
場所	用途	種類	減損損失 (百万円)																																												
鹿児島店 (鹿児島市呉服町)	店舗	建物設備・ 土地等	461																																												
その他店舗	店舗	建物設備等	64																																												
合計			526																																												
建物設備	169百万円																																														
土地	57百万円																																														
その他()	300百万円																																														
合計	526百万円																																														
受取配当金	3,024百万円																																														
支払利息	1,192百万円																																														
仙台店定禅寺通り館改装	184百万円																																														
その他	33百万円																																														
合計	218百万円																																														

前事業年度 (自 平成20年3月1日 至 平成20年9月30日)	当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)
7 海外子会社整理損は、ドイツ三越GmbHの清算に伴い見込まれる損失を計上しております。	8 構造改革損失の内訳は次のとおりです。 営業終了に関連する損失 4,398百万円 カード機能統合費用 445百万円 <hr/> 合計 4,844百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成20年3月1日 至 平成20年9月30日)

(1) 発行済株式の総数に関する事項

	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式(株)	515,022,356	-	22,400,000	492,622,356

(注) 1. 普通株式の発行済株式の減少は、自己株式の消却によるものであります。

(2) 自己株式の数に関する事項

	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式(株)	22,429,383	30,859	22,460,242	-

(注) 1. 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株の買取による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の減少は、単元未満株の売却による減少21,085株及び、ストック・オプションの行使による減少12,000株、消却による減少22,400,000株、親会社株式への振替による減少27,157株であります。

(3) 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(百万円)
			前事業年度末	増加	減少	当事業年度末	
(株)三越	平成18年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	70,000		70,000		
合計			70,000		70,000		

(注) 1. 新株予約権の減少は、株式移転に伴う(株)三越伊勢丹ホールディングスへの継承による戻入であります。

(4) 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年3月28日取締役会	普通株式	1,477	3.0	平成20年2月29日	平成20年5月29日

当事業年度(自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)

(1) 発行済株式の総数に関する事項

	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式(株)	492,622,356	-	-	492,622,356

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成20年3月1日 至 平成20年9月30日)	当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)
1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金勘定 21,644百万円	現金及び預金勘定 17,706百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 5,447百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 5,389百万円
現金及び現金同等物の期末残高 16,197百万円	現金及び現金同等物の期末残高 12,316百万円

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成20年3月1日 至 平成20年9月30日)	当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)																																														
<p>1 ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 器具備品 減価償却の方法 重要な会計方針「4 固定資産の減価償却の方法(3)リース資産」に記載しております。</p> <p>なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;"></th> <th style="width: 20%; text-align: center;">器具備品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">5,626百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">3,290百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">499百万円</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td style="text-align: right;">1,835百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 80%;">1年内</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">1,003百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">1,162百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">2,165百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">リース資産減損勘定の残高 329百万円</p> <p>(注) 取得価額相当額及び未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 80%;">支払リース料</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">618百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td style="text-align: right;">56百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">561百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">130百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>		器具備品	取得価額相当額	5,626百万円	減価償却累計額相当額	3,290百万円	減損損失累計額相当額	499百万円	期末残高相当額	1,835百万円	1年内	1,003百万円	1年超	1,162百万円	合計	2,165百万円	支払リース料	618百万円	リース資産減損勘定の取崩額	56百万円	減価償却費相当額	561百万円	減損損失	130百万円	<p>1 ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 同左 減価償却の方法 同左</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;"></th> <th style="width: 20%; text-align: center;">器具備品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">5,413百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">3,571百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">371百万円</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td style="text-align: right;">1,470百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 80%;">1年内</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">885百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">765百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">1,650百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">リース資産減損勘定の残高 179百万円</p> <p>(注) 同左</p> <p>(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 80%;">支払リース料</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">514百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td style="text-align: right;">149百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">364百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左</p>		器具備品	取得価額相当額	5,413百万円	減価償却累計額相当額	3,571百万円	減損損失累計額相当額	371百万円	期末残高相当額	1,470百万円	1年内	885百万円	1年超	765百万円	合計	1,650百万円	支払リース料	514百万円	リース資産減損勘定の取崩額	149百万円	減価償却費相当額	364百万円
	器具備品																																														
取得価額相当額	5,626百万円																																														
減価償却累計額相当額	3,290百万円																																														
減損損失累計額相当額	499百万円																																														
期末残高相当額	1,835百万円																																														
1年内	1,003百万円																																														
1年超	1,162百万円																																														
合計	2,165百万円																																														
支払リース料	618百万円																																														
リース資産減損勘定の取崩額	56百万円																																														
減価償却費相当額	561百万円																																														
減損損失	130百万円																																														
	器具備品																																														
取得価額相当額	5,413百万円																																														
減価償却累計額相当額	3,571百万円																																														
減損損失累計額相当額	371百万円																																														
期末残高相当額	1,470百万円																																														
1年内	885百万円																																														
1年超	765百万円																																														
合計	1,650百万円																																														
支払リース料	514百万円																																														
リース資産減損勘定の取崩額	149百万円																																														
減価償却費相当額	364百万円																																														

前事業年度 (自 平成20年3月1日 至 平成20年9月30日)	当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)
2 オペレーティング・リース取引 (1) 借手側 未経過リース料 1年内 3,562百万円 1年超 31,940百万円 合計 35,503百万円 (2) 貸手側 未経過リース料 1年内 1,937百万円 1年超 百万円 合計 1,937百万円	2 オペレーティング・リース取引 (1) 借手側 オペレーティング・リース取引のうち解約不能 のものに係る未経過リース料 1年内 4,272百万円 1年超 36,637百万円 合計 40,909百万円 (2) 貸手側 オペレーティング・リース取引のうち解約不能 のものに係る未経過リース料 1年内 902百万円 1年超 百万円 合計 902百万円

[前△](#) [次△](#)

(有価証券関係)

前事業年度(自 平成20年3月1日 至 平成20年9月30日)

1 その他有価証券で時価のあるもの(平成20年9月30日)

	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの 株式	1,462	2,202	740
小計	1,462	2,202	740
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの 株式	2,153	1,998	155
小計	2,153	1,998	155
合計	3,616	4,200	584

(注) 1. 当事業年度において株式542百万円を減損処理しております。
2. 時価が30%以上下落した場合は、一律減損処理を行っております。

2 当事業年度中に売却したその他有価証券(自 平成20年3月1日 至 平成20年9月30日)

売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
151	50	-

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額(平成20年9月30日)

	貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式等	5,550
合計	5,550

当事業年度（自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日）

1 その他有価証券で時価のあるもの（平成21年3月31日）

	取得原価 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）	差額 （百万円）
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの 株式	1,519	1,888	369
小計	1,519	1,888	369
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの 株式	1,638	1,451	186
小計	1,638	1,451	186
合計	3,157	3,340	183

(注) 1. 当事業年度において株式461百万円を減損処理しております。

2. 時価が30%以上下落した場合は、一律減損処理を行っております。

2 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日）

売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
27	12	0

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額（平成21年3月31日）

	貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式等	5,485
合計	5,485

(デリバティブ取引関係)

1 取引の状況に関する事項

前事業年度 (自 平成20年3月1日 至 平成20年9月30日)	当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)
<p>(1) 取引の内容、取組方針、利用目的 当社は、デリバティブ取引を利用してあります。 当社は、通常の業務遂行上必要な範囲内で、市場リスクを回避する目的でデリバティブ取引を利用する方針であり、収益の獲得や投機を目的とした取引は行わない方針であります。 通貨関連では、通常の営業取引における外貨建債権債務に係る為替変動リスクの回避を目的で、為替予約取引を利用してあります。 金利関連では、変動金利支払の借入金について、将来の金利支払を固定化する目的で、金利スワップ取引を利用してあります。</p> <p>(2) 取引に係るリスクの内容 当社のデリバティブ取引の契約先は信用度の高い銀行であり、契約不履行に係る信用リスクはほとんどないものと判断しております。</p> <p>(3) 取引に係る管理体制 重要なデリバティブ取引は、当社の取締役会の決定事項であります。また、通常の営業取引上の為替予約取引及び借入金に係る金利スワップ取引については、当社が稟議書に基づき取引の妥当性を審査するとともに、当社経理部が取引の実施及び残高状況を確認し、定期的に経営会議もしくは取締役会に報告することでリスク管理をしてあります。</p>	<p>(1) 取引の内容、取組方針、利用目的 同左</p> <p>(2) 取引に係るリスクの内容 同左</p> <p>(3) 取引に係る管理体制 同左</p>

2 取引の時価等に関する事項

前事業年度末(平成20年9月30日)

当社で行っているデリバティブ取引は、金利スワップ取引については、特例処理を適用し、為替予約取引については、振当処理を適用しているため記載しておりません。

当事業年度末(平成21年3月31日)

当社で行っているデリバティブ取引は、金利スワップ取引については、特例処理を適用し、為替予約取引については、振当処理を適用しているため記載しておりません。

(退職給付関係)

前事業年度 (自 平成20年 3月 1日 至 平成20年 9月30日)	当事業年度 (自 平成20年10月 1日 至 平成21年 3月31日)																																																																				
<p>1 採用している退職給付制度の概要</p> <p>当社は、確定給付型の退職一時金制度及び確定拠出型制度を併用しております。また、従業員の退職等に際して、割増退職金を支払う場合があります。当社は、退職給付信託を設定しております。</p> <p>2 退職給付債務に関する事項(平成20年 9月30日)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>退職給付債務</td><td style="text-align: right;">48,719百万円</td></tr> <tr><td>年金資産</td><td style="text-align: right;">2,682百万円</td></tr> <tr><td>退職給付信託</td><td style="text-align: right;">2,862百万円</td></tr> <tr><td>未積立退職給付債務</td><td style="text-align: right;">43,174百万円</td></tr> <tr><td>未認識過去勤務債務</td><td style="text-align: right;">2,377百万円</td></tr> <tr><td>未認識数理計算上の差異</td><td style="text-align: right;">7,933百万円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">37,618百万円</td></tr> </table> <p>3 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>勤務費用</td><td style="text-align: right;">1,078百万円</td></tr> <tr><td>利息費用</td><td style="text-align: right;">577百万円</td></tr> <tr><td>過去勤務債務の費用処理額</td><td style="text-align: right;">166百万円</td></tr> <tr><td>数理計算上の差異の費用処理額</td><td style="text-align: right;">449百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">411百万円</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td style="text-align: right;">2,349百万円</td></tr> </table> <p>(注) 「その他」は、主として確定拠出年金に係る要拠出額であります。</p> <p>4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>割引率</td><td style="text-align: right;">2.0%</td></tr> <tr><td>期待運用収益率</td><td style="text-align: right;">0.0%</td></tr> <tr><td>退職給付見込額の期間配分方法</td><td style="text-align: right;">期間定額基準</td></tr> <tr><td>過去勤務債務の額の費用処理年数</td><td style="text-align: right;">同左</td></tr> </table> <p>その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)による定額法により按分した額を費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異の処理年数</p> <p>各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。</p>	退職給付債務	48,719百万円	年金資産	2,682百万円	退職給付信託	2,862百万円	未積立退職給付債務	43,174百万円	未認識過去勤務債務	2,377百万円	未認識数理計算上の差異	7,933百万円	退職給付引当金	37,618百万円	勤務費用	1,078百万円	利息費用	577百万円	過去勤務債務の費用処理額	166百万円	数理計算上の差異の費用処理額	449百万円	その他	411百万円	退職給付費用	2,349百万円	割引率	2.0%	期待運用収益率	0.0%	退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	過去勤務債務の額の費用処理年数	同左	<p>1 採用している退職給付制度の概要</p> <p style="text-align: center;">同左</p> <p>2 退職給付債務に関する事項(平成21年 3月31日)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>退職給付債務</td><td style="text-align: right;">47,697百万円</td></tr> <tr><td>年金資産</td><td style="text-align: right;">2,266百万円</td></tr> <tr><td>退職給付信託</td><td style="text-align: right;">1,610百万円</td></tr> <tr><td>未積立退職給付債務</td><td style="text-align: right;">43,820百万円</td></tr> <tr><td>未認識過去勤務債務</td><td style="text-align: right;">2,235百万円</td></tr> <tr><td>未認識数理計算上の差異</td><td style="text-align: right;">8,461百万円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">37,594百万円</td></tr> </table> <p>3 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>勤務費用</td><td style="text-align: right;">922百万円</td></tr> <tr><td>利息費用</td><td style="text-align: right;">486百万円</td></tr> <tr><td>過去勤務債務の費用処理額</td><td style="text-align: right;">142百万円</td></tr> <tr><td>数理計算上の差異の費用処理額</td><td style="text-align: right;">393百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">361百万円</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td style="text-align: right;">2,021百万円</td></tr> </table> <p>(注) 同左</p> <p>4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>割引率</td><td style="text-align: right;">2.0%</td></tr> <tr><td>期待運用収益率</td><td style="text-align: right;">0.0%</td></tr> <tr><td>退職給付見込額の期間配分方法</td><td style="text-align: right;">期間定額基準</td></tr> <tr><td>過去勤務債務の額の費用処理年数</td><td style="text-align: right;">同左</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">同左</p> <p>数理計算上の差異の処理年数</p> <p style="text-align: center;">同左</p>	退職給付債務	47,697百万円	年金資産	2,266百万円	退職給付信託	1,610百万円	未積立退職給付債務	43,820百万円	未認識過去勤務債務	2,235百万円	未認識数理計算上の差異	8,461百万円	退職給付引当金	37,594百万円	勤務費用	922百万円	利息費用	486百万円	過去勤務債務の費用処理額	142百万円	数理計算上の差異の費用処理額	393百万円	その他	361百万円	退職給付費用	2,021百万円	割引率	2.0%	期待運用収益率	0.0%	退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	過去勤務債務の額の費用処理年数	同左
退職給付債務	48,719百万円																																																																				
年金資産	2,682百万円																																																																				
退職給付信託	2,862百万円																																																																				
未積立退職給付債務	43,174百万円																																																																				
未認識過去勤務債務	2,377百万円																																																																				
未認識数理計算上の差異	7,933百万円																																																																				
退職給付引当金	37,618百万円																																																																				
勤務費用	1,078百万円																																																																				
利息費用	577百万円																																																																				
過去勤務債務の費用処理額	166百万円																																																																				
数理計算上の差異の費用処理額	449百万円																																																																				
その他	411百万円																																																																				
退職給付費用	2,349百万円																																																																				
割引率	2.0%																																																																				
期待運用収益率	0.0%																																																																				
退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																																																																				
過去勤務債務の額の費用処理年数	同左																																																																				
退職給付債務	47,697百万円																																																																				
年金資産	2,266百万円																																																																				
退職給付信託	1,610百万円																																																																				
未積立退職給付債務	43,820百万円																																																																				
未認識過去勤務債務	2,235百万円																																																																				
未認識数理計算上の差異	8,461百万円																																																																				
退職給付引当金	37,594百万円																																																																				
勤務費用	922百万円																																																																				
利息費用	486百万円																																																																				
過去勤務債務の費用処理額	142百万円																																																																				
数理計算上の差異の費用処理額	393百万円																																																																				
その他	361百万円																																																																				
退職給付費用	2,021百万円																																																																				
割引率	2.0%																																																																				
期待運用収益率	0.0%																																																																				
退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																																																																				
過去勤務債務の額の費用処理年数	同左																																																																				

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成20年9月30日)	当事業年度 (平成21年3月31日)																																																																
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>貸倒引当金</td><td style="text-align: right;">287百万円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">15,964百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">6,277百万円</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">106百万円</td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">11,103百万円</td></tr> <tr><td>合併受入資産評価損</td><td style="text-align: right;">25,789百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">12,629百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">72,159百万円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">33,860百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">38,298百万円</td></tr> </table> <p>(繰延税金負債)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">148百万円</td></tr> <tr><td>特定資産圧縮積立金</td><td style="text-align: right;">339百万円</td></tr> <tr><td>合併受入資産評価益</td><td style="text-align: right;">68,302百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">337百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right;">69,127百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債の純額</td><td style="text-align: right;">30,828百万円</td></tr> </table>	貸倒引当金	287百万円	退職給付引当金	15,964百万円	減価償却費	6,277百万円	未払事業税	106百万円	繰越欠損金	11,103百万円	合併受入資産評価損	25,789百万円	その他	12,629百万円	繰延税金資産小計	72,159百万円	評価性引当額	33,860百万円	繰延税金資産合計	38,298百万円	その他有価証券評価差額金	148百万円	特定資産圧縮積立金	339百万円	合併受入資産評価益	68,302百万円	その他	337百万円	繰延税金負債合計	69,127百万円	繰延税金負債の純額	30,828百万円	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>貸倒引当金</td><td style="text-align: right;">344百万円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">15,965百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">5,861百万円</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">119百万円</td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">7,761百万円</td></tr> <tr><td>合併受入資産評価損</td><td style="text-align: right;">25,793百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">14,671百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">70,517百万円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">33,523百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">36,993百万円</td></tr> </table> <p>(繰延税金負債)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">0百万円</td></tr> <tr><td>特定資産圧縮積立金</td><td style="text-align: right;">339百万円</td></tr> <tr><td>合併受入資産評価益</td><td style="text-align: right;">68,302百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">247百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right;">68,889百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債の純額</td><td style="text-align: right;">31,895百万円</td></tr> </table>	貸倒引当金	344百万円	退職給付引当金	15,965百万円	減価償却費	5,861百万円	未払事業税	119百万円	繰越欠損金	7,761百万円	合併受入資産評価損	25,793百万円	その他	14,671百万円	繰延税金資産小計	70,517百万円	評価性引当額	33,523百万円	繰延税金資産合計	36,993百万円	その他有価証券評価差額金	0百万円	特定資産圧縮積立金	339百万円	合併受入資産評価益	68,302百万円	その他	247百万円	繰延税金負債合計	68,889百万円	繰延税金負債の純額	31,895百万円
貸倒引当金	287百万円																																																																
退職給付引当金	15,964百万円																																																																
減価償却費	6,277百万円																																																																
未払事業税	106百万円																																																																
繰越欠損金	11,103百万円																																																																
合併受入資産評価損	25,789百万円																																																																
その他	12,629百万円																																																																
繰延税金資産小計	72,159百万円																																																																
評価性引当額	33,860百万円																																																																
繰延税金資産合計	38,298百万円																																																																
その他有価証券評価差額金	148百万円																																																																
特定資産圧縮積立金	339百万円																																																																
合併受入資産評価益	68,302百万円																																																																
その他	337百万円																																																																
繰延税金負債合計	69,127百万円																																																																
繰延税金負債の純額	30,828百万円																																																																
貸倒引当金	344百万円																																																																
退職給付引当金	15,965百万円																																																																
減価償却費	5,861百万円																																																																
未払事業税	119百万円																																																																
繰越欠損金	7,761百万円																																																																
合併受入資産評価損	25,793百万円																																																																
その他	14,671百万円																																																																
繰延税金資産小計	70,517百万円																																																																
評価性引当額	33,523百万円																																																																
繰延税金資産合計	36,993百万円																																																																
その他有価証券評価差額金	0百万円																																																																
特定資産圧縮積立金	339百万円																																																																
合併受入資産評価益	68,302百万円																																																																
その他	247百万円																																																																
繰延税金負債合計	68,889百万円																																																																
繰延税金負債の純額	31,895百万円																																																																
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.69%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>交際費、寄付金等永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">0.58%</td></tr> <tr><td>受取配当金等永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">10.30%</td></tr> <tr><td>住民税均等割</td><td style="text-align: right;">0.52%</td></tr> <tr><td>評価性引当額の増減額</td><td style="text-align: right;">3.08%</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0.12%</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right;">52.84%</td></tr> </table>	法定実効税率	40.69%	(調整)		交際費、寄付金等永久に損金に算入されない項目	0.58%	受取配当金等永久に損金に算入されない項目	10.30%	住民税均等割	0.52%	評価性引当額の増減額	3.08%	その他	0.12%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	52.84%	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.69%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>交際費、寄付金等永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">0.90%</td></tr> <tr><td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">15.69%</td></tr> <tr><td>住民税均等割</td><td style="text-align: right;">0.94%</td></tr> <tr><td>評価性引当額の増減額</td><td style="text-align: right;">5.69%</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0.10%</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right;">21.25%</td></tr> </table>	法定実効税率	40.69%	(調整)		交際費、寄付金等永久に損金に算入されない項目	0.90%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	15.69%	住民税均等割	0.94%	評価性引当額の増減額	5.69%	その他	0.10%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	21.25%																																
法定実効税率	40.69%																																																																
(調整)																																																																	
交際費、寄付金等永久に損金に算入されない項目	0.58%																																																																
受取配当金等永久に損金に算入されない項目	10.30%																																																																
住民税均等割	0.52%																																																																
評価性引当額の増減額	3.08%																																																																
その他	0.12%																																																																
税効果会計適用後の法人税等の負担率	52.84%																																																																
法定実効税率	40.69%																																																																
(調整)																																																																	
交際費、寄付金等永久に損金に算入されない項目	0.90%																																																																
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	15.69%																																																																
住民税均等割	0.94%																																																																
評価性引当額の増減額	5.69%																																																																
その他	0.10%																																																																
税効果会計適用後の法人税等の負担率	21.25%																																																																

(企業結合等関係)

前事業年度(自 平成20年3月1日 至 平成20年9月30日)

(共通支配下の取引等)

1. 統合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容

株式会社 三越情報サービス 情報システム関連事業

(2) 企業結合の法的形式

当社の子会社である株式会社三越情報サービスを分割会社、当社の兄弟会社である株式会社伊勢丹の子会社、株式会社三越伊勢丹システム・ソリューションズを承継会社とする分割型吸収分割であります。なお、この分割により当社が取得した株式会社三越伊勢丹システム・ソリューションズ株式会社については、当社の親会社である株式会社三越伊勢丹ホールディングスに売買により譲渡しております。

(3) 結合後企業の名称

株式会社三越伊勢丹システム・ソリューションズ

(4) 取引の目的を含む取引の概要

当社の100%子会社である株式会社三越情報サービスの情報システム関連事業を株式会社三越伊勢丹システム・ソリューションズと統合し、当社グループの情報システム関連事業・資産を集約するものです。

2. 実施した会計処理の概要

当該会社分割は、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 最終改正平成19年11月15日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

当事業年度(自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 平成20年3月1日 至 平成20年9月30日)

(1) 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
役員及びその近親者	北山 禎介		当社取締役 株式会社三井住友銀行取締役 役会長	被所有直接 0.0			資金の借入 利息の支払	10,000 104	短期借入金 長期借入金 未払費用	10,000 51,633 85

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 資金の借入については、借入利率は市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間1年6ヶ月～5年、期限一括又は分割返済としております。
2. 上記取引は、北山禎介氏が、第三者(株式会社三井住友銀行)の代表者として行った取引であります。また、北山禎介氏は平成20年3月31日に当社社外取締役を退任した為、取引については平成20年3月分を、期末残高については平成20年3月末日残高を記載しております。

(2) 子会社等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	株式会社三越友の会	100	百貨店業	所有直接 100.0	当社従業員 8人	買物券の受入	資金の預り 利息の支払	28,950 1,362	預り金	54,084

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 株式会社三越友の会の利息の支払の利率については、市場金利等を勘案して決定しております。

当事業年度(自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 子会社および関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	株式会社三越友の会	東京都千代田区	100	百貨店業	所有直接 100.0	買物券の受入 役員の兼任	資金の預り 利息の支払	24,002 1,159	預り金	51,532
子会社	株式会社三越不動産	東京都千代田区	100	その他事業(不動産管理業)	所有直接 100.0	土地・建物賃貸借 役員の兼任	固定資産の売却 売却代金 売却益 固定資産の購入	15,180 12,990 11,265		
子会社	三越企業有限公司			百貨店業			清算配当 配当金額 清算益	659 415		

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 株式会社三越友の会の利息の支払の利率については、市場金利等を勘案して決定しております。
2. 株式会社三越不動産の固定資産の売却価額および購入価額については、不動産鑑定士の鑑定価額に基づいて決定しており、支払条件は引渡時一括現金払であります。
3. 三越企業有限公司は平成21年3月27日をもって清算終了しております。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	株式会社伊勢丹	東京都新宿区	36,763	百貨店業		商品券の受入 資金の借入 役員の兼任	資金の借入 利息の支払	20,000 17	短期借入金	19,999

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 株式会社伊勢丹の利息の支払の利率については、市場金利等を勘案したグループ内融資利率に基づいて決定しております。

(3)親会社の役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の役員及びその近親者	畔柳 信雄			株式会社三越伊勢丹ホールディングス取締役 株式会社三菱東京UFJ銀行代表取締役会長	(被所有) 間接1.38%	資金の借入	資金の借入	600	短期借入金	3,000
									長期借入金	7,000
							利息の支払	64	未払費用	7
親会社の役員及びその近親者	北山 禎介			株式会社三越伊勢丹ホールディングス監査役 株式会社三井住友銀行代表取締役会長	(被所有) 間接0.61%	資金の借入	資金の借入	9,402	短期借入金	21,133
									長期借入金	42,500
							利息の支払	560	未払費用	48

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 資金の借入については、借入利率は市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しており、長期借入金の返済条件は期間1年6ヶ月～5年、期限一括又は分割返済としております。
2. 取引金額のマイナスは借入の返済(純額)を示しております。
3. 上記取引は、畔柳信雄氏および北山禎介氏が、第三者(株式会社三菱東京UFJ銀行および株式会社三井住友銀行)の代表者として行った取引であります。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1)親会社情報

(株)三越伊勢丹ホールディングス(東京証券取引所に上場)

(2)重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は新光三越百貨股? 有限公司であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

新光三越百貨股? 有限公司

流動資産合計	28,818
固定資産合計	73,603
流動負債合計	39,674
固定負債合計	468
純資産合計	62,279
売上高	172,345
税引前当期純利益金額	12,383
当期純利益	9,168

(注) 新光三越百貨股? 有限公司の要約財務諸表は平成20年12月31日決算日現在の財務諸表によっております。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成20年3月1日 至 平成20年9月30日)		当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	182円95銭	1株当たり純資産額	192円01銭
1株当たり当期純損失	12円18銭	1株当たり当期純利益	9円57銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失のため、記載をしております。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載をしております。	

(注) 1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎

項目	前事業年度 (自 平成20年3月1日 至 平成20年9月30日)	当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり当期純利益又は当期純損失		
損益計算書上の当期純利益 又は当期純損失() (百万円)	5,998	4,714
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る当期純利益 又は当期純損失() (百万円)	5,998	4,714
普通株式の期中平均株式数(株)	492,615,289	492,622,356
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(株)		
(うち新株予約権付社債(株))	()	()
(うち新株予約権(株))	()	()
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要		

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成20年3月1日 至 平成20年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)

(会社分割)

当社は、平成21年1月29日の取締役会の決議に基づき、株式会社三越保険サービス、株式会社三越友の会、株式会社エム・ロジスティクス・ソリューションズおよび株式会社プロネットに係る子会社等の経営管理及び営業支援業務（以下「本件事業」）を、親会社である株式会社三越伊勢丹ホールディングス（以下「HDS」）へ承継させる会社分割（以下「本会社分割」）を平成21年4月1日に実施しました。

1. 会社分割の目的

HDSでは、事業・機能の選択と集中により、経営資源をグループ全体で再配分・最大限活用することで、お客さま満足の向上、生産性の向上を図るべく、グループ体制を構築することを目指しております。

その一環として、システム事業につきましては、三越及び伊勢丹のシステム子会社を統合し、株式会社三越伊勢丹システム・ソリューションズとした上で、平成20年10月1日にHDSの直接子会社としております。

今般、システム事業に続き、カード・保険、友の会、物流、人材サービスの各事業につきましても、各事業に係る子会社の経営管理及び営業支援業務をHDSへ承継し、当該各子会社をHDSの直接子会社とすることといたしました。

2. 会社分割の要旨

(1) 吸収分割の効力発生日

平成21年4月1日

(2) 分割方式

当社を分割会社とし、HDSを承継会社とする吸収分割です。

(3) 分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

3. 分割する事業部門の概要

(1) 分割する部門の事業内容

当社のカード・保険子会社、友の会子会社、物流子会社及び人材サービス子会社に係る経営管理及び営業支援業務

(2) 分割する資産、負債の項目及び金額

		(単位：百万円)	
項目	帳簿価格	項目	帳簿価額
関係会社株式	275	純資産	275
合計	275	合計	275

(注) 関係会社株式の内容は、株式会社三越保険サービス、株式会社三越友の会、株式会社エム・ロジスティクス・ソリューションズおよび株式会社プロネットの株式です。

[前へ](#) [次へ](#)

(附属明細表)

前事業年度(自平成20年3月1日至平成20年9月30日)

(有価証券明細表)

株式

銘柄		株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	
投資有価証券	その他有価証券	サクラ・プリファードキャピタル	3,750	3,750
		三井生命保険(株)	2,003,100	1,001
		松竹(株)	985,000	563
		三井物産(株)	435,528	556
		(株)歌舞伎座	115,000	540
		(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	524,000	467
		全日本空輸(株)	974,222	365
		(株)さいか屋	590,000	194
		(株)御園座	200,000	186
		(株)三陽商会	240,000	130
		その他157銘柄	4,474,345	1,995
		計	10,544,945	9,751

(有形固定資産等明細表)

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物設備	239,617	12,084	3,477 (169)	248,223	149,902	4,786	98,320
構築物	1,598	4	20 (4)	1,582	1,303	18	279
機械装置	5,120	143	483 (59)	4,779	3,625	122	1,153
車両運搬具	46			46	44	0	2
器具備品	14,219	296	346 (38)	14,170	10,561	502	3,608
土地	192,656	4,829	4,852 (57)	192,633			192,633
リース資産		205		205	26	26	179
建設仮勘定	8,822	8,342	14,653	2,510			2,510
有形固定資産計	462,081	25,906	23,835 (327)	464,152	165,464	5,458	298,688
無形固定資産							
借地権	25,471			25,471			25,471
ソフトウェア	3,763	495	370 (28)	3,888	2,003	465	1,884
その他	723	271	414 (10)	580	105	5	475
無形固定資産計	29,957	766	784 (38)	29,939	2,109	471	27,830
長期前払費用	7,215	236	115 (29)	7,336	2,745	258	4,591

(注) (1) 「建物設備」の当期増加額の主なものは、日本橋本店改装等9,981百万円であります。

(2) 「当期減少額」の欄の()は内数で、当期の減損損失計上額であります。

(社債明細表)

該当事項はありません。

(借入金等明細表)

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	23,540	52,963	1.1	
1年以内に返済予定の長期借入金	76,138	104,115	1.3	
1年以内に返済予定のリース債務		45		
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	80,770	22,300	1.6	平成21年12月～ 平成24年7月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)		133		平21年10月～ 平成25年2月
合計	180,448	179,558		

(注) (1) 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

(2) リース債務の平均利率については、リース総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

(3) 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の決算日後5年内における1年ごとの返済予定額は次のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	15,200	4,100	3,000	
リース債務	45	45	33	10

(引当金明細表)

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	734	152	39	20	826
ポイント費用引当金	253	109	48	0	315
商品券回収損引当金		12,031	1,038		10,993
子会社投資損失引当金	306				306

(注) (1) 貸倒引当金の当期減少額のうち、債権回収等によるものであります。

(2) ポイント費用引当金の当期減少額のうち、ポイント失効等によるものであります。

当事業年度（自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日）

(有価証券明細表)

株式

		銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)
投資有価証券	その他有価証券	エスエムエフジー・プリファード・ キャピタル・ジェイピーワイ・ツー ・リミテッド	37	3,700
		三井生命保険(株)	2,003,100	1,001
		松竹(株)	985,000	656
		(株)歌舞伎座	115,000	456
		三井物産(株)	435,528	429
		全日本空輸(株)	974,222	376
		(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	524,000	249
		(株)御園座	200,000	156
		(株)沖縄三越	2,000	100
		三井石油開発(株)	189,000	94
		その他150銘柄	5,343,608	1,605
		計	10,771,495	8,826

(有形固定資産等明細表)

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物設備	248,223	4,804	3,861	249,166	151,280	4,099	97,886
構築物	1,582	15	6	1,591	1,313	15	278
機械装置	4,779	80	30	4,829	3,703	103	1,125
車両運搬具	46	3	8	41	37	0	4
器具備品	14,170	664	466	14,367	10,561	434	3,806
土地	192,633	30,503		223,136			223,136
リース資産	205			205	49	22	156
建設仮勘定	2,510	20,778	16,933	6,355			6,355
有形固定資産計	464,152	56,850	21,307	499,695	166,945	4,676	332,750
無形固定資産							
借地権	25,471	22	21,489	4,003			4,003
ソフトウェア	3,888	296	269	3,914	2,122	388	1,792
その他	580	142	192	530	109	4	420
無形固定資産計	29,939	461	21,952	8,448	2,231	392	6,217
長期前払費用	7,336	392	937	6,792	2,517	709	4,274

(注) (1) 「土地」の当期増加額は、日本橋本店新館・銀座店・仙台店等の土地取得によるものであります。

(2) 「借地権」の当期減少額は、銀座店・仙台店の底地権取得に伴う土地勘定への振替、および借地権付建物の売却によるものであります。

(社債明細表)

該当事項はありません。

(借入金等明細表)

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	52,963	69,149	0.8	
1年以内に返済予定の長期借入金	104,115	72,560	1.3	
1年以内に返済予定のリース債務	45	45		
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	22,300	37,100	1.3	平成22年9月～ 平成24年7月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	133	111		平成22年4月～ 平成25年2月
合計	179,558	178,965		

(注) (1) 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

(2) リース債務の平均利率については、リース総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上しているため、記載していません。

(3) 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の決算日後5年内における1年ごとの返済予定額は次のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	30,500	5,100	1,500	
リース債務	45	43	22	

(引当金明細表)

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	826	174	8	9	983
賞与引当金		13			13
ポイント費用引当金	315	87	87	0	315
商品券回収損引当金	10,993	2,891	1,357		12,526
子会社投資損失引当金	306	369			675

(注) (1) 貸倒引当金の当期減少額のうち、債権回収等によるものであります。

(2) ポイント費用引当金の当期減少額のうち、一部のポイントサービスの終了に伴う清算によるものであります。

[前へ](#)

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで																																																										
定時株主総会	6月中																																																										
基準日	3月31日																																																										
剰余金の配当の基準日	3月31日、9月30日																																																										
1単元の株式数	100株																																																										
単元未満株式の買取り・買増し																																																											
取扱場所	東京都江東区東砂七丁目10番11号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部																																																										
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社																																																										
取次所																																																											
買取手数料	無料																																																										
公告掲載URL	http://www.imhds.co.jp (但し、事故、その他の止むを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。)																																																										
株主に対する特典	<p>1 株主お買物優待券(無料駐車時間1時間延長券付き)</p> <p>3月末日及び9月末日現在において1単元以上保有している株主に対してそれぞれ7月上旬及び12月上旬に「株主お買物優待券」(買物割引券)を発行し、当社グループ各店にて現金、商品券及び全国百貨店共通商品券で合計3,150円(消費税を含む)以上のお買物(割引除外品目を除く)について10%引きの割引を行います。</p> <table border="0"> <tr> <td>発行基準</td> <td>100株以上</td> <td>500株未満</td> <td>.....</td> <td>3枚</td> </tr> <tr> <td></td> <td>500株以上</td> <td>1,000株未満</td> <td>.....</td> <td>6枚</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,000株以上</td> <td>2,000株未満</td> <td>.....</td> <td>12枚</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2,000株以上</td> <td>3,000株未満</td> <td>.....</td> <td>15枚</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,000株以上</td> <td>4,000株未満</td> <td>.....</td> <td>18枚</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4,000株以上</td> <td>5,000株未満</td> <td>.....</td> <td>24枚</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,000株以上</td> <td>10,000株未満</td> <td>.....</td> <td>30枚</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10,000株以上</td> <td></td> <td>.....</td> <td>60枚</td> </tr> </table> <p>有効期限 7月上旬発行の株主お買物優待券.....同年12月末日 12月上旬発行の株主お買物優待券.....翌年7月末日</p> <p>2 株主ご優待クーポン券</p> <p>3月末日及び9月末日現在において1単元以上保有している株主に対し「株主ご優待クーポン券(特定ショップでの10%引きの割引)」を発行します。</p> <table border="0"> <tr> <td>発行基準</td> <td>100株以上</td> <td>1,000株未満</td> <td>.....</td> <td>1冊</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,000株以上</td> <td></td> <td>.....</td> <td>2冊</td> </tr> </table> <p>有効期限 7月上旬発行の株主ご優待クーポン券.....同年12月末日 12月上旬発行の株主ご優待クーポン券.....翌年7月末日</p> <p>3 株主お食事ご利用券</p> <p>3月末日及び9月末日現在において10単元以上保有している株主に対して「株主お食事ご利用券3,000円」(食事優待券)を発行し、当社グループ各店、静岡伊勢丹、新潟伊勢丹の各レストラン街及び伊勢丹会館内のレストラン・喫茶での飲食代金に充当します。</p> <table border="0"> <tr> <td>発行基準</td> <td>1,000株以上</td> <td>.....</td> <td>1枚</td> </tr> </table> <p>有効期間 7月上旬発行の株主お食事ご利用券...同年7月1日から12月末日まで 12月上旬発行の株主お食事ご利用券...翌年1月2日から6月末日まで</p> <p>4 クイーンズ伊勢丹 株主お買物優待券</p> <p>3月末日及び9月末日現在において1単元以上保有している株主に対し「クイーンズ伊勢丹 株主お買物優待券」(買物割引券)を発行し、クイーンズ伊勢丹各店にて現金及び当社発行の商品券(全国百貨店共通商品券は除く)で合計3,000円(消費税を含む)以上のお買物(割引除外品目を除く)について10%引きの割引を行います。</p> <table border="0"> <tr> <td>発行基準</td> <td>100株以上</td> <td>.....</td> <td>20枚</td> </tr> </table> <p>有効期限 7月上旬発行のクイーンズ伊勢丹 株主お買物優待券.....同年12月末日 12月上旬発行のクイーンズ伊勢丹 株主お買物優待券.....翌年7月末日</p>	発行基準	100株以上	500株未満	3枚		500株以上	1,000株未満	6枚		1,000株以上	2,000株未満	12枚		2,000株以上	3,000株未満	15枚		3,000株以上	4,000株未満	18枚		4,000株以上	5,000株未満	24枚		5,000株以上	10,000株未満	30枚		10,000株以上		60枚	発行基準	100株以上	1,000株未満	1冊		1,000株以上		2冊	発行基準	1,000株以上	1枚	発行基準	100株以上	20枚
発行基準	100株以上	500株未満	3枚																																																							
	500株以上	1,000株未満	6枚																																																							
	1,000株以上	2,000株未満	12枚																																																							
	2,000株以上	3,000株未満	15枚																																																							
	3,000株以上	4,000株未満	18枚																																																							
	4,000株以上	5,000株未満	24枚																																																							
	5,000株以上	10,000株未満	30枚																																																							
	10,000株以上		60枚																																																							
発行基準	100株以上	1,000株未満	1冊																																																							
	1,000株以上		2冊																																																							
発行基準	1,000株以上	1枚																																																								
発行基準	100株以上	20枚																																																								

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | | |
|-----------------------|---|-------------------------------|---------------------------|
| (1) 有価証券届出書の
訂正届出書 | 平成19年10月31日有価証券届出書並び
に同年12月7日、同月21日及び平成20年
3月4日有価証券届出書の訂正届出書
の訂正届出書 | 平成20年6月23日
関東財務局長に提出。 | |
| (2) 四半期報告書
及び確認書 | 第1期
第1四半期 | 自 平成20年4月1日
至 平成20年6月30日 | 平成20年8月14日
関東財務局長に提出。 |
| | 第1期
第2四半期 | 自 平成20年7月1日
至 平成20年9月30日 | 平成20年11月13日
関東財務局長に提出。 |
| | 第1期
第3四半期 | 自 平成20年10月1日
至 平成20年12月31日 | 平成21年2月13日
関東財務局長に提出。 |
| (3) 臨時報告書 | 企業内容等の開示に関する内閣府令第
19条第2項第6号の2(提出会社が株式
交換完全親会社となる株式交換が行わ
れることが提出会社の業務執行を決定
する機関により決定されたこと)の規定
に基づく臨時報告書 | 平成21年6月16日
関東財務局長に提出。 | |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年 6月29日

株式会社三越伊勢丹ホールディングス

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 長 坂 隆
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 関 口 弘 和
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 永 澤 宏 一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 阪 中 修

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三越伊勢丹ホールディングスの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三越伊勢丹ホールディングス及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 重要な後発事象に記載されている通り、会社は、平成21年6月16日開催の取締役会において、株式交換及び会社分割を行うことを決議した。
2. 重要な後発事象に記載されている通り、平成21年5月29日に会社が設立した株式会社札幌丸井今井及び株式会社函館丸井今井は、平成21年6月29日に株式会社丸井今井との間で事業譲渡契約を締結した。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社三越伊勢丹ホールディングスの平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社三越伊勢丹ホールディングスが平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成21年 6月29日

株式会社三越伊勢丹ホールディングス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 長 坂 隆
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 関 口 弘 和
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 永 澤 宏 一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 阪 中 修

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三越伊勢丹ホールディングスの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第1期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三越伊勢丹ホールディングスの平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 重要な後発事象に記載されている通り、会社は、平成21年6月16日開催の取締役会において、株式交換及び会社分割を行うことを決議した。
2. 重要な後発事象に記載されている通り、平成21年5月29日に会社が設立した株式会社札幌丸井今井及び株式会社函館丸井今井は、平成21年6月29日に株式会社丸井今井との間で事業譲渡契約を締結した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。